

第Ⅲ章 世界の通商ルール形成の動向

第1節 世界と日本のFTAの現状

(1) 世界のFTA概観

■世界のFTA発効件数は301件

世界の自由貿易協定（FTA、発効済み）の件数は、2018年6月末現在、301件となっている（ジェトロ調べ、関税同盟を含む。資料「表16 世界のFTA一覧」を参照）。新規に発効するFTAの数は鈍化しており、2017年は8件にとどまった（図表Ⅲ-1）。1990年代以降の新規発効FTA件数を5年ごとに見ると、2005～09年にかけて全世界で78件のFTAが発効したのをピークに発効のペースは落ちている。

その一つの原因として、FTAの大型化が指摘される。2010年代前半以降、比較的経済規模の大きな国・地域同士や多国間FTAの交渉が増加し、FTA交渉に要する期間が長期化した。2017年はこうした大型FTAの交渉に前進が見られ、同年9月にEUカナダFTAの暫定適用^(注1)が開始された（図表Ⅲ-2）。2007年6月の共同研究開始から10年以上を要したが、カナダにとっては米国に次いで

図表Ⅲ-1 世界の地域・年別別FTA発効件数（2018年6月末現在）
(単位：件)

	アジア 大洋州	米州	欧州	中東・ アフリカ	ロシア・ CIS	地域 横断	合計
1955～59年			1	1			2
60～64年		1	1	1			3
65～69年							0
70～74年		1	1			2	4
75～79年	2					1	3
80～84年	2	1					3
85～89年		3		1		2	6
90～94年	4	1	5	1	5	1	17
95～99年		7	3	9	14	6	39
2000～04年	9	7	5	8	3	18	50
2005～09年	20	8	5	4	2	39	78
2010～14年	13	11	6		1	35	66
2015年～	8	5	1		1	15	30
2015年	5	1	1		1	3	11
2016年	1	2				6	9
2017年	1	2				5	8
2018年	1					1	2
合計	58	45	28	25	26	119	301

〔資料〕WTO、各国政府・機関資料から作成

(注1) EUのFTAに関して、EU諸機関の手続きのみで効力を発する協定部分で、関税撤廃を含む。ジェトロ集計では暫定適用をもって発効件数に含める。

図表Ⅲ-2 2017年以降に発効したFTA

地域	国・地域	発効年月
アジア・大洋州	香港・マカオ	2017年10月
	シンガポール・スリランカ	2018年5月
米州	ホンジュラス・ペルー	2017年1月
	エルサルバドル・エクアドル	2017年11月
地域横断	カナダ・ウクライナ	2017年8月
	EU・カナダ (CETA)	2017年9月
	メルコスール・エジプト	2017年9月
	EFTA・ジョージア	2017年9月
	トルコ・シンガポール	2017年10月
	中国・ジョージア	2018年1月

〔注〕①エルサルバドル・エクアドルは特惠貿易協定。

②各地域協定の加盟国は以下の通り。

メルコスール：ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ（、ベネズエラ）

EFTA（欧州自由貿易連合）：スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン

〔資料〕WTO、各国・地域政府・機関資料から作成

で2番目に大きな貿易パートナーとのFTAが暫定適用に至った。日本が参加する「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」（CPTPP、通称TPP11）や日EU経済連携協定（日EU・EPA）も大型FTAの代表例であり、交渉には長期間を要した。TPP11は2017年11月に大筋合意し2018年3月に署名、日EU・EPAは2017年12月に交渉妥結し2018年7月に署名と、いずれも2017年以降、発効に向けて前進を見せた。

米EU間のFTAにも動きが見られた。米EU間では2013年7月に環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）の交渉が開始されたが、2016年11月の米大統領選後、交渉は凍結されていた。しかし、2018年に入り米EU間の貿易協定交渉の再開の議論が聞かれた。米国が鉄鋼とアルミニウムに対する追加関税を導入した際に、EU側はTTIP交渉の再開は望まないものの、該当製品のみならず幅広い分野の関税削減について交渉する意欲を示していた。一方の米国側はEUとのFTAに積極的な姿勢を見せておらず、これまで具体的な進展はない。米EU間の貿易は他国・地域に及ぼす影響も大きく、今後の動向が引き続き注目される。

途上国を含む多国間FTAの進展も見られる。豪州やニュージーランドなどの大洋州10カ国は、2017年6月に太平洋諸国経済緊密化協定（PACER Plus）に署名した。また、ASEANと香港は、2017年9月にFTA交渉を妥結、同年11月に署名し、2019年1月ごろの発効を目指している。アジア地域ではこのほか、韓国が2018年2月に中米5カ国（コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）とFTAを署名した。韓国は自動

図表Ⅲ-3 主要国・地域の発効済FTAカバー率 (2017年) (単位：%)

	FTAカバー率			発効相手国・地域 (往復)								
	往復貿易	輸出	輸入	第1位			第2位			第3位		
日本	23.3	21.5	25.2	ASEAN	15.2	豪州	4.0	メキシコ	1.2			
米国	39.0	46.6	34.0	NAFTA	29.3	韓国	3.1	DR-CAFTA	1.4			
カナダ	79.8	86.8	73.5	NAFTA	66.6	EU	9.9	韓国	1.3			
メキシコ	79.5	92.6	66.6	NAFTA	65.4	EU	8.7	日本	2.7			
チリ	90.8	90.1	91.5	中国	25.0	米国	16.3	EU	14.3			
ペルー	89.3	88.9	89.7	中国	24.4	米国	18.0	EU	13.6			
コロンビア	66.2	67.3	65.2	米国	26.9	EU	14.7	太平洋同盟	10.1			
ブラジル	16.1	17.5	14.2	メルコスール	9.6	CAN	3.1	チリ	2.3			
EU28	75.4	76.3	74.4	EU	63.8	スイス	2.5	トルコ	1.5			
域外貿易	31.6	34.4	28.8	スイス	6.9	トルコ	4.1	EEA	3.3			
中国	29.8	22.8	38.8	ASEAN	12.3	韓国	6.9	台湾	4.9			
韓国	68.2	72.4	63.0	中国	22.8	ASEAN	14.2	米国	11.3			
ASEAN	58.8	56.1	61.6	ASEAN	22.3	中国	16.7	日本	8.4			
シンガポール	78.6	74.8	80.7	ASEAN	23.9	中国	14.4	米国	9.0			
マレーシア	63.3	63.1	63.6	ASEAN	27.5	中国	16.4	日本	7.8			
ベトナム	58.1	44.2	71.4	中国	20.2	韓国	13.8	ASEAN	11.6			
タイ	59.7	57.3	62.3	ASEAN	22.7	中国	16.1	日本	11.8			
インドネシア	65.8	62.2	69.6	ASEAN	24.1	中国	18.0	日本	10.1			
インド	18.9	22.2	16.7	ASEAN	10.8	韓国	2.8	日本	2.0			
オーストラリア	68.4	71.6	65.1	中国	27.7	ASEAN	12.6	日本	11.0			
ニュージーランド	54.1	56.5	51.8	中国	21.0	豪州	14.4	ASEAN	12.4			

[注] ① FTAカバー率は、FTA発効済国・地域 (2018年6月末時点) との貿易が全体に占める比率。金額は2017年の貿易統計に基づく。
 ② 略語は、ドミニカ共和国・中米諸国とのFTA (DR-CAFTA)、アンデス共同体 (CAN)、欧州経済地域 (EEA)。
 ③ 中国は、香港 (7.1%) とマカオ (0.1%) を除く。
 ④ カナダ、シンガポールは再輸出分を除いた輸出統計を採用。
 [資料] 各国政府資料、各国貿易統計、“DOTS (2018年6月29日版)” (IMF) から作成

車、鉄鋼や化粧品などの輸出増に期待を寄せる。アフリカでは、アフリカ連合加盟国のうち44カ国が、2018年3月に大陸自由貿易圏 (CFTA) 設立協定に署名した。22カ国の批准をもって同協定は適用が開始される。大国の南アフリカ共和国やナイジェリアが署名していないこと、関税撤廃スケジュールや原産地規則といった技術的な交渉が残されていること、など課題が挙げられる。しかし、2007年以降、アフリカ内での新規FTA発効はなく、域内貿易比率の低いアフリカ諸国間の貿易活性化に向けて、今後の進展が注目される。

2017年の貿易統計を基に集計した発効済FTAカバー率 (当該国の全貿易総額に占めるFTA発効相手国との貿易額の割合) を見ると、往復貿易額ベースでは日本が23.3%、米国が39.0%、中国が29.8%、韓国が68.2%などとなった (図表Ⅲ-3)。主要国・地域の中で前年から大きな変動があったのはカナダだ。先述のとおりEUとのFTAの暫定適用が始まったカナダのFTAカバー率は、前年の70.5% (2016年貿易額ベース) から9.3%ポイント増の79.8%に上昇した。カナダの発効相手国・地域を見ると、昨年まで2位だった韓国が3位に後退し、EUが第2位となった。

(2) 日本のFTA動向

日本は2017年に新規に発効したFTAがなかったため、

発効済FTAカバー率は前年と同水準の23.3%にとどまった (図表Ⅲ-4)。ASEANが日本のカバー率の6割超を占め、重要なFTAパートナーであることが分かる。2016年には日本ASEAN・FTA (AJCEP) のサービス貿易章と投資章の交渉が終了した。AJCEPは2008年12月より各国が批准、発効させていく中で、インドネシアの批准が遅れていたが、2018年3月に日本インドネシア間でもAJCEPが発効し、適用が開始された。これでシンガポール、マレーシア、タイ、ブルネイ、フィリピン、ベトナムに続き、インドネシアとの貿易でも二国間FTAとAJCEPの二つのFTAが利用可能となった。

ともに2018年に署名に至ったTPP11、日EU・EPAは今後の

日本のFTAカバー率の向上に寄与する。TPP11の発効で新規にFTAを結ぶことになるカナダ、ニュージーランドが日本の貿易総額に占める割合はそれぞれ1.5%、0.4%で、合計で1.9%のFTAカバー率の上昇となる。TPP11は現在、各国内の批准プロセスに移行しており、2018年4月にメキシコが批准を終えているほか、日本は2018年7月に国内批准が完了した。カナダは同年6月、TPP11批准のための法案を議会に提出、同年秋ごろまでの批准を見込んでいる。豪州の外務貿易省貿易交渉局第一次官補も、同国が他の加盟国に先んじて批准手続きを行わなければ、同協定の活用において不利になると話し、早期批准の重要性を訴えている。

日本のEUとの往復貿易は貿易総額の11.3%を占め、日EU・EPAが発効すればEUはASEANに次ぐFTAパートナーとなる。輸出では一般機械 (13.1%)、輸送機器 (12.6%) などの比率が高く、主要産業の輸出拡大への後押しが期待される。これまでEU市場では、同地域と既にFTAを結んでいた韓国に価格優位性のある品目があったが、日EU・EPAの発効により日本製品の価格競争力の向上が期待できる。輸入をみても、化学品が29.3%とこれまでのFTAパートナーと比べて非常に大きなシェアを占める。同協定は2017年12月に交渉妥結し、2018年7月に署名に至った。今後、参加国・地域での批准手続きの後、2019年早期の発効が期待されている。上記二

図表Ⅲ-4 日本の貿易構造と発効済、署名済、交渉中のFTA

品別	世界 (100万ドル)	発効済											発効済 + 署名済 新規	
		計	発効済							署名済				
			豪州	ASEAN	インド	メキシコ	ペルー	チリ	計	TPP11 カナダ NZ	EU			
輸出														
輸送機器	164,075	17.0	4.7	8.4	0.3	2.3	0.3	0.6	15.1	3.1	1.0	12.6	33.6	
一般機械	138,452	19.3	1.1	14.4	1.7	1.9	0.0	0.1	10.0	0.7	0.3	13.1	33.4	
電気機器	105,600	21.1	0.4	18.3	1.0	1.3	0.0	0.0	11.7	0.6	0.0	9.9	31.6	
化学品	89,361	18.8	1.0	13.9	2.1	0.7	0.1	0.2	9.1	0.4	0.1	10.2	29.5	
鉄鋼	37,802	37.3	0.6	28.5	3.3	4.5	0.2	0.2	15.4	0.6	0.1	2.9	40.9	
輸出総額	698,329	21.5	2.3	15.2	1.3	1.6	0.1	0.3	13.2	1.4	0.4	11.1	34.3	
輸入														
鉱物性燃料	141,112	31.2	18.2	11.4	0.9	0.6	0.1	0.0	26.7	1.1	0.0	0.2	32.5	
機械機器	220,209	19.4	0.1	16.3	0.3	1.2	0.0	0.0	9.7	0.5	0.0	14.5	34.4	
化学品	78,295	21.3	0.4	14.7	1.2	0.3	0.0	0.2	8.9	1.0	0.3	29.3	51.9	
食料品類	63,256	27.4	6.1	14.2	1.2	1.7	0.3	3.0	21.2	4.0	2.1	14.7	48.3	
繊維製品	35,067	25.4	0.1	23.8	1.2	0.1	0.0	0.0	12.4	0.1	0.0	5.3	30.9	
輸入総額	672,096	25.2	5.8	15.3	0.8	0.9	0.3	1.0	17.1	1.6	0.4	11.6	38.8	
往復貿易	1,370,426	23.3	4.0	15.2	1.0	1.2	0.2	0.6	15.1	1.5	0.4	11.3	36.5	

とが同意された。

その他のFTAでは、日中韓FTAの交渉がRCEPと並行する形で行われており、2018年3月に第13回交渉会合が開催された。さらに、2014年に

品別	交渉中計	交渉中					合計	米国	合計 (米国含む)	
		RCEP	中国		韓国	トルコ				GCC
			中国	韓国						
輸出										
輸送機器	30.2	23.0	7.6	1.0	0.5	6.3	49.3	82.7		
一般機械	50.8	48.5	21.4	9.7	0.8	1.4	66.8	88.2		
電気機器	52.9	51.8	25.2	6.9	0.4	0.7	64.8	79.0		
化学品	57.8	56.2	25.8	13.2	0.3	1.1	70.0	82.5		
鉄鋼	70.1	66.3	19.1	14.7	0.5	2.8	78.6	86.6		
輸出総額	48.7	45.7	19.0	7.6	0.5	2.4	63.9	83.2		
輸入										
鉱物性燃料	80.1	33.4	0.7	2.2	0.0	46.4	82.1	86.4		
機械機器	60.1	60.0	38.7	4.5	0.1	0.0	77.7	91.3		
化学品	41.2	40.3	18.1	5.6	0.0	0.8	76.4	92.6		
食料品類	41.1	40.2	13.0	3.5	0.3	0.0	65.7	85.4		
繊維製品	88.1	87.6	61.2	1.3	0.4	0.0	93.8	95.0		
輸入総額	61.2	50.9	24.5	4.2	0.1	10.1	77.8	88.5		
往復貿易	54.8	48.3	21.7	5.9	0.3	6.1	70.6	85.7		

〔資料〕財務省貿易統計から作成

交渉が開始されたトルコとのFTAは、2018年6月に第10回会合が行われ、早期妥結を目指している。コロンビアとのFTA交渉は2012年12月に開始され計13回の会合が行われたが、2015年を最後に交渉は行われていない。加えて、中東地域6カ国が加盟する湾岸協力理事会(GCC)とのFTA交渉は、2009年の第4回非公式会合以降、交渉が延期されている。

これら交渉中のFTAが全て発効すると、日本のFTAカバー率は70.6%まで上昇する。図表Ⅲ-4の主要産業別に見ると、輸出では輸送機器を除いて、輸入では五つの品目全てでFTAカバー率が60%を超える。輸送機器の輸出は、最重要市場である米国がFTAパートナーに追加されると、FTAカバー率は80%超となる。

つのFTAが期待される通り2019年に発効すれば、日本のFTAカバー率は36.5%（2017年貿易額ベース）まで上昇する。日本とのFTAの発効により、EUのFTAカバー率（域外貿易）も35.0%に上昇する。

現在交渉が進むFTAのうち、日本のFTAカバー率に最も寄与するのが東アジア地域包括的経済連携(RCEP)だ。同FTAで新規にFTAを結ぶことになる中国と韓国は、それぞれ日本の貿易総額の21.7%、5.9%を占める貿易相手国である。特に、中国は2017年に輸出で2番目、輸入は16年連続で最大の相手国であり、同FTAの発効は日本の貿易に大きな影響を及ぼす。2013年5月に交渉が開始されたRCEPは、これまでに閣僚会合(中間会合を含む)を10回、交渉会合を22回開催した。2017年11月のASEAN関連首脳会議の際に発表されたRCEP首脳による共同声明文によると、RCEPは物品貿易やサービス貿易、投資に加え、任意規格・強制規格・適合性評価手続き、人の移動、電子商取引、中小企業、経済技術協力など幅広い分野をカバーするFTAになるとされた。また2018年7月に開催された第5回中間閣僚会合では、「本年末の成果のパッケージを達成する」ことが確認され、2018年中に具体的な進展を目指すこ

と、輸出では輸送機器を除いて、輸入では五つの品目全てでFTAカバー率が60%を超える。輸送機器の輸出は、最重要市場である米国がFTAパートナーに追加されると、FTAカバー率は80%超となる。

米国は、2017年1月にTPPからの離脱を表明したが、2018年に入って以降、大統領が米国通商代表部(USTR)に対し、TPPへの参加について検証するよう指示を出したほか、「米国に有利な条件」が提示されるのであれば再び参加するとコメントした。一方、日本を含む現加盟国は再交渉に否定的な立場をとっており、現時点で米国復帰のめどは立っていない。TPP11諸国は、現加盟国以外のTPP11への参加手続きなどに関する議論に着手したところである。

また米国は、複数国間ではなく二国間FTAを重視する姿勢を崩していない。2018年4月に行われた日米首脳会談では、米国にTPP復帰を促す日本側に対し、米側は二国間FTAへの意欲を示すなど、FTA関連の議論は平行線をたどった。同会談では米国の対日貿易赤字を含めた貿易に関する議論を行う新しい通商対話の枠組みの発足が合意されており、今後の対話の行方が注目される。

■日EU・EPAの概要と活用

日EU経済連携協定（日EU・EPA）が2018年7月17日、署名された。交渉開始から5年、さらに遡ると2007年に日欧産業界で検討タスクフォース（日本側事務局：ジェットロ）を設置した構想段階から足掛け11年での署名達成となった（図表Ⅲ-5）。日EU・EPAは2017年7月に政治レベルでの大枠合意に達した後、詰めの交渉を進め、同12月に全23章からなる協定の交渉妥結を宣言していた。また2018年5月に、EUにおける個人情報保護の新規則、一般データ保護規則（GDPR）が施行されたのに伴い、署名時には日EU間における個人データの移送に関する取り決めの合意も発表された。

EUが近年締結を進める包括的なFTAは、EU域内の手続きの複雑さから発効までに時間がかかっているが、日EU・EPAは今後、比較的早期の発効が期待されている。EU各加盟国における批准が必要とされる投資保護と投資紛争解決が協定自体から切り離されたことで、EU側の批准がEU諸機関のプロセスのみで可能となると見込まれるためである。EU側は2019年5月に欧州議会が任期満了を迎え選挙が予定される上、同年末に欧州委員会も任期末を迎えることから、2019年早期の発効を目指すと思われる。日本も早期の発効を目指す立場で一致している。なお、英国のEU離脱との関係では、2018年3月時点の離脱協定案に基づけば、移行期間中（2020年末まで）はEUが締結した国際条約の義務に服する（離脱

協定案124条）。英国移行期間の間、日EU・EPAの対象に含まれるよう日本側に要請されるとみられるが、効力発生は日本側の同意に基づく。

日EU・EPAの協定内容を概観すると（図表Ⅲ-6）、まず物品貿易では双方で高水準の市場アクセスを達成している。外務省資料によれば、双方工業製品の関税を100%撤廃し、かつ発効時点での同無税割合は日本が品目ベースで96.2%、EUが81.7%に達する。農林水産物を含めた日本の関税撤廃率は品目ベースで約94%と、TPPにおける約束である約95%に近い水準を確保した。

物品貿易に関するルールでは、ワインの貿易促進に関する規定が特徴的である。双方のワイン醸造方法を承認し、承認した方法に基づいて生産されたワインの輸出証明を生産者自らが行う自己認証制度（協定上、「自己証明制度」）を設定している。

物品貿易の原産地証明制度は、輸出者（生産者を含む）の作成する原産地申告書または輸入者の知識に基づく申告による、自己申告制度（一般には「自己証明制度」として知られる）が唯一の制度として採用された。EUはカナダとのFTAで初めて自己証明を唯一の制度として導入し、暫定適用を開始している。日本は合意順ではTPP協定に続いての完全な自己証明制度導入になる。

物品以外の市場アクセスルールでは、まずサービスでは限定列挙した非適合措置（例外的に自由化から除外する措置）以外は原則として自由化する「ネガティブ・リスト」方式を採用した。EUはカナダとのFTAで同方式を初めて採用している。投資でも市場アクセス分野ではサービスと同様ネガティブ・リストに基づく自由化に合意した。しかし投資保護ルールと、投資紛争解決制度については、双方の隔たりが大きく、協定本体からは切り離された。政府調達では、日EUが共に加盟するWTO政府調達協定の義務を上回る公共調達の諸条件に合意している。例えば入札条件に技術的仕様が含まれる場合に、その仕様基準への適合性を判断する試験結果について、相互承認を認めることなど、高度な内容を含んでいる。

日EU・EPAには先進国・地域同士のFTAとして協定の各章に先進的なルールが盛り込まれている。例えば、貿易の技術的障害（TBT）章では、国際規格に関する詳細な規定を置くほか、補助金章では、WTO補助金協定にはない禁止補助金の類型として財務上問題のある企業への補助金禁止を明文化している。貿易と持続可能な発展（環境）章では、FTAとして初めて気候変動に関する「パリ協定」の義務に言及し、両者が協力してその効果的な実施に向けた措置を取ると規定している。さらに、貿易投資の持続可能な発展に対する影響を測る上では、国際規格のほか適切な場合に、「予防的アプローチ」を考慮

図表Ⅲ-5 日EU・EPA署名までの道のり

年月	プロセス
2007年10月	日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルに、検討タスクフォースを設置（日本側事務局：ジェットロ）
2008年7月	タスクフォース合同報告書を福田首相（当時）および駐日欧州連合代表部大使に提出
2009年5月	日EU定期首脳協議にて非関税措置への取り組みに合意
2010年4月	日EU定期首脳協議にて合同ハイレベルグループの設置に合意
2011年5月	日EU定期首脳協議にて「スコーピング作業」（交渉範囲の特定）の早期実施に合意
2012年5月	EU外相（通商担当）理事会にて「スコーピング作業」の終了を発表
2012年7月	欧州委員会がEU全加盟国に日本とのFTA交渉権限付与を求めることを決定
2012年11月	EU外相理事会が欧州委員会に対して日EU・EPA/FTAの交渉開始を承認
2013年3月	両首脳電話首脳会談にて日EU・EPA/FTAの交渉開始を決定、翌月第一回交渉会合開催
2013年4月～2017年4月	合計18回の交渉会合を開催
2017年7月	6日、日EU定期首脳協議にて政治レベルでの大枠合意に達したことを確認
2017年12月	8日、日EU電話首脳会談にて交渉妥結を発表
2018年4月	18日、欧州委員会が日EU・EPAへの署名をEU理事会に提案
2018年7月	日EU・EPA署名 個人データの相互移転について合意発表

〔資料〕ジェットロ、外務省、経済産業省資料から作成

図表Ⅲ-6 日EU・EPAの構成と概要

章	タイトル	概要・特徴的な規定
第1章	総則	・序文、定義、税制および安全保障上の例外、WTO協定との関係など
第2章	物品貿易	・物品貿易に関わる一般規定（内国民待遇、輸出入制限の禁止など） ・セクションCとしてワイン輸出の相互円滑化を規定（「自己証明制度」など）
第3章	原産地規則・証明手続き	・原産地証明制度は自己申告（自己証明）制度を採用 ・書類の保管義務は輸入者は3年、輸出者は4年
第4章	税関行政・貿易円滑化	・通関行政の透明性、通関手続きの簡素化、双方の税関協力など
第5章	貿易救済措置	・二国間セーフガード手続き、WTOセーフガードとの関係について規定 ・貿易救済措置発動に際しての透明性を向上する規定を導入
第6章	衛生植物検疫措置	・検疫手続きの諸条件、簡素化、同等性の承認など ・SPS措置に関する専門委員会を設置
	食品添加物に関する付属書	・透明性、国際規格の考慮、情報交換など ・第21章紛争解決手続きの対象に含まれる
第7章	貿易の技術的障害	・双方が合意する国際規格を列挙するなど国際標準化について詳細な規定 ・相互承認の手法として自己認証宣言の活用を推進
第8章	サービス貿易（一般規定）	・総則、定義、専門委員会の設置、一般的例外規定など
	投資自由化	・サービス分野の投資自由化における非適合措置を列挙 ・一般規則のほか、企業役員国籍規定禁止、特定措置の履行要求禁止など
	越境サービス貿易	・非適合措置を列挙（=ネガティブ・リストの自由化方式を採用） ・市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇の一般規則
	自然人の入国と一時的滞在	・ビジネス目的の移動、滞在の自由を原則化、他の条項との関係を明確化
第8章	規制の枠組み	・参入にライセンス、資格要件を設ける場合の条件、手続きを規定 ・郵便、電気通信、金融、国際海運の分野別規定 ・金融附属書で金融規制協力合同フォーラムを設置
	電子商取引	・関税不賦課、ソースコード要求の禁止、電子署名の承認、消費者保護など ・データ移送の自由については協定発効後3年以内に再検討する
第9章	資本の移動	・第8章の目的のため資本移動の自由を確保、適切な規制を行う権利を確認 ・EUの経済通貨同盟に緊急事態が発生した場合の、一時的セーフガードを規定
第10章	政府調達	・WTO政府調達協定（GPA）上の権利義務に追加する入札条件等を列挙 ・対象となる自治体、政府関係機関をGPAから拡大 ・GPAにおける鉄道安全例外規定をEUに対して解除し、参入を認める
第11章	反トラスト・企業結合	・それぞれの競争法が、民間・公的企業を問わず適用対象となることを確認 ・競争当局の協力を規定
第12章	補助金	・2年ごとにそれぞれが支出する特定性のある補助金の状況を報告 ・貿易投資に著しい悪影響を及ぼす補助金について申し立てる協議を規定 ・財務上問題のある企業への補助金を禁止補助金として明文化
第13章	国有企業	・対象となる国有企業の定義、適用範囲を規定 ・国有企業に対する特別な扱いの禁止、無差別原則
第14章	知的財産	・地理的表示の権利について詳細な規定（エンフォースメントを含む） ・医薬品および農薬の権利保護期間を5年に設定 ・トレードシークレットの侵害に対する法的救済 ・国境措置におけるエンフォースメント（権利侵害に対する執行）を規定
第15章	コーポレートガバナンス	・コーポレートガバナンスの重要性を確認し、適切な情報開示を確保 ・とりわけ取締役会の透明性（適切な数の社外取締役など）について規定
第16章	貿易と持続可能な発展	・FTAとして初めて気候変動に関する「パリ協定」の義務に言及 ・労働の権利、生物多様性、森林保護、漁業資源の保全などへの配慮 ・環境影響評価では、国際規格のほか適切な場合、予防的アプローチを考慮
第17章	透明性	・各種法令等の公表、照会手段の確保を確認
第18章	良い規制慣行・規制協力	・規制立案に際して情報開示、意見機会の確保、当局間の情報交換などを規定 ・動物福祉について規定
第19章	農業分野の協力	・農村開発を含む持続可能な農業の発展を目的とした協力について規定 ・農産品及び食品に関する措置について、情報提供と明確化を要請することができる
第20章	中小企業	・中小企業の利益となる各種情報（貿易、知財、規制・規格など）の積極的な提供 ・中小企業のためのコンタクトポイント（照会所）の設置
第21章	紛争解決	・国家対国家の紛争解決（協議、調停、仲裁）について規定 ・仲裁決定に従わない場合の履行確保、救済について規定
第22章	制度的規則	・合同委員会の設置ほか、各種専門委員会等の設置について確認
第23章	最終規定	・双方の批准手続きが完了後、2カ月後の月初めに発効

〔資料〕 欧州委員会ウェブサイトに掲載された最終合意テキスト（2018年4月18日時点）から作成

することが明記された。予防原則は各種規制の影響評価においてEUが重視する概念であり、その考え方が一定程度反映されたものと考えられる。その他、紛争解決の対象にはならない拘束力の弱い規定とはいえ、コーポ

レートガバナンス章、良い規制慣行・規制協力章、農業協力章などFTAとして先進的な章が設けられている。

日EU・EPAが発効すれば日本にとっては、発効済みFTAではASEANに次ぐ貿易規模の相手となる。EUにとってはスイス、トルコに続く域外貿易パートナーとの協定になる。日本にとっては、毎年EU向けに支払っている関税額約25億前後ドルの負担軽減になると期待される。2017年の輸入額をベースに推計した場合、日本は乗用車の10.7億ドルを筆頭に、HS番号4桁レベルでは31項目で年間1,000万ドル以上、総額で約26億ドルの関税を支払っているとみられる（図表Ⅲ-7）。

EU統計局によれば、既にFTAが発効している韓国からの輸入でFTA特惠税率を利用する割合は輸入額の4割を超える。MFN税率に基づく有税での韓国からの輸入額は12.0%にすぎない。対して日本からの輸入額では、61.8%が有税（MFN税率）であり、無税輸入は37.6%にとどまる（図表Ⅲ-8）。韓国との対EUでの競争力において協定発効による特惠税率適用への期待は大きい。

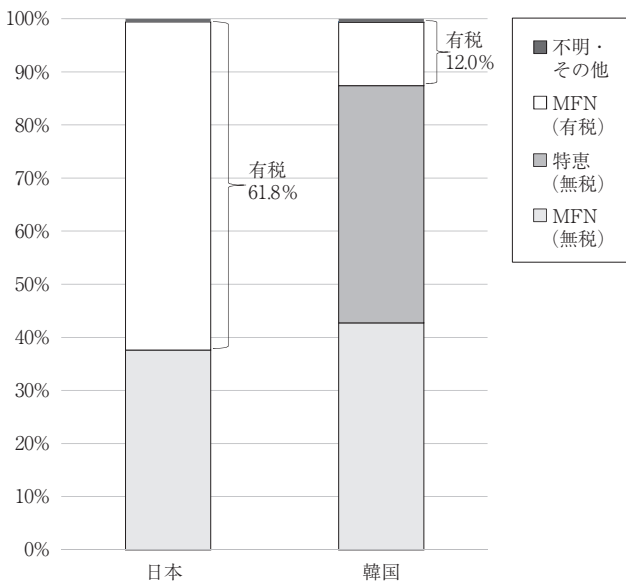
ジェトロのアンケート結果では、日EU・EPAへの日

図表Ⅲ-7 EUの日本からの輸入上位品目の推定関税支払額
(単位：1,000ドル、%)

HS番号	品目名	推定関税支払額	平均 実行 関税率	2017年 輸入額	輸入 構成比
8703	乗用自動車その他の自動車	1,074,504	10.0	10,746,534	13.9
8708	自動車用部品・同付属品	181,755	3.9	4,718,911	6.1
8711	モーターサイクル	68,873	6.1	1,127,823	1.5
8482	玉軸受けおよびころ軸受け	53,409	8.0	667,929	0.9
8411	ターボジェット等のガスタービン	42,297	2.9	1,472,549	1.9
8528	テレビ	40,438	6.8	594,125	0.8
9002	レンズ、プリズム等の光学用品	33,697	6.5	519,055	0.7
8511	エンジンの始動に使用する電気機器	30,879	3.2	964,977	1.3
4011	ゴム製の空気タイヤ(新品)	30,578	4.4	693,193	0.9
計	総額	2,582,393	3.4	77,053,673	100.0

[注] ①推定関税支払額は、HS 6桁レベルの輸入額にMFN税率を乗じて算出、それを同4桁レベルで足し上げた金額。
 ②平均実行関税率は、①の値を2017年の輸入額で除して算出。
 ③一部、従価税税率の得られない品目は関税支払額には含まれていないが、当該品目は輸入総額の0.5%程度。
 [資料] EU統計局(ユーロスタット)、WTOから作成

図表Ⅲ-8 EUの日本・韓国からの輸入における関税適用状況



[注] 2017年データ。MFNは最恵国待遇実行関税率の適用を指す。
 [資料] EU統計局

図表Ⅲ-9 欧州進出日系企業の対日韓貿易でのFTA利用状況・予定

FTA相手国	取引形態	回答数	FTAの利用状況・予定		
			利用する予定(日)/ 利用している(韓)	利用を検討中	利用していない (予定なし)
日本	輸出	187	55	65	67
		100.0%	29.4%	34.8%	35.8%
韓国	輸出	433	127	161	145
		100.0%	29.3%	37.2%	33.5%
韓国	輸出	48	20	15	13
		100.0%	41.7%	31.3%	27.1%
韓国	輸入	47	22	14	11
		100.0%	46.8%	29.8%	23.4%

[注] 回答数は欧州進出日系企業のうち、韓国、日本とそれぞれ貿易がある企業。EU韓国FTAの利用状況、日EU・EPAの利用予定を尋ねた。
 [資料] 「2017年度ジェトロ欧州進出日系企業実態調査」(2017年12月)から作成

本企業の期待が、国内、欧州進出企業ともに高いことを示している。「2017年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2018年3月、本社に対し実施、回答総数3,195社)によれば、日EU・EPAの「利用を検討中」の企業はEU向けに輸出を行う企業(217社)の52.1%に達した。業種別では、商社・卸売業が67.6%で最も高く、鉄鋼/非鉄金属/金属製品(62.5%)、自動車/自動車部品/その他輸送機器(58.3%)が続いた。

また「2017年度ジェトロ欧州進出日系企業実態調査」(2017年12月)によれば、日EU・EPAについて「メリット大」と回答した割合は回答企業(736社)の54.3%で、前回調査の同37.8%から大幅に上昇した。同割合は進出国別では、ハンガリー、ポーランド、イタリアの順、業種別では製造業で電気機械/電子機器、輸送用機器部品(自動車/二輪車)、化学品/石油製品の順に高かった。日本への輸出で同協定を「利用する予定」、「利用を検討中」の企業は計64.2%、輸入では同66.5%と、完成品輸出、部品調達の両面で活用が期待されている(図表Ⅲ-9)。

■ TPP11の概要とその影響

TPPは2017年1月に米国が離脱を表明したのち、米国を除く11カ国で検討と交渉を重ねた。同11月に元のTPP協定の一部内容を適用停止したかたちで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」として大筋合意に達し、2018年3月8日、チリ・サンティアゴにて米国以外の11カ国での署名に至った。新協定CPTPP(通称TPP11)は、TPP協定の最終規定(加入、効力発生、脱退など)を除く各規定を原則として取り込み、TPP協定のうち、22項目の実体規定の適用の停止(凍結項目)を定める。CPTPPは6カ国の批准手続き完了(寄託国(ニュージーランド)に通報した後60日経過)をもって発効する(協定第3条)。2018年4月にメキシコが批准手続きを完了、続いて日本で同6月末に関連法案が可決され、同7月に手続きが完了した。順調であれば19年早期に発効が見込まれる。

CPTPPでは、凍結項目を除き、高度な貿易自由化や、元のTPP協定の各種ルール(2016年版ジェトロ世界貿易投資報告67-86ページ参照)がそのまま適用になる。凍結項目はルール分野にほぼ限定された。TPP協定で合意された、加盟国全体で工業製品の品目数、貿易額ともに99.9%の関税撤廃などの成果は維持された。

米国が抜けても、TPP11各国の多くにとっては、輸出額の2桁の割合を占める貿易パートナーとの経済圏が形成される(図表Ⅲ-10)。特に、アジア大洋州諸国と米州諸国との間ではCPTPP発効によって新たに多くのFTA関係が形成されるため、経済的インパクトは小さくない。さらに、原産性判定における「累積ルール」により、複

図表Ⅲ-10 TPP11締約国への輸出比率（2017年）

（単位：％）

	TPP11締約国への輸出比率（当該国への輸出額／輸出総額）														輸出総額 （億ドル）
	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	日本	TPP11 向け計	新規FTA 形成国 向け計		
カナダ		1.4	0.1	0.2	0.4	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0	2.2	4.9	3.2	4,212	
メキシコ	2.8		0.4	0.4	0.3	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	1.0	5.4	0.8	4,095	
ペルー	2.7	0.9		2.4	0.6	0.1	0.1	0.3	0.3	0.0	4.2	11.5	1.2	433	
チリ	2.0	1.8	2.5		0.3	0.1	0.1	0.3	0.4	0.0	8.8	16.3	0.0	659	
オーストラリア	0.5	0.1	0.0	0.1		3.0	2.2	1.9	1.5	0.0	14.6	24.0	0.6	2,311	
ニュージーランド	1.3	0.7	0.2	0.3	16.4		2.1	1.9	1.3	0.0	6.0	30.3	8.1	381	
シンガポール	0.2	0.3	0.0	0.0	2.7	0.5		10.6	3.3	0.2	4.6	22.4	0.5	3,734	
マレーシア	0.4	1.0	0.1	0.1	3.5	0.5	14.5		3.0	0.2	8.0	31.2	1.5	2,179	
ベトナム	1.3	0.9	0.1	0.5	1.6	0.2	1.3	2.2		0.0	7.9	16.0	2.4	2,122	
ブルネイ	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	7.6	11.2	0.8		29.3	51.8	0.0	56	
日本	1.4	1.6	0.1	0.3	2.3	0.4	3.2	1.8	2.2	0.0		13.2	1.7	6,983	

〔注〕 薄い網掛け部分は、既に二国間・地域間のFTAが発効している国間、濃い色の網掛け部分はTPPにより初めてFTAが発効する国間。ベトナム、ブルネイの統計はDOTS、その他の国は各国貿易統計。途上国間貿易特惠関税制度（GSTP）、途上国間貿易交渉関連プロトコル（PTN）は、同協定が発効していてもFTA未発効国間とした。

〔資料〕 各国貿易統計、“DOTS”（IMF Data, 2018年6月更新）から作成

図表Ⅲ-11 TPP11締約国および主な TPP 関心国・地域の平均関税率

（単位：％）

	TPP11締結国											主な TPP 参加関心国・地域					
	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	日本	タイ	フィリピン	インドネシア	韓国	台湾	コロンビア
単純平均 MFN 実行関税率	4.1	7.0	2.4	6.0	2.5	2.0	0.0	5.8	9.6	1.2	4.0	11.0	6.3	7.9	13.9	6.4	6.6
農産品	15.6	14.6	2.8	6.0	1.2	1.4	0.1	8.4	16.3	0.1	13.1	31.0	9.8	8.4	56.9	15.7	13.7
鉱工業品（非農産品）	2.2	5.7	2.4	6.0	2.7	2.2	0.0	5.4	8.5	1.3	2.5	7.7	5.7	7.8	6.8	4.8	5.5
電気機器	1.1	3.5	1.2	6.0	2.9	2.6	0.0	4.2	7.9	5.1	0.1	7.6	3.9	6.1	6.2	3.9	3.5
輸送機器	5.7	8.5	0.9	5.4	4.8	3.2	0.0	11.1	17.9	2.4	0.0	19.9	8.8	11.1	5.5	7.4	7.6
非電気機器	0.4	2.8	0.4	6.0	2.9	3.0	0.0	3.3	3.3	2.6	0.0	3.0	2.2	5.0	6.0	3.1	1.7
化学品	0.8	2.3	1.2	6.0	1.8	0.8	0.0	2.7	3.1	0.5	2.2	3.1	3.8	5.4	5.7	2.8	2.1
繊維	2.3	9.8	6.3	6.0	4.2	1.9	0.0	8.8	9.6	0.8	5.4	8.6	9.1	10.4	9.0	7.4	7.4
衣類	16.5	21.2	11.0	6.0	4.6	9.7	0.0	0.2	19.8	0.0	9.0	29.6	14.8	23.8	11.7	23.2	

〔資料〕 World Tariff Profiles 2017（WTO、UNCTAD、ITC）から作成

数の域内国における原産材料や生産工程の付加価値を足し上げた場合の特恵税率適用が可能になるため、既に二国間FTAが存在する場合でもメリットが得られる。

2018年5月にはタイの副首相がTPP11へ参加する意向を表明した。コロンビア、韓国、台湾、フィリピン、インドネシアなどの環太平洋諸国・地域や英国も、これまでTPP11への関心をさまざまな政治的レベルで示している。CPTPPでは第5条で協定発効後の、新規加入を認めている。元のTPP協定では最終規定（30.4条）の中で、TPPがAPEC加盟国などに対し開放されていることを確認していた（同条項はCPTPPに取り込まれていない）。参加国の増加はCPTPPが構成する経済圏を拡大させ、その意義を高めるといえる（図表Ⅲ-11）。

■ CPTPP凍結項目の内容とインプリケーション

凍結項目の半数に当たる11項目（以下の8）～18）は知的財産権章の条文凍結であり、元のTPP協定で米国が積極的であった同分野で特に交渉国間の意見の隔たりが大きかったことがうかがえる。凍結により、同分野ではTPPの特徴的な要素が緩和され、途上国にとっては受け入れやすい内容となった。しかし総じてみると、凍結内

容は協定全体のごく一部に限られ、市場アクセスに関する全ての合意内容を含め、電子商取引章や、国有企業章などTPPで合意されたルールは、CPTPPにそのまま受け継がれたと考えて問題ない。

以下では、凍結22項目のうち、個別国の留保事項を除くルール分野20項目について、その概要やインプリケーションをまとめた（図表Ⅲ-12）。

1) 急送少額貨物：当該条項では、一定額以下の急送貨物に關税を賦課しないことを定め、その基準額を各国が決定するための諸要素、例えばインフレ率などを列挙する。關税不賦課の基準額が100ドル未満のTPP11諸国もある中、米国は800ドルと相対的に高い。国によっては列挙された諸要素に対応すると、現状より高い基準額への変更が求められる可能性があったと考えられる。

2) 投資紛争解決：「投資に関する合意」および「投資の許可」に関する紛争が、投資家対国家紛争解決（ISDS）の適用範囲から凍結された。この二つの要素は、米国の2012年モデル投資協定に由来する。締約国当局と投資企業間での投資実行前段階での約束内容がISDSの対象となることを意味し、投資財産を対象としたISDSに比べ対

象が広い。この上乘せ部分が凍結された。ISDS制度自体はTPP11においても維持されている。

3) **急送便附属書**：郵便サービスの独占的供給者が、急送便サービスに対し補助を行ったり、自己の独占的地位を濫用して活動したりしないとする規定を凍結した。急送便サービスの自由化は、米国が重視してきた項目の一つ。

4) **金融サービスにおける待遇の最低基準**：最低基準待遇とは、投資企業が、投資受け入れ国において最低限享受することを期待できる待遇であり、金融サービスではISDSの対象から除外された。最低基準待遇は、しばしばISDS紛争で争点になってきた点であり、凍結によりISDS適用の範囲を限定する目的があると考えられる。

5) **電気通信紛争解決**：締約国の電気通信規制機関の決定により、通信網やネットワーク回線へのアクセスなどに関し法的に保護されている利益への悪影響を受けた企業が、当該決定の再検討のため、申し立て、または請求を行うことができるとする、電気通信分野に限定した紛争解決の仕組みを凍結。

6) **政府調達参加のための条件**：調達を行う国の機関が、締約国に開放される調達への参加条件として、労働者の権利保護が確保されていることを一条件に加えることを認める規定を凍結。途上国にとって同条件は調達への参入障壁になると考えられる。

7) **政府調達の追加的交渉**：締約国が、協定の発効後3年以内に、適用範囲を拡大するための交渉を開始する規定の「発効後3年以内に」の文言を凍結。政府調達規定の適用範囲を、地方政府による調達へ拡張することなどに関して、交渉開始に期限を設けることに難色を示した国があったとみられる。

8) **知的財産権保護の内国民待遇**：知的財産権の「保護」において内国民待遇が確保されることを規定する条文の、「保護」の範囲を規定した注釈の一部が凍結された。著作権および関連する権利の使用に関する「あらゆる形態の支払い（利用許諾の手数料、使用料、衡平な報酬、補償金等）」において、内国民待遇が確保されることの義務化に慎重な姿勢を示した締約国がいたと考えられる。

9) **特許対象事項**：凍結された該当条文では、「特許」の対象が新規の発明だけでなく、新たな用途、使用法に対しても与えられることを確認し、特に植物に関して与えられる特許の範囲を示している。国によって異なる「特許」の定義の調和を図る内容となっている。

10) **審査遅延についての特許期間調整**：締約国が、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合、当該遅延について補償するために特許期間を調整する手段を定め、特許権者の要請があるときは当該遅延につい

て補償するために特許期間を調整する規定を凍結。特許の付与が不合理に遅延して、期待される権利が損なわれる場合に、期間を調整することを義務付けていた。

11) **医薬品承認審査に基づく特許期間調整**：特許の対象となっている医薬品について、販売承認の手続きが長期に及んで、その結果有効な特許期間の不合理な短縮が生じた場合に、特許期間の調整を行うとする規定を凍結した。

12) **医薬品データ保護**：新規医薬品について、承認から販売までに時間がかかった場合、新薬開発の費用を回収するのに十分な期間に及ばないうちに、特許期間が期限を迎えてジェネリック医薬品の参入が可能になると、製薬会社にとって損失となる。凍結された本条項では、特許期間が失効していても、販売承認から5年間はジェネリック医薬品の販売を認めないことを規定している。

13) **生物製剤データ保護**：前項目と同じく生物製剤については特許期間が失効しても、販売承認から8年間はジェネリック医薬品の販売を認めない趣旨。米国が強く主張してきた規定であり、凍結された。

14) **著作権保護期間**：著作物、実演、レコードの著作権および関連する権利の保護期間を著作者の死後少なくとも70年とすることを規定。従来、日本、ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、カナダの6カ国は著作権保護期間を著作者死後50年としていた。なお日EU・EPAでも同じ規定が含まれるため、日本では、凍結に関わらず、日EU・EPAの発効に伴い法改正が施行となる見込みである。

15) **技術的保護手段**：技術的保護手段とは、著作物の不法な複製行為、使用を防ぐための保護プログラムや暗号化などを指す。凍結された条項は、各国が技術的保護手段を回避する行為に対して、適切な罰則を設けて、保護の実効性が確保されることを目的とする。

16) **権利管理情報**：権利管理情報とは、著作物、実演もしくはレコードに係る権利を有する者を特定する情報および著作物、実演またはレコードの使用の条件に関する情報などを指す。凍結された本条項は、各国が、権利管理情報に不正にアクセスし改ざんする行為等に対して、適切な罰則を設けて、不正行為防止を確保することが目的。

17) **衛星・ケーブル信号の保護**：暗号化された番組伝送信号の保護を不当に侵害する行為を犯罪とし、侵害に対する必要な救済措置を定める規定であるが、凍結された。

18) **インターネット・サービス・プロバイダー**：ウェブ上の媒介手段として機能する正当なオンライン・サービスの継続的な発展を円滑にすることの重要性を認め、インターネット・サービス・プロバイダーが提供するオンライン・サービスに関する適当な免責を確立し、または

図表Ⅲ-12 CPTPP凍結項目一覧

TPP章	章タイトル	条項	項目・概要		
1	第5章	税関当局および貿易円滑化	5.7条1(f) 急送少額貨物への関税不賦課基準		
2	第9章	投資	9.1条、9.19条1-3、9.22条5、9.25条2、附属書9-L 「投資に関する合意」および「投資の許可」に関する投資紛争解決仲裁付託		
3	第10章	国境を越えるサービス貿易	附属書10-B 郵便サービスの独占的供給者		
4	第11章	金融サービス	11.2条 附属書11-E 待遇に関する最低基準		
5	第13章	電気通信	13.21条1(d) 紛争解決		
6	第15章	政府調達	15.8条5 政府調達参加の条件(労働者の権利)		
7			15.24条2 追加的な交渉		
8			18.8条 内国民待遇		
9			18.37条2 18.37条4 特許を受けることができる対象事項		
10			18.46条 審査遅延についての特許期間調整		
11			18.48条 医薬承認審査に基づく特許期間調整		
12			18.50条 医薬品データ保護		
13			18.51条 生物製剤データ保護		
14			18.63条 著作権および関連する権利の保護期間		
15			18.68条 技術的保護手段		
16			18.69条 権利管理情報		
17			18.79条 衛星・ケーブル信号の保護		
18			18.82条 附属書18-E、F インターネット・サービス・プロバイダー(法的な救済措置および免責)		
19			第20章	環境	20.17条5 野生動植物の保存と貿易
20			第26章	透明性および腐敗行為の防止	附属書26-A 医薬品および医療機器に関する透明性および手続きの公正な実施

[注] 国別の凍結事項(マレーシア、ブルネイ)2項目は省略した。

[資料] TPP協定、「TPP11協定の合意内容について」(内閣官房)から作成

維持する。サービスを提供するプラットフォームにおいて著作権を侵害するコンテンツが見つかった場合、サービス・プロバイダーはそれを知った時点で速やかに削除するなど「誠実な」対応を行えば、侵害についていかなる責任も免除される。デジタル・プラットフォーム企業に有利な本条文も凍結対象となった。

19) 野生動植物の保存と貿易: 本条は、野生動植物の保全を目的とした規定で、凍結された項目は各国に適切な措置を取り、協力することを求める。一部の国にとっては、追加的な対策費用が生じるために難色を示したと考えられる。

20) 医薬品および医療機器に関する透明性附属書: 公的保健医療制度において、新たな医薬品・医療機器が対象に加えられる場合に、手続きの透明性や利害関係者による意見提出の機会を確保することを求める内容を凍結した。

■日EU・EPAとTPP11で本格実施される自己証明制度
日EU・EPAとCPTPPは、唯一の原産地証明制度とし

て、第三者を介さない自己申告制度(以下、自己証明制度)が採用された点で共通している。現在世界の主流になりつつある自己証明制度では、証明書発給にかかる費用と手間、商工会議所が証明書を発給するまでの時間がかからないため、利用企業はコストカットとリードタイムの短縮が期待できる。

自己証明を行う場合、メーカー・サプライヤーは価格情報が証明者に伝わることを懸念する。この点、実務においては、既に自己証明が実施されている米国のFTA利用例では証明者が輸出者または輸入者の場合、まずメーカーに当該原産地規則を満たすか照会する。メーカーはサプライヤー情報を基に自社内で確認し、証明者に原産地規則を満たしていることを通知する。つまり証明者にはデータそのものは渡さない。証明者は、メーカーに証拠書類の保管を依頼し、輸入税関による通関時または事後の確認(検認)が入った場合、メーカーにその証拠書類を税関当局に提出するよう指示する。すなわち証拠書類は証明者を介さず、直接当局に渡すため、情報漏洩の懸念は原則としてない。

それでも自己証明制度の活用を企業が懸念する理由としては、商工会議所による第三者証明に慣れてきたことに加え、税関当局によるFTA利用の適正性確認、いわゆる検認の実施に対応する可能性が高まると企業がみていることが挙げられる。

検認制度自体はこれまでの日本のFTAでも存在するが、輸入国税関が、輸出国である日本の税関に照会を行い、日本の税関は証明書を発給した商工会議所に問い合わせを行い、企業は間接的に対応をする立場であった。

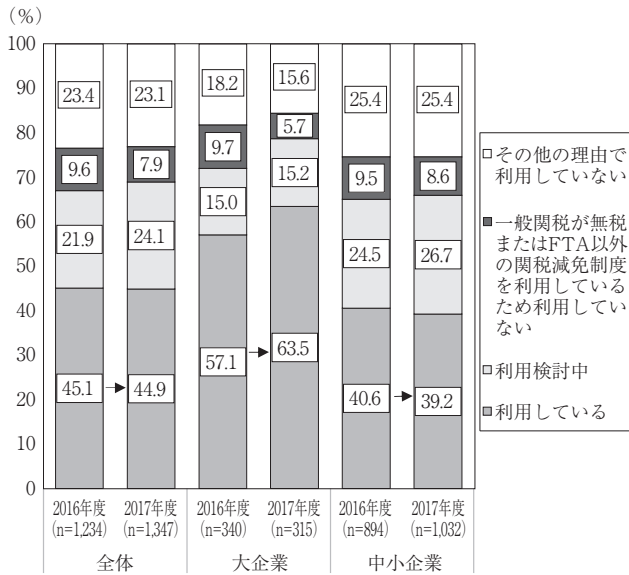
CPTPPは輸入税関が直接企業に検認を行う制度となっている。日EUでは輸入国税関が輸出国税関に照会する間接的な検認であり、同じ検認制度でも内容が異なることに留意が必要である。間接検認では、日本側の輸出企業は日本の税関からの問い合わせに対応することになり、相手国税関から直接の質問や訪問を受けることはない。CPTPPについては、輸入国税関による確認作業に企業が直接対応する必要が生じるため、証明書類の提出を求められた場合に書類を英語に翻訳するコストや手間、税関の訪問検査に対する懸念の声がある。

(3) FTAの利用動向

■日本企業のFTA利用率は横ばい

ジェトロの「2017年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によると、FTA締結相手国に輸出を行う日本企業のうち、FTAを利用する企業は44.9%で、前年度調査から横ばいとなった(図表Ⅲ-13)。企業規模別に見ると、大企業の利用率が前年度6.4%ポイント増

図表Ⅲ-13 日本企業の輸出におけるFTA利用



[注] 母数は、対象国・地域のいずれか一つ以上に輸出を行っている企業数。

[資料] 「2017年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成

利用している企業と検討する企業を合わせると72.0%となり、国別で最も多い結果となった。チリはほぼすべての品目に6%の一般関税を設定していることが、高い利用率の背景にあると考えられる。今後発効が見込まれるEUとのFTAでは、発効した際に利用したいと回答した企業は同地域へ輸出する企業の52.1% (113社) と日本企業の関心は高い。

他方、輸入におけるFTA利用を金額ベースで見ると、利用率は17.5%と前年から微減したものの、利用金額は過去最高を記録した (図表Ⅲ-14)。2017年はラオス、ブルネイを除くすべての国・地域からの輸入のFTA利用金額が増加した。2017年度は、輸入関税が無税である資源関連価格の上昇を背景に、FTAを利用した輸入の割合が減少した国・地域が多く、全体の利用率も微減となった。しかし、国別に見ると、メキシコ、ミャンマー、カンボジア、スイスからの輸入における利用率は増加した。

■新たに発効するFTA利用にも期待

日本企業のFTA利用事例を見ると、関税削減を戦略的に活用しており、新たに発効が見込まれる日EU・EPAやTPP11への期待の声が聞かれた。他方、既存、今後のFTAを問わずFTA利用に関する懸念点も挙げられた (図表Ⅲ-15)。

化学製品の製造に従事する愛知県のA社は日本からASEAN、豪州向け輸出、ASEAN域内の自社工場から同地域向けの第三国貿易でFTAを利用している。FTA利用開始のきっかけは現地子会社からの要請だったが、関税削減を通して海外市場での価格競争力強化を認識し、以降継続的にFTAを利用する。京都府で加工食品の製造・販売に携わるB社は、豪州、ベトナム向け輸出でFTAを利用する。同社のFTA利用のきっかけも豪州の現地販売店からの要請だったが、ベトナム向け輸出では現地販売コスト低減のため、同社からFTA利用を提案した。C社では、中間財を日本や海外子会社が第三国間貿易で輸入する際にFTAを利用し、コスト削減を図っている。

新たに発効が見込まれるFTAでは、A社は日EU・EPAについて、欧州は主力商品の販売先であるため、発効すれば積極的に活用することを検討する。B社は現在、北米やアジアに比べると欧州向け販売が少ないが、同FTA利用が販売増につながることを期待する。またTPP11について、C社はカナダやニュージーランドから日本への輸入における関税削減効果のほか、通関手続きの簡素化や迅速化なども、新たなFTA発効のメリットに挙げる。

一方で、FTA利用に関する課題も見られる。手続き関連では、A社は必要書類の準備や管理にコストや労力がかかる点に加え、自己証明制度を利用した際に、税関が

図表Ⅲ-14 日本の輸入におけるFTA利用状況

FTA相手国	FTA利用額 (億円)			利用率 (%)			
	2015年	2016年	2017年	2015年	2016年	2017年	
ASEAN	タイ	6,889	6,328	7,138	27.9	28.9	28.0
	インドネシア	3,730	3,548	3,845	15.6	17.8	17.2
	シンガポール	463	361	433	4.8	4.5	4.5
	ベトナム	6,054	6,302	7,112	33.0	35.7	34.2
	マレーシア	2,961	2,573	2,873	11.4	13.7	13.3
	フィリピン	2,574	2,634	2,736	24.0	26.8	25.0
	ミャンマー	45	44	55	4.3	4.3	4.6
	カンボジア	132	100	120	11.2	7.6	8.5
	ラオス	12	17	16	10.6	13.7	9.6
	ブルネイ	0	1	0	0.0	0.0	0.0
その他アジア	AJCEP	6,437	6,558	7,387	6.8	8.1	7.9
	インド	1,623	1,423	1,581	27.6	27.9	26.4
	オーストラリア	2,848	3,012	3,450	6.8	9.1	7.9
	モンゴル	-	6	11	-	49.2	26.6
欧州	スイス	540	488	523	6.0	5.9	6.0
	メキシコ	1,227	1,169	1,240	21.3	18.7	19.1
	ペルー	130	143	144	8.7	9.8	6.2
	チリ	1,734	1,570	1,917	23.9	26.6	26.1
合計	30,961	29,720	33,194	16.3	18.5	17.5	

[注] ① "World Tariff Profiles 2017" (WTO) によると、日本の非農産品は、品目ベースで55.7% (2016年)、輸入額ベースで81.1% (2015年) が無税。

② 「AJCEP」は「日本ASEAN経済連携協定」を指す。

[資料] 財務省貿易統計から作成

に対し、中小企業のそれは1.4%ポイント低下しており、企業規模によるFTA利用率の差が大きくなった。ただ、中小企業で今後FTAの利用を検討する企業は26.7%と4分の1以上に上り、今後の利用率の上昇が期待される。

日本のFTA締結相手国別にFTA利用状況を見ると、利用率が40%を超えたのはチリ (47.0%、47社)、タイ (46.7%、409件)、インドネシア (41.3%、239件) となった。また、チリへのFTA利用を検討する企業は25.0%で、

図表Ⅲ-15 日本企業のFTA利用事例

企業業種 (所在地)	FTA利用	利用原産証明	FTA利用のメリット・期待		FTA利用の課題・懸念	
			上段：既存FTA	下段：TPP11、日EU・EPA	上段：既存FTA	下段：TPP11、日EU・EPA
A社 化学製品製造 (愛知県)	・日本からASEAN、豪州向け輸出。 ・ASEAN域内などの第三国輸出。	第三者証明制度 自己証明制度	・海外市場における価格競争力強化のため、FTAを継続的に利用し、関税削減メリットを享受する。 ・豪州への輸出では自己証明制度を活用し、手続きコストを低減。 ・EUは主力製品の販売先であるため、日EU・EPAが発効すれば同地向け輸出の後押しをしたい。 ・TPP11の販売先国は既存のFTAが存在するため、どちらのFTAを利用するかを検討する。	・FTAごとに必要書類が異なる点や、原産地証明のためにサプライヤーへの確認依頼が必要な点など、FTA利用に際して生じる管理コストや労力。 ・TPP11などの自己証明制度では、税関による証明書などの確認がどのように行われるかわからず、FTA利用が承認されるか不安を感じることもある。		
B社 加工食品製造・販売 (京都府)	・日本から豪州、ASEAN向け輸出。	第三者証明制度	・現地での販売価格を抑える手段としてFTAを利用する。特にベトナム向け輸出では、現地での販売推進のためにFTA利用を提案した。 ・EUは北米やアジアなどの主要取引先国と比べると販売が少ない。日EU・EPAが、欧州向けの販売増の追い風になることを期待する。	・特に大きな課題は感じていない。初回のFTA利用の手続きは商工会議所などのサポートを受けたが、利用するにつれて手続きにも慣れてきた。 ・欧州向け販売では英国拠点をハブとして同地域内に展開する。日EU・EPA発効後、英国のEU離脱がどのようにFTA利用に影響するかを懸念している。		
C社 卸売 (東京都)	・中南米、ASEAN、豪州から日本への輸入。 ・海外子会社による第三国からの輸入。	第三者証明制度 自己証明制度	・日本のFTA締結国や第三国間貿易の輸入に際し、積極的にFTAを活用し、仕入れコストの低減を実現。 ・カナダ、NZからの輸入実績もあるため、TPP11の発効による関税削減効果に期待する。また、通関手続きの簡素化や迅速化も待ち望まれる。	・税関で輸入手続きを行う際に、輸出企業側が用意した原産地証明書の不備で通関が遅れることがあった。 ・新しい顧客と取引をする際に、必要書類の準備やFTAを利用した通関手続きがスムーズに進むかを不安視する。		

[資料] ヒアリングを基に作成

図表Ⅲ-16 FTA利用企業の自己証明制度・検認制度の認知度

(単位：%)

	企業数	自己証明制度			検認制度		
		知っている	聞いたことはあるが、詳しくは知らない	聞いたことがない	知っている	聞いたことはあるが、詳しくは知らない	聞いたことがない
全体	605	49.1	28.8	18.7	26.6	36.2	30.4
大企業	200	50.5	29.0	16.5	33.0	39.0	22.5
中小企業	405	48.4	28.6	19.8	23.5	34.8	34.3
製造業	441	49.9	28.8	18.6	27.2	36.3	30.8
飲食料品	82	30.5	37.8	30.5	17.1	36.6	42.7
繊維・織物/アパレル	13	53.8	15.4	23.1	15.4	15.4	53.8
木材・木製品/家具・建材/紙・パルプ	8	37.5	62.5	0.0	37.5	62.5	0.0
化学	35	54.3	22.9	20.0	28.6	40.0	25.7
医療品・化粧品	21	57.1	9.5	19.0	23.8	28.6	28.6
石油・石炭製品/プラスチック製品/ゴム製品	33	57.6	30.3	6.1	33.3	39.4	18.2
鉄鋼/非鉄金属/金属製品	47	46.8	23.4	25.5	25.5	29.8	40.4
一般機械	50	56.0	32.0	10.0	26.0	38.0	32.0
電気機械	27	59.3	25.9	14.8	25.9	44.4	22.2
情報通信機械器具/電子部品・デバイス	11	45.5	45.5	9.1	18.2	54.5	18.2
自動車/自動車部品/その他輸送機器	47	63.8	25.5	8.5	46.8	34.0	14.9
精密機器	16	37.5	31.3	31.3	18.8	43.8	31.3
その他の製造業	47	55.3	25.5	19.1	31.9	29.8	36.2
非製造業	164	47.0	28.7	18.9	25.0	36.0	29.3
商社・卸売	138	47.8	28.3	18.8	26.8	34.1	29.0
建設	9	44.4	44.4	11.1	22.2	55.6	22.2
その他の非製造業	8	37.5	37.5	25.0	12.5	50.0	25.0

[注] ①母数(輸出におけるFTA利用企業)が5社以上の業種のみ表示。②網掛けは回答率が50%以上の項目。

[資料] 「2017年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成

どのように書類の確認などを行うかが分からない点を懸念している。輸入でFTAを利用するC社も、以前に輸出側の原産地証明書の不備で通関手続きに遅れが発生したことがあり、今後のFTAなどでも同様の不備が起こることを不安視する。

今後発効に向けて準備が進められる日EU・EPAやTPP11は、日本のFTAに多い「第三者証明制度」に代わ

り「自己証明制度」と呼ばれる原産地証明制度が採られる。ジェトロのアンケート調査によると、FTA利用企業のうち自己証明制度を「知っている」企業は49.1%と約半数だったが、「聞いたことがない」と回答した企業は18.7%おり、一定数に上った(図表Ⅲ-16)。また、今後件数が増加すると予想される「検認制度」に関して、FTA利用企業のうち「知っている」と回答した企業の割合は26.6%と低い。「聞いたことがない」と回答した企業は30.4%で、大企業(22.5%)と中小企業(34.3%)で差が見られた。日本企業が利用可能なFTA網が整備されていく中で、利用にあたって重要な原産地証明手続きや検認制度などの認知度の上昇が、今後の利用率増加のための課題となる。

■北米でのFTA活用事例

以下では、日系のみならず非日系企業のFTA活用実態について、事例を中心に概観する。

まず北米では、米国国際貿易委員会（USITC）がFTAを含む輸入プログラム別に貿易統計を公表している。NAFTAの利用額を品目別に見ると、輸送機器・同部品（HS87）の金額が最も多く、2017年では約4割を占める。例えば、在メキシコ日系自動車部品製造企業は「NAFTA発効を機に設立されたため、NAFTAは当初から利用」しているなど、NAFTA利用を前提にした加米墨間の自動車産業統合が進んでいる。

NAFTAをベースにした生産網が出来上がっている中でのNAFTA再交渉は、在NAFTA加盟国に拠点を構える企業から関心を集めることとなった。特に問題になるのは、域内原産地規則で、「NAFTAの原産地規則がCPTPPよりも過度に厳しくなった場合、カナダ向けにはCPTPPを活用することを検討している。また、チリやペルー向けにもCPTPPの活用で統一する可能性がある」（在メキシコ日系自動車製造）との声が聞かれる（図表Ⅲ-17）。

なお、NAFTA利用上での課題について、在米日系化学製造企業は、「特になし。顧客あるいは当局の要請に基づき適切に対処している」、また、在カナダ日系自動車製造企業は、「特段の不便、課題は感じていない」と評する。NAFTAの定着を裏付ける声と言える。他方、メキシコではNAFTAに基づく米国税関国境取締局（CBP）による検認が多いとされ、複数の在メキシコ日系企業からは検認を受けたとの声が聞かれる。直接対応しなければならない点には留意が必要だ。

■EUや韓国でのFTA活用事例

EU韓国FTAを利用する在欧州日系企業からは「韓国からの輸入に競争力がついたことで取引のさらなる拡大」（在フランス日系商社）につながっているとの声が聞かれる。このほかにも、英国から韓国向けのスコッチウイスキー輸出でもFTAが活用されている。地場業界団体は、関税撤廃効果のほか、地理的表示保護制度によるスコッチウイスキーの認知、規制環境の改善などをメリットとしてあげる。韓国向け輸出では、ラベル等に関する非関税障壁が、FTAにより解消された、という。

他方で、上記協会関係者は、原産地規則を課題としてあげる。「EU韓国FTAでは原産地に関する規制（特に積送基準）が非常に厳格にされており、第三国経由の場合、1回の輸出について第三国での保管以外の作業が認められていない」としたうえで、シンガポールへまず輸出し、各国向けに分配・再荷積みを行うという従来のモデルでは、原産品の資格を失ってしまうため、韓国に直

接輸出するかは企業の判断となっている。

韓国でも、日系・非日系問わず、EUとのFTAが活用されている。「ニーズの高い国と韓国のFTAがマッチした際はFTAを活用する」在韓国日系化学製造企業による、「FTAにより受けるメリットも考慮し、韓国に生産拠点を新設」した事例が見られた。このほかにも、「海外輸出が増加し、生産ラインを増設」（在韓国日系ゴム製造）、さらには「輸出が増えて海外拠点を増設」（在韓国地場精密機器製造）といった声が聞かれるなど、FTAにより享受されるメリットが、さまざまな形で波及している。

■ASEANでのFTA活用状況

在シンガポール日系石油化学製造企業は「FTAの適用を受けられない国や地域では、競合他社（仕向け地の国内品やFTAを適用できる国や地域からの輸入品）に売り負けるケースが多々出てきている」など、輸出取引でFTAが必要不可欠になっているという。また、日本タイEPAを利用する在タイ地場商社も、「日本製品は品質が高いが、中国や台湾の同業他社製品に比べて価格も非常に高いため、コスト削減を通じた競争力強化が不可欠」であり、輸入の際にFTAを活用しているなど、FTAを競争環境改善に役立てている。

他方で、既出タイの商社は、「日本の輸出者の中には、原産地証明書の発給手続きの知識が乏しい事業者がいて、①（輸出者に対して）発給依頼や、②誤記載などがあつた際の対応が非常に難しい場合がある。特惠関税の利用を否認される場合や、断念せざるを得ない場合もある」点を課題としてあげる。誤記載に関するトラブルは、事後の指摘を受けて追徴課税を支払うことになるため、複数の企業から課題としてあげる声が聞かれる。このほか、通関のタイミングに原産地証明書が間に合わない場合は申し入れを行い、後日税関から還付を受けることになるが、還付に時間がかかるためキャッシュフローに影響している、との声があがる。

輸出におけるFTA利用額が分かるマレーシアとベトナムにおいては、2017年のFTA等利用額がそれぞれ前年比31.8%増、25.9%増と増加した。このうち、マレーシアで最も寄与したのがASEAN物品貿易協定（ATIGA）だ。ベトナムでも、ASEAN中国FTA、対韓国とのFTAに次いで、ATIGAが寄与した。2018年1月から、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナムの5カ国で、電子フォーム（eForm D）の交換を開始した。在ASEAN日系企業からは当初、使いにくいとする声が聞かれたが、活用したいとの声もあり、今後の運用の動向が注目される。

図表Ⅲ-17 在外日系・現地企業のFTA利用状況

所在地	企業情報		主な利用 EPA/FTA	利用状況/メリット	課題/その他
	国籍	業種			
米国	日本	自動車製造	NAFTA	・NAFTAによりメキシコの自動車関税、輸入代替要求などが段階的に撤廃された。これにより米国製自動車のメキシコ輸出が拡大。 ・米国生産を支える北米ワイドのサプライチェーンの構築が可能になった。現在、メキシコ製の自動車には多くの米国製部品が使われており、米国製の自動車にもメキシコやカナダ製品が多く使われている。	NAFTA再交渉への要望として、原産地規則基準の維持、データの自由な移動などがある。
	日本	化学製造	NAFTA	メキシコへの製品輸出販売。	・特になし。顧客あるいは当局の要請に基づき適切に対処している。 ・今まではメキシコへの輸出が総販売額の約2/3を占めていたが、近年は米国国内向けの販売を増やし、貿易政策によるインパクトを減らしている。
	日本	機械製造	NAFTA	メキシコへの輸出、カナダへの輸出、カナダからの輸入で利用。	・日本の親会社の部品を当社に輸入し、当社(米国)で実装してメキシコ、カナダに完成品を輸出の際にNAFTA適用外となる場合がある。 ・もしNAFTAが撤廃され関税がかかることになると、ビジネスに影響する。
	日本	電子機械製造	NAFTA	米国で製造した機械の輸出に利用。	特に課題なし。
カナダ	日本	自動車製造	NAFTA	・米国から完成品および部品の輸入、米国向け完成品の輸出、メキシコからの完成品の輸入。 ・研究開発、技術支援などのため、3国間の社員が頻繁に往來する必要があるが、それを容易にしている。	特段の不便、課題は感じていない。
	日本	自動車部品製造	NAFTA	米国からの原料輸入および米国への完成品輸出に活用。	・NAFTA利用に関する担当者を配置している。時々ペーパーワーク上、要求事項の記載漏れなどが発生しているが、利用プロセスそのものに不便は感じていない。 ・NAFTA再交渉の動向を注視しているが過度に心配していない。あえて言えば、原産地規則に関する米国の要求が気になるが、加米墨の自動車産業は高度に統合されており、それを台無しにするような変更があるとは考えていない。
	カナダ	機械製造	NAFTA	米国およびメキシコからの部品調達(輸入)時に活用。	・ペーパーワーク上のミスで、結果的に関税を支払わなくてはならなかったり、輸出者が原産地証明書の発行をしなかった場合にコストを負担する必要があるが生じている。しかし負担額としてはわずかであり、利用にあたって大きな問題にはなっていない。 ・NAFTA再交渉の動向を注視している。
メキシコ	日本	自動車製造	・NAFTA ・メキシコEFTA・FTAなど	自動車産業であるため、設立当初からFTAを使うことを前提としており、おおむね全ての輸出においてFTA・特惠貿易協定を活用している。	・今まで2回検認を受けたことがある。1回は対EFTA・FTA。もう1回はプエルトリコ向けの輸出(NAFTA)に関する検認であり、プエルトリコを管轄する米国チャールストンの米国税関国境取締局(CBP)から検認を受けた。 ・NAFTA再交渉の関係でNAFTAの原産地規則がCPTPPよりも過度に厳しくなった場合、カナダ向けにはCPTPPを活用することを検討している。また、チリやペルー向けにもCPTPPの活用で統一する可能性がある。
	日本	自動車部品製造	・NAFTA ・メキシコEU・FTA ・経済補完協定(ACE)55号(対メルコスール)	製品によっては世界の各拠点で集中生産しているため、欧州やブラジルにも輸出。また、欧州からは輸入も多い。	・過去に1度、NAFTAでCBPの検認を受けたことがあるが、CBPに情報やデータを開示することで解決した。 ・ACE55号の原産地規則が頻繁に変わるので混乱している。また、同協定の原産地規則は厳しすぎるため、クリアしない製品が多い。
	メキシコ	自動車部品製造	NAFTA	米国向け輸出時に活用。	特に課題なし。
フランス	日本	繊維製造	EU韓国FTA	社内グループ会社間において韓国子会社との原料輸入取引に関しFTAを活用。ただし市場での価格競争激化により自社工場がフル稼働にいたっておらず効果は限定的。	特に課題なし。
	日本	商社	EU韓国FTA	韓国からの輸入に競争力がついたことによる取引のさらなる拡大。	特に課題なし。
英国	現地業界団体	スコッチ・ウイスキー協会(Scotch Whisky Association)	・ほとんどすべてのFTA ・FTA利用は、南アフリカ共和国、カナダ、韓国、トルコ、メキシコが特に大きな市場	・地理的表示保護制度(GI)によるスコッチウイスキーの認識。 ・特定市場での規制環境の改善。たとえば、対韓国ではラベルや倉庫に関する制約など。	EU韓国FTAは原産地に関する規制(特に積送基準)が非常に厳格にされており、第三国経由の場合、1回の輸出について第三国での保管以外の作業が認められていない。スコッチウイスキーを韓国を含めたアジア諸国向けに輸出するためにシンガポールへ輸出し、シンガポールで各諸国向けに分配・再荷積みを行うと、原産品の資格を失ってしまい、FTAの特惠恩恵を受けることができない。
ドイツ	日本	機械製造	日本スイスEPA	スイスの顧客からの要望に基づき利用。	原産地証明の取得手続きが煩雑。
韓国	日本	化学製造	・韓国・中国FTA ・韓国EU・FTA ・韓国ASEAN・FTA	ニーズの高い国と韓国のFTAがマッチした際は活用。	・インドネシアから(FTA利用に関する)実態調査が度々入って来ており、業務負担となっている。 ・FTAにより受けるメリットも考慮し、韓国に生産拠点を新設。
	日本	ゴム製造	・韓国EU・FTA ・韓国・米国FTA ・韓国ASEAN・FTA	・韓国EU・FTA発効後、対EU輸出が増加。 ・海外輸出が増加し、生産ラインを増設。	インドネシアで無関税になるはずが、一般関税が課税された事例があった。
	韓国	精密機器製造	・韓国EU・FTA ・韓国・米国FTA	輸出が増えて海外拠点を増設。	社内の原産地管理システムの効率的な運営。
シンガポール	日本	石油化学製造	シンガポール(またはASEAN)が締結し、発効しているほとんどのFTA	・輸出取引で活用。 ・FTAの適用を受けられない国や地域では、競合他社(仕向け地の国内品やFTAを適用できる国や地域からの輸入品)に売り負けるケースが多々出てきている。	付加価値基準(RVC)の規定しかないFTAでは、製品価格とコストのバランスによっては原産でなくなる事も理論的にはあり得る。従って、RVCと関税分類変更基準(CTC)のどちらでも使用可能な原産地ルールがベスト。
タイ	タイ	商社	日本タイEPA	日本製品は品質が高いが、中国や台湾の同業他社製品に比べて価格も非常に高い。そのためコスト削減を通じた競争力強化が不可欠であり、FTAを活用している。	日本の輸出者の中に、原産地証明書の発給手続きの知識が乏しい事業者がいて、特に①(輸出者に対して)発給依頼や、②誤記載などがあった際の対応が非常に難しい場合がある。それにより特惠関税の利用を否認されたり、断念せざるを得ない場合もある。

[資料] ジェトロ海外事務所による報告から作成

第2節 世界の通商政策動向

(1) 貿易制限的措置の動向

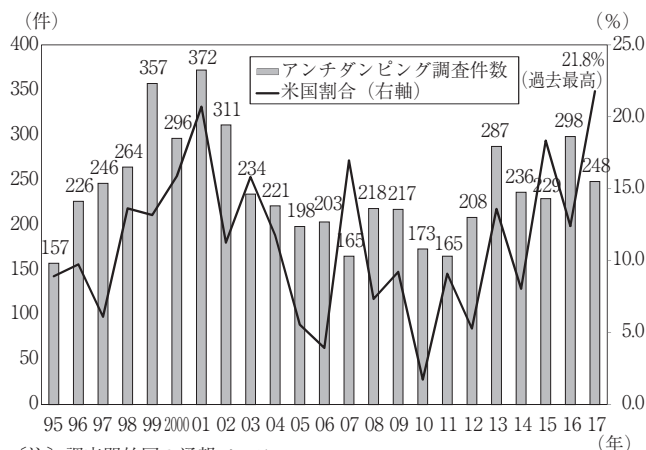
■経済・貿易の伸長に水を差す貿易制限的措置

WTOの第19回G20貿易監視レポート(2018年7月)によれば、G20諸国が2017年10月から2018年5月に発動した貿易制限的措置(輸入制限措置、輸出制限措置、その他(ローカルコンテンツ〈現地調達〉要求など)からなる。貿易救済措置を含まない)の件数は39件で、月平均6件となり、前回調査期間(2017年5-10月)の月平均3件から増加した。貿易救済措置(アンチダンピング、補助金相殺措置、セーフガード)の件数(調査開始ベース)は、同じ時期に月平均22件と、2017年通年の月平均21件とほぼ同じ高い水準を維持している。WTOは第19回レポートの発表に際し、「貿易制限的な動きに起因する不確実性は、現在の経済回復を危険な状況に陥れ得る」として各国に抑制的な行動を呼びかけた。

全WTO加盟国ベースでのアンチダンピング調査開始件数を見ても、2017年は248件と、高水準にある(図表Ⅲ-18)。国別では米国が54件で最多であり、全体に占める米国の割合は2017年、過去最高の21.8%に上った。製品別では鉄鋼関連の調査が約3~4割と最も多い。

WTOでは、2017年6月公表の第17回G20レポート以降、貿易救済措置を貿易制限的措置のカテゴリーから外して集計を行っている。理由としてWTOは、WTOルールでは、アンチダンピング税や相殺関税の賦課を加盟国に認めており、貿易救済措置自体は保護貿易主義ともWTO違反とも位置付けられないことを指摘する。しかし、貿易救済措置を含めた以前の貿易制限的措置の集計では、貿易救済措置は全体の過半(50~70%程度)を占

図表Ⅲ-18 アンチダンピング調査開始件数



[注] 調査開始国の通報ベース。
[資料] WTO事務局データから作成

図表Ⅲ-19 G20諸国の貿易制限的措置の年別発動件数 (単位: 件)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018 1~6月	累計
米国	129	143	183	221	165	184	131	112	143	92	1,503
ドイツ	175	129	122	129	159	132	104	101	46	5	1,102
インド	89	96	58	90	124	96	98	63	90	34	838
ロシア	70	54	40	56	91	87	99	85	13	2	597
アルゼンチン	45	58	103	65	69	52	53	44	34	20	543
ブラジル	44	43	71	58	75	74	67	42	42	15	531
英国	43	38	44	33	37	45	49	68	48	4	409
日本	24	37	40	79	72	60	43	24	22	2	403
中国	47	33	60	38	26	42	30	40	46	12	374
イタリア	33	36	38	34	34	48	33	46	46	6	354
フランス	36	34	37	33	34	39	31	40	31	4	319
インドネシア	28	26	22	48	29	39	53	28	31	3	307
サウジアラビア	32	25	32	52	38	22	33	25	13	3	275
オーストラリア	10	11	19	20	44	16	35	27	41	8	231
南アフリカ共和国	12	11	23	32	24	26	32	27	21	11	219
トルコ	25	27	21	21	27	17	27	21	19	4	209
カナダ	18	15	14	15	25	14	29	24	28	24	206
韓国	18	20	19	29	20	19	17	14	9	0	165
メキシコ	11	13	15	19	11	17	25	16	10	4	141
合計	845	790	891	1,017	1,033	952	945	781	686	244	8,184

[注] ①2018年は1~6月発動の政策(2018年7月2日時点のデータ)。
②合計はドイツ、イタリア、フランス、英国からEUの政策の重複分を除いたため、足し上げと一致しない。
③貿易救済措置、補助金、海外投資に対する公的機関による金融支援、政府による信用保証などを含む。
[資料] Global Trade Alert Databaseから作成

めていた。貿易救済措置を除いた新定義での貿易制限的措置の月別件数は2009年以降、ほぼ1桁後半の狭い範囲で推移している。世界金融危機以降の保護主義的な貿易慣行を監視するプロセスとして一定の評価を得てきたG20レポートのインパクトが薄れた点は否めない。

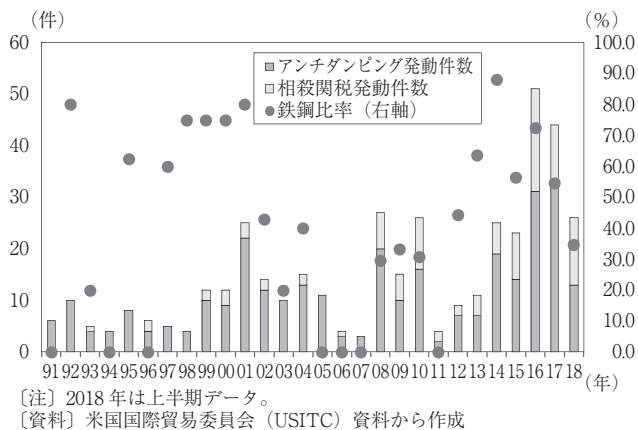
英国シンクタンクCentre for Economic Policy Research(CEPR:経済政策研究センター)が運営するデータベースGlobal Trade Alertによれば、G20諸国が発動した貿易制限的措置(貿易救済措置を含むほか、補助金、海外投資に対する公的機関による金融支援、政府による信用保証なども対象)の件数は2017年、686件でモニタリングを開始した2009年以降では最も少ない数であった(図表Ⅲ-19)。2018年に入ってから、上半期時点ではG20全体で244件と比較的低い水準にある。その中で、米国は4割近くを占める92件と突出して多く、過去との比較でも高いペースで措置を実施している。

■米国による貿易救済措置の積極活用が目立つ

米国国際貿易委員会(USITC)によれば、米国が発動したアンチダンピング措置・相殺関税措置の件数(国別)は、2016年以降、高い水準を維持している(図表Ⅲ-20)。2018年の上半期時点で26件の発動があり、2017年の同時期の発動件数16件を大きく上回っている。

アンチダンピングおよび相殺関税調査は通常、業界団体などの申請に基づき開始されるため、米国ではある程度調査開始が政権の意向に影響され、選挙が近づくと業界の支持を得る意図で調査が増え、大統領選挙・中間選

図表Ⅲ-20 米国の貿易救済措置発動件数推移



挙の後は減るのが通例と見られてきた。しかし、2017年は選挙後も関わらず、アンチダンピング調査件数は54件と、2016年の37件を上回り、鉄鋼関連の調査が集中した2001年（77件）以来の高水準を記録した。

2017年11月には米商務省が中国からのアルミニウムシートに対し、職権によるアンチダンピング調査を開始した。企業や業界団体の申請に基づかない、職権での調査開始は、1991年以来26年ぶりである。現政権が、積極的な措置の活用を行っている一例といえる。

米国の通商拡大法第232条に基づく追加関税措置を受け、EU、トルコなどでWTO協定の定める対全世界ベースのセーフガード調査が開始されている。一国の措置が、他の国・地域にひずみを生じさせ、新たな貿易制限的措置を誘発する連鎖が生じ始めており、注視が必要である。

(2) 米欧の通商政策

■2018年に入って激化する貿易摩擦

米トランプ政権は、米国にとっての「不公正な貿易」の是正を目的に、1) 国内法を根拠とする各種調査、2) 貿易救済措置の積極的な活用、3) 既存の自由貿易協定の見直しなどをそれぞれ進めてきた(図表Ⅲ-21)。とりわけ、国内通商法を根拠にした措置はWTO以前の米国の一方的な通商政策への逆戻りを示唆するものとして国際的な警戒感が広がっていた。2018年に入り、各種調査の結果が公表され具体的な措置へと結実する中、こうした懸念は現実問題へと段階を進めている。具体的には2018年3月、1962年通商拡大法第232条(米国への安全保障上の影響)および1974年通商法第301条(b)(不合理または差別的で米国商業の負担・制限となる外国の措置への対応)に基づく追加関税賦課を相次いで決定した。

現政権の通商上のスタンスは、「2018年大統領貿易政策アジェンダ」(米通商代表部、2018年2月末発表)から、その全体像を読み取ることができる(図表Ⅲ-22)。

図表Ⅲ-21 トランプ政権下での主な通商関連動向

年	月日	概要
2017年	1月23日	TPPからの離脱を表明
	3月31日	貿易赤字の要因分析、貿易救済措置と通商法の執行強化を指示
	4月18日	バイアメリカン関連法の執行状況と通商協定の影響調査を指示
	4月18日	第1回日米経済対話会合
	4月20日	鉄鋼輸入の国家安全保障への影響調査(1962年通商拡大法第232条)
	4月27日	アルミニウム輸入の国家安全保障への影響調査(1962年通商拡大法第232条)
	4月29日	通商製造業政策局を設置
	5月18日	北米自由貿易協定(NAFTA)再交渉を議会通知
	8月14日	中国の知的財産権侵害や技術移転要求などに関する調査(1974年通商法第301条)
	8月16日	NAFTA再交渉開始
	8月22日	米国・韓国FTA見直しに関する第1回特別協議を実施
2018年	11月28日	商務省が中国からのアルミニウム輸入に対するアンチダンピングおよび相殺関税調査を職権により開始
	1月23日	太陽光発電機器(セル・モジュール等)および大型家庭用洗濯機に対するセーフガード措置発動を最終決定
	3月8日	1962年通商拡大法第232条調査結果に基づき、鉄鋼・アルミニウム輸入に対する追加関税賦課を決定
	3月22日	1974年通商法第301条調査結果に基づき、中国からの輸入に対する追加関税賦課および対米投資に対する規制強化を決定
	3月27日	米国・韓国FTA見直し交渉の大筋合意を発表
	5月23日	自動車・トラック・自動車部品輸入の国家安全保障への影響調査を指示(1962年通商拡大法第232条)
7月6日	1974年通商法第301条調査結果に基づく対中追加関税を発動開始	

[資料] 大統領府ウェブサイト、ジェトロ「ビジネス短信」などから作成

図表Ⅲ-22 米大統領貿易政策アジェンダ2018の構成

アジェンダ・(サブテーマ)	概要	新/継続
A. 国家安全保障政策を支える貿易政策	相手国では中国とロシアを名指し。テーマでは「技術の重要性」に言及。	新
B. 米国経済の強化	税制改正を通じた競争力の強化。	新
C. 全ての米国民に役立つ通商協定交渉	「公正で均衡のとれた」貿易関係を追究。二国間協定に限定せず。	
北米自由貿易協定(NAFTA)	貿易赤字の削減を第一目的に、「現代化」と「リバランス」を図る。	
米国・韓国FTA	米輸出に対する非関税障壁の撤廃。互恵的な約束内容に見直す。	
その他	国別では英国、日本はじめTPP加盟国、分野では農産品輸出に言及。	新
D. 米国通商法の執行と堅持	米国法と国際枠組みを活用した公正な貿易の執行確保。	
通商法第301条	中国による知的財産権保護侵害などによる被害について詳細に言及。	
通商法第201条	輸入増に対する緊急避難措置としてセーフガード措置の活用コミット。	
アンチダンピング・相殺関税	当局の職権調査を含む積極的な活用を続ける。	
通商拡大法第232条	国家安全保障の保全目的と説明。	新
WTOにおける米貿易救済法の堅守	WTO紛争解決で、米国が不公正な貿易に厳格に対応する権利を主張していく。	
国際貿易協定上の米国の権利保全	WTO紛争解決制度に対する、米国の懸念について詳述。	
E. 多国間貿易体制の強化	問題意識を共有する国々と協力して、WTOの役割の軌道修正を図る。	新

[注] 「新/継続」の「新」は、2017年3月公表の2017年版アジェンダに記載のない項目。

[資料] 米国通商代表部資料から作成

①国家安全保障政策を支える貿易政策：2018年アジェンダでは、「国家安全保障」と貿易政策との結びつきを第一に掲げている点が最大の特徴といえる。「米国の安全と繁栄を侵食しようとする」想定相手国として中国とロシア

を名指しし、特に中国について政府の関与による市場の歪曲、知的財産権・技術の不当な入手といった点に言及する。安全保障への影響を措置の直接的な根拠とする232条措置では、2018年5月23日、新たに自動車・トラック・自動車部品の輸入を対象にした調査を開始した。また232条だけでなく、中国の知的財産権保護を問題とした301条措置も、「国家安全保障」の観点から必要な政策と位置付けている。その他の措置では、米商務省は2018年4月、米経済制裁法と輸出規制に違反してイランと北朝鮮に通信機器を輸出した中国の大手通信機器メーカー中興通訊(ZTE)に対する制裁を発表した。

②**米国経済の強化**：主に2017年12月に成立させた税制改正の国際課税関連の内容を紹介している。前項と同じく2017年アジェンダには言及のない点であり、政権発足後の取り組みと成果を強調するものである。代表例は、法人所得の課税対象を全世界方式から域外所得免除方式に移行する海外課税方式の転換である。方式の転換に伴い、海外に蓄積された利益を米本国に配当として還流させる場合の優遇税制を整備することで、「米親会社への罰則的高額税制に終止符を打ち」、米国企業の「レベル・プレーイング・フィールド」を確保するとしている。

③**全ての米国民に役立つ通商協定交渉**：2017年から2018年初旬にかけて米国は通商協定交渉では、北米自由貿易協定(NAFTA)再交渉と、米国・韓国FTAの見直し交渉(米議会への通知を伴わない小規模な改正。2018年3月大筋合意)に注力してきた。2018年アジェンダでも両協定に関する記述が先頭にあるが、その他の国々、特に「英国との貿易投資関係の拡張」にも触れている。英国はEU離脱前に第三国と貿易協定交渉に入ることはできないものの、両国は2017年7月に貿易投資合同作業部会を立ち上げ、将来の通商協定を視野に、対象分野の検討に入っている。なお、二国間関係を重視するトランプ政権であるが、前政権下で米国を含む20超の国々が交渉してきた新サービス貿易協定(TiSA)について「検証を継続する」とし、複数国の通商交渉枠組みを必ずしも排除するものではない姿勢を示している。米EU間のFTA交渉(TTIP)についても同様のスタンスをとる。

④**米国通商法の執行と堅持**：301条調査をはじめとする代表的な措置について記述されている。これまで実施した調査や措置に言及しつつ、アジェンダでは政権がこうした執行ツールを今後も積極活用する基本姿勢を示している。またWTO紛争解決について、主に1)米国貿易救済措置の正当化と、2)WTO紛争解決制度への米国の懸念の表明、という二つの視点から記述している。1)について、ダンピングや補助金を伴う不公正な輸出から米国企業と労働者を守るべく、「WTO紛争において貿易

救済措置に関する米国法を堅持することが、不公正貿易に対する米国の権利を保持する上で決定的重要性を持ち、WTO体制に対する米国の支持の基盤となっている」と述べる。しかし2)では、「WTO体制に対する米国の支持の基盤」は、WTO紛争解決制度、とりわけ上級委員会判断への米国の懸念が強まる中で揺らいでいる(本章3節(1)参照)。

⑤**多国間貿易体制の強化**：WTOにおいて米国が主張する、ドーハ開発アジェンダからの決別、デジタル貿易など新しい分野の交渉、途上国の義務履行強化などを指摘する。例えば、途上国のWTO上の義務履行に関して米国は2018年5月、インドに対してWTO農業委員会への補助金通報義務を怠ったとして、「逆通報」(当事国によって通報されるべき措置について他の加盟国がWTO農業委員会に通報し、注意を喚起)を行った。

■米国税制改正のWTO整合性問題

米国は2017年12月に、法人税減税のほか、国際課税関連では海外蓄積利益の本国還流を目的とした海外配当益金不算入などを柱とする大規模な税制改正を実施した。改正の一部として新設された「外国を源泉とする無形資産関連の所得(FDII: Foreign-Derived Intangible Income)」に対する所得控除に関して、WTO補助金協定への抵触可能性が問題視されている。FDII控除制度では、在米国法人の事業資産に由来し、海外を源泉国とする無形資産(サービスへの対価やライセンス収入など)について、一定規模以上の場合、法人税の所得控除の対象とする。対象無形資産の37.5%が控除となるため、新税制下で21%の法人税が実質的に約13%に減税されることに相当する。FDII控除制度については、米国内での消費と比較して米国から輸出された資産が優遇されることから、WTO補助金協定において禁止される輸出補助金に該当する可能性が指摘される。同協定の附属書では「直接税の課税標準の計算において、(中略)、輸出または輸出実績に直接関連させて特別の控除を認めること」を輸出補助金の一類型として例示している(f項)。本制度に対しては、例えば法案成立前に独仏英など欧州5カ国の財務大臣が連名の書簡で、WTO補助金協定違反の可能性を強く懸念していた。こうした懸念を背景に米国議会調査局のレポート(2018年5月)では、「FDIIはWTOルールへの抵触可能性が高く、相当な批判の対象となっている」と評し、制度の見直しを提言している。

米国の国際課税については、過去にも1997年にEUが米国企業の在外子会社への税控除制度(1984年FSC制度)をWTO提訴し、同制度および代替して導入された域外所得控除制度(2000年ETI制度)が輸出補助金に該当するとWTO紛争解決で判断されていた(2004年に撤廃)。

通商専門家は、FSC制度は輸出補助金に該当しないと議論する余地があったが、FDII制度が輸出補助金に該当することは明白であり、WTO紛争になれば同様に違反認定されるだろうとの見方を示している。

■301条問題：米国のWTOへのコミットメント継続が不可欠

米国は2017年8月に開始した1974年通商法第301条調査結果に基づき、2018年3月22日、対中制裁発動を決定するとともに翌日、中国のTRIPS協定違反についてWTO提訴した。同4月3日に、米通商代表部が輸入額500億ドル相当に追加関税を賦課する品目リストを公表すると、中国は即座に報復措置として相応規模の輸入品に追加関税を課すと公表した。両国の追加関税はWTOルール上の明確な根拠が示されていない。なお、中国も同4月5日、米国措置を最恵国待遇違反などでWTO提訴した。両国は二国間対話による解決も模索したが、6月15日、対象1,102品目のリストを公表、7月6日にうち818品目に25%の追加関税を発動した。中国も即座に相応額の545品目に25%の追加関税を賦課する報復措置を発動した。トランプ大統領は、さらなる追加関税賦課も辞さないと示唆し、一連の応酬は「貿易戦争」の様相を呈している。

本件301条調査で、米国は中国による「強制的な技術移転」や「米国企業の技術を阻害する不当なライセンス慣行」などを指摘してきた。強制的な技術移転については、「中国政府は、不透明かつ裁量性の強い行政手続き、合併事業要件、外国株式制限、政府調達制限、その他米国企業の中国事業に規制・介入するためのさまざまな手法を用いて、中国企業への技術・知財の移転を要求、または圧力をかけている」とする。米国の主張は中国の「あいまいで明文化されていない慣行」も対象とするため、意図する内容は必ずしも明らかではないが、一例として中国工業・情報化部「新エネルギー自動車生産企業および製品の参入管理規定」(2017年)を想定しているとみられる。同規定では新エネ車の生産企業に安全性など17項目の参入審査要求、製品の輸入条件として39項目の検査項目を要求する。この点、輸入・投資が「いかなる意味における実績要求(技術移転要求等)にも条件づけられていないことを確保する」と規定する中国WTO加入議定書第7条3項への抵触可能性が指摘される。

「不当なライセンス慣行」については、中国国務院「技術輸出入管理条例」(2002年)のTRIPS協定違反可能性が長年指摘されている。同条例は二つの側面で内国民待遇違反の可能性がある。まず技術輸入に際し、供与される側(ライセンシー)が供与された技術を利用した結果、第三者から権利侵害で訴えられた場合、その法的責任が

図表Ⅲ-23 米国による通商法第301条に基づく主な調査開始事例

相手国・地域	対象	301条調査開始年	米国調査概要	経過
中国	風力発電設備	2010年	全米鉄鋼労組の提訴を受け、調査開始。並行して、WTO協議要請。	中国が当該補助金を廃止し、実質的に終了。
	知的財産権	2017年	中国の技術輸出入管理令などについて職権調査。並行して、WTO協議要請。	追加関税賦課を発表。中国もWTO協議要請。
EU	バナナ	1995年	バナナの輸入・販売・流通制度について職権調査。並行して、WTO協議要請。	WTO紛争解決機関の承認の下、制裁発動。EUの是正措置に伴い、制裁解除。
	製粉デンプン	1997年	米国業界団体の提訴を受け、補助金に関し調査開始。その後、二者間で協議を立ち上げ。	両者の協議で解決へ。調査を終了し、WTO協議要請は行わず。
	プロセスチーズ	1997年	EUの輸出補助金について職権による調査を開始。並行してWTO協議要請。	協議段階で一応、終了するも、米国は引き続き注視。
日本	自動車部品	1994年	自動車補修部品市場の規制について職権調査。翌年、制裁品目リスト発表。	日本がWTO協議要請し、二国間協議で決着、制裁発動せず。
	写真フィルム	1995年	米フィルムメーカーの提訴を受け調査開始。「不合理」な慣行を認定し、WTO協議要請。	WTOパネル報告書採択。日本の違反なし。
	リンゴ	1997年	日本の衛生植物検疫措置について職権調査開始。並行して、WTO協議要請。	WTOパネル・上級委員会報告書採択。日本は措置を是正。

[資料] WTO事務局資料、「不公正貿易報告書」(経済産業省)などから作成

供与する側(ライセンサー)に帰属する(同24条)。この点、中国契約法では、第三者への責任の帰属について当事者の合意で定めることを認めており、条例はライセンサーに不利な内容となっている。反対に、技術輸入に伴う改良技術に関しては、条例では改良技術が改良者に帰属するとし、ライセンシーに有利な内容となっている。

こうした論点は、WTOルール上の論点になりうるため、WTO紛争解決制度の下で処理が可能ならずである。

実際、WTO体制下では、通商協定に違反する外国政府の措置などに対し301条に基づく調査が開始された場合でも原則として、WTOルールに関する問題点では、米国はWTO紛争解決制度を活用してきた(図表Ⅲ-23)。301条自体のWTOルール整合性もWTO紛争解決機関で争われているが、当時の米国のスタンスを背景に、WTOルールへの抵触は認定されなかった(注2)。

今回の対中案件でも、WTO提訴が解決策の一つとして活用されている。ルールに基づいた解決に収まるのか、WTO上根拠を持たない報復合戦が展開するのか、WTO体制の今後にとって重大な分岐点になる。

(注2) 米通商法第301条が争点となったWTOパネル(DS152)では米国が国内法令で、「WTO協定違反若しくは米国の協定上の権利侵害に関する1974年通商法第301条決定は、いかなる場合もWTO紛争解決機関によって採択されたパネル・上級委員会の決定に基づくものとする」旨を規定していること、またその順守をパネル審理において繰り返し約束したことを踏まえ、EUに対する米国の一方的措置がWTOルールに違反しないと判断した。しかし同パネルは、仮にこの約束が撤回されることがあれば、この結論はその根拠を失う、とも指摘している。

WTOとしては米国の同体制への関与をつなぎとめる必要がある。2018年アジェンダなどで示された米国の主張に対し、WTOやその加盟国・地域がどのように現実的な打開策を見いだしていくことができるか、WTO自体の改革を含めた模索が続く。

■多角的なEUの通商政策

EUは、署名に至った日EU・EPAだけでなく、アジア大洋州と米州地域を中心に多角的、全方位的なFTA交渉を進めている(図表Ⅲ-24)。現在のEUの通商政策の基本戦略は2015年公表の「万人のための貿易(Trade for All)」にまとめられている。FTA戦略としては、トルコなどEU加盟候補国や、アフリカ諸国といった従来から経済関係の深い近隣諸国だけでなく、米州とアジア大洋州地域を第一、二番目の重点対象地域に挙げている。米州では米国との環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP)は、現米政権下で大幅な軌道修正を迫られているが、カナダとのFTAは2017年9月に暫定適用を開始した。EUにおける複雑な通商権限を考慮すれば(2017年版ジェトロ世界貿易投資報告61-66ページ参照)、おおむね順調に進展を重ねていると評価できるだろう。

特に進展がみられるのが、中南米地域との交渉である。2018年4月には、メキシコとFTA「現代化交渉」で大筋合意に達した。EUメキシコFTAは2000年に発効しているが、新たに交渉を通じて、農産物を中心とした自由化を拡大、政府調達や電子商取引を含むサービスなど対象範囲の拡充、とりわけEUが重視する地理的表示の保護、投資裁判所制度の導入なども盛り込まれた。メキシコと同様に、チリとも2003年に発効したFTAの「現代化交渉」を進めている。

新規のFTAとしては、EUメルコスールFTAも合意が近いと目されている。交渉自体は2000年にいったん開始した後10年以上中断していたが、2016年に交渉を再開した。直近では2018年2-3月に第32回交渉会合を開催し、農産物市場アクセス、政府調達、補助金ルールなど隔たりの残る分野で詰めの交渉を継続している。

アジア大洋州では、2014年に交渉完了していたシンガポールとは、2017年5月にEU司法裁判所の意見によって、EU諸機関の批准により暫定

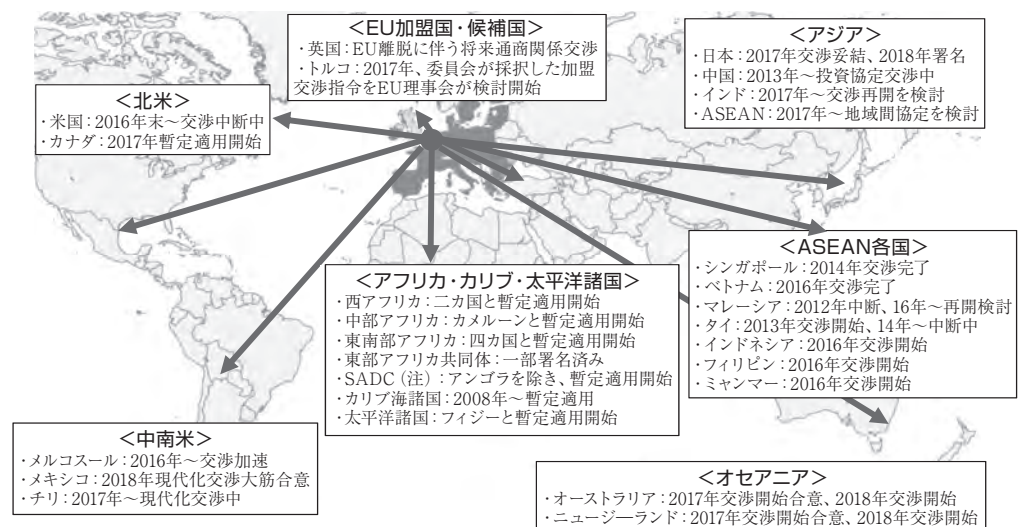
適用可能な範囲が明確化されたことを受け、署名、暫定適用のめどが立った。欧州委員会は2018年4月、日EU・EPAと併せて、EUシンガポールFTAの署名もEU理事会に提案した。ASEAN諸国とは、既に交渉完了し2018年6月に協定テキストを確定させたベトナムのほか、FTA交渉や検討が進む。その他、2017年にはEUとASEAN間の地域間FTAの検討を進めることに関係レベルで合意し、共同作業部会を設置している。

オーストラリア、ニュージーランドとも、それぞれ2018年6月に交渉開始を表明した。EU側では同年9月、欧州委員会がEU理事会に交渉権限(マンデート)の付与を求める勧告を行い、2018年5月、理事会がマンデートを付与して交渉入りが確定していた。

近年のEUは、投資裁判所制度や地理的表示の保護拡大といった特徴的な概念の普及を、FTAを通じて図ってきた。投資裁判所制度(2016年版ジェトロ世界貿易投資報告57-59ページ参照)では、協定ごとに当事国間で設置する常設投資裁判所を将来的に、一つの国際投資紛争裁判所に統合するという壮大な構想を協定に盛り込んでいる。しかし、EUシンガポールFTAに関するEU司法裁判所意見で投資裁判所制度の導入はEU諸機関だけでなく、各EU加盟国の批准が必要な「共有権限事項」であると判断されたことで、EUも軌道修正を迫られている。日EU・EPAでは、投資保護および投資紛争解決制度が協定から切り分けられ別途協議となったほか、オーストラリア、ニュージーランドとのFTA構想でも投資紛争解決を含む投資保護分野はFTAとは別途、投資保護協定として交渉されることが明らかになっている。

EU理事会は2018年5月22日、EUのFTA交渉と締結

図表Ⅲ-24 EUのFTA動向概要



[注] SADC(南部アフリカ開発共同体) 諸国のうち、経済パートナーシップ協定参加国はボツワナ、レソト、ナミビア、モザンビーク、南アフリカ共和国、エスワティニ(旧スワジランド)、アンゴラ

[資料] 欧州委員会資料、ジェトロ「世界と日本のFTA一覧(2017年)」から作成

方針に関する決議を採択した。同決議では、通商協定の内容に共有権限事項を含めるか、EU機関の排他的な権限の下にある事項のみを切り離すかの判断は理事会が「ケース・バイ・ケース」に行うと述べている。物品貿易分野をはじめFTAの主要な要素の適用を速やかに進めるためには、現実的な判断だといえる。

■英国EU離脱動向

2019年3月の英国EU離脱に向けた交渉が、山場を迎えている。2017年は「第一段階」として1) 双方市民の権利保障、2) 英国によるEU加盟国としての財政問題の解決(清算)、3) 北アイルランド問題を中心とする離脱条件の主要な論点について交渉を進めた。難航したものの同12月、EU側が「十分な進展」を認め、「第二段階」である両者の将来関係の事前協議に前進した。2018年3月19日には離脱条件を明文化した、全168条の本文と二つの議定書、附属書からなる離脱協定案を公表した。協定案には離脱後に英国が関税同盟など現在の枠組みにとどまる移行期間が2020年12月末までであることなどが含まれた。同3月23日には欧州理事会(EU首脳会議)が将来関係に関するガイドラインを採択し、第二段階交渉が本格化している。

並行して、英国離脱に伴い必要となるEU諸機関の改変も動き始めている。2017年11月には現在英国に本部を置くEU専門機関の移転先が決定された。EUの医薬品行政を所管する欧州医薬品庁(EMA)がアムステルダム、EUの金融機関を監督する欧州銀行監督局(EBA)がパリに、それぞれ移転することになった。2018年2月には、2019年5月に予定される欧州議会選挙を見据え、議会定数を現行の751から705への削減に、英国を除く27加盟国で合意した。加盟国数に対応して28名から構成される欧州委員ポストも見直しが検討されている。

難航した第一段階交渉の中でも、交渉の複雑さが表面化したのが北アイルランド問題である。英国北アイルランドは、紛争地域化した歴史的経緯という「特殊性」から、英国離脱(移行期間終了を含む)以降も、厳格な国境管理措置の適用を回避することで、原則合意している。離脱協定案では、現行の「共通旅行区域」の維持に加え、新たに、EU域内と北アイルランド間に物品の自由移動が確保される「共通規制地域」が設置される(同議定書案3条)。共通規制地域では、物品貿易に関して、関税同盟と同様に関税やその他課徴金、数量制限などの障壁が禁止される(同4条)。英国側は、この制度により英連合王国としての一体性が損なわれることを危惧する。現英政権は北アイルランドの民主統一党(DUP)と政権協力を結んでいる。DUPが、英国の他地域との異なる待遇に慎重な立場をとることも交渉を一層困難にする。離脱協

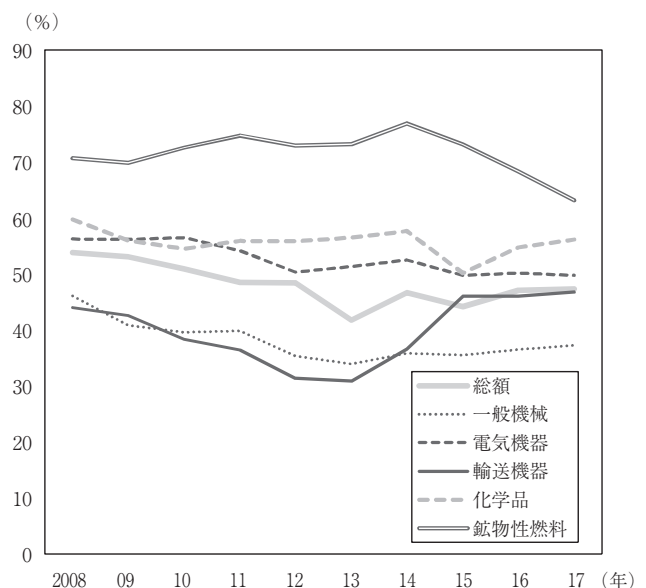
定案ではその大部分が、合意済みもしくは政策目的レベルでの合意が確認されている中で、共通規制地域に関する規定は、合意に達していない分野に位置付けられている。

第二段階の交渉では、離脱後の英国の貿易環境が経済面での中核課題の一つとなっている。英EU間では、移行期間中はEU法が適用となるため、現在の関税同盟関係が維持される。移行期間終了後の関係について、EUのバルニエ首席交渉官はEUカナダFTAのような包括的FTAの締結が唯一の選択肢との見方を示している。英メイ首相が2018年3月に行ったスピーチでは、物品貿易では関税撤廃だけでなく、規制分野で「包括的な相互承認システム」を導入した関係を築くことや、サービス分野での障壁を「必要不可欠の場合に限定した」「過去にない包括的な協定」を目指すといった方針を示している。両者の目指す終着点は現状、明らかに一致していない。EUの立場としては、サービス分野でカナダや日本とのFTAなどでは最恵国待遇条項を結んでおり、唯一英国に対して特別踏み込んだサービス自由化に合意することは原則として困難であるという背景もある。

英国の貿易面でのEU依存は強い。2017年の英国向け輸出に占める対EU比率は47.5%と5割近くに達し、この割合はおおむね5割前後で推移している(図表Ⅲ-25)。英国としては、対EU貿易で障壁のない物品貿易を確保することは最低ラインである。

それ以上に、今後は、第三国との貿易関係強化が不可欠となる。第三国との貿易協定に関して、離脱協定案では、現在EUがFTAを締結している相手国と英国との関係、および今後の貿易交渉について規定がある。前者に

図表Ⅲ-25 英国の対EU輸出比率(時系列)



[資料] 英国貿易統計から作成

図表Ⅲ-26 EU主要国の対内外直接投資残高に占めるEU比率
(2016年)

(単位：100万ユーロ、%)

対内	EU域内		EU域外		対EU比率 (%)			変化(差)
	金額	金額	2013	2014	2015	2016		
EU	7,801,846	6,268,261	60.2	59.2	56.1	55.4	△ 4.8	
英国	533,964	784,099	50.3	47.9	45.4	40.5	△ 9.8	
ドイツ	533,878	211,830	75.6	75.7	75.3	71.6	△ 4.0	
フランス	483,563	178,214	72.4	73.4	72.1	73.1	0.7	
スペイン	408,853	109,081	80.3	78.9	78.3	78.9	△ 1.4	
イタリア	291,901	35,155	89.7	89.7	89.3	89.3	△ 0.4	
オランダ	1,880,871	1,993,569	52.3	52.5	48.4	48.5	△ 3.8	
ルクセンブルク	1,557,869	1,889,783	44.9	43.7	45.4	45.2	0.3	

対外	EU域内		EU域外		対EU比率 (%)			変化(差)
	金額	金額	2013	2014	2015	2016		
EU	9,020,470	7,598,790	55.2	55.5	54.8	54.3	△ 0.9	
英国	558,016	808,296	39.7	39.8	42.7	40.8	1.1	
ドイツ	714,778	552,422	62.9	59.5	58.2	56.4	△ 6.5	
フランス	673,664	521,086	59.6	58.4	57.1	56.4	△ 3.2	
スペイン	187,869	302,455	44.2	40.2	41.6	38.3	△ 5.9	
イタリア	278,160	169,937	69.6	67.8	65.5	62.1	△ 7.5	
オランダ	2,404,706	2,428,318	53.6	55.5	50.5	49.8	△ 3.8	
ルクセンブルク	2,338,037	1,854,417	56.9	55.1	55.8	55.8	△ 1.1	

[注] ①変化(差)は2016年の対EU比率と2013年の対EU比率の差。

②BPM 6 で比較可能な2013年以降の統計。

[資料] EU統計局(ユーロスタット)から作成

については、移行期間中は英国を含むべく相手国に通知するとしている。法的には、第三国は加盟国から離脱した英国に特惠関係を供与する義務はないと考えられるが、企業の利便性に鑑み、原則として相手国は同意するものと予想される。今後については、英国が移行期間中に第三国(EUの既存FTAを含む)と通商協定交渉を行い締結することは可能だが、その効力が発効するのは(EUが承諾しない限り)移行期間終了後となる、と規定された。

貿易に比べると直接投資では、英国の対EU依存は相対的に低めである。英国の対内直接投資残高は、現在の国際収支統計基準(BPM 6)で比較可能な2013年から2016年にかけて約10%ポイント、対EU比率が低下している。また、対外直接投資残高に占める対EU比率はおおむね40%前後で推移しており、ドイツやフランスなどと比べ低い(図表Ⅲ-26)。

以上の点からも、英国の立場としては、まずは貿易における対外関係の構築が急務であるといえる。

■ EUの抱える諸課題概観

EUは英国離脱以外にも多くの課題に直面している。イタリアでは2018年6月、「五つ星運動」と「同盟」による連立政権が誕生した。いずれも反EU的な政策を打ち出してきた政党であるが、5月の総選挙ではユーロ離脱など急進的な主張を抑えて得票を伸ばしたと指摘されている。当面、ユーロ離脱リスクは低いとみられる。他方、同6月の欧州理事会(EU首脳会議)では移民・難民問題に関する意見の対立が露呈したように、今後もEUの財政政策や難民対策に関しては、伊コンテ新政権は抵抗

を強めていくものと予想される。

他のEU加盟国でも、オーストリアで2017年12月、EU離脱を問う国民投票実施を選挙公約に掲げた自由党が、国民党とともに連立政権に加わった。連立政権の政策から国民投票実施は除外されたものの、自由党は外務相など重要ポストを確保し、影響力を及ぼすことは必至とみられる。その他、ポーランドの政権与党「法と正義」や、ハンガリーでオルバーン首相が率いる「ハンガリー市民連盟」に代表されるように、現在のEUの諸政策に懐疑的な勢力が中・東欧で政権に就いている。2019年5月予定の次期欧州議会選挙でもこうした勢力が議席を伸ばす可能性も指摘されている。

対外経済関係では、米国の貿易政策が米EU関係に緊張をもたらしている。2018年5月31日には米国が1962年通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミニウム輸入への追加関税をEUにも課すことを決定した。ユンケル委員長は同日「米国の行動は明白な保護主義である。我々は、国際通商ルールに完全に合致するかたちで、EUの利益を守る。」との声明を発表した。WTO紛争解決手続きを進めるとともに、米国からの輸入に対し、6月22日WTOセーフガード協定を根拠とした相当額の譲許停止措置を発動した。

(3) 環太平洋におけるFTAの進展

■ CPTPP署名後、タイが加盟へ意欲

環太平洋地域では2017年以降、米国の通商政策の影響などを受け、さまざまな動きが見られた。まず、CPTPPは、米国の離脱を受け先行きが懸念されたが、2018年3月に署名された。CPTPP加盟国のうちチリは、既にCPTPP署名国全てとFTAを発効させているが、日本、マレーシア、ベトナム、カナダとの間で多数の品目について相手国側の特惠待遇が改善されると評価する。また、CPTPP加盟国のうち新たにFTAを締結する国が最も多いカナダは、シャンプーニュ国際貿易相が、「カナダの市場アクセスを拡大し、カナダの企業が急成長する地域で重要な機会をつかむことができる」と評した。

なお、CPTPP加盟へ関心を寄せる国がいくつかあるが、その中でも積極的な動きをみせるのがタイだ。タイのソムキット副首相はCPTPPが署名された後の2018年3月下旬、CPTPPへの加盟に向け、関係省庁に調査を指示したことを明らかにした。CPTPPへの加盟によるタイ経済への影響についての調査結果に問題がなければ、2018年中にもCPTPPへの参加表明を行う意向だ。他方で、タイ経済界は、遺伝子組み換え作物などのバイオテクノロジーやデジタル分野で、CPTPP加盟による国内市場・産業への規制緩和圧力を懸念している。

6月に入って、マレーシアのマハティール首相によるCPTPP見直しを示唆する発言、さらにはコロンビアの加盟申請の意向が報じられるなど、引き続きCPTPPの動向が注目される。

■米国をわき目に進む交渉、中南米では通商戦略に変化

環太平洋地域では、米国と中国との間の通商摩擦にも注目が集まる。中国にとって米国は最大の貿易相手国であることには変わらないものの、中国は近年、米国以外の諸国・地域との新たな貿易取引を増やしており（図表Ⅲ-27）、諸外国・地域とのFTA締結、さらには発効済みのFTAに関しては改善交渉を積極化させている（図表Ⅲ-28）。かつては「明確なFTA戦略を持たない」とも指摘されることがあったが、国務院が2015年12月に発表した「自由貿易区戦略の加速実施に関する若干の意見」（国発〔2015〕69号）では、周辺諸国・地域や「一帯一路」沿線諸国等との協定締結に言及されている。

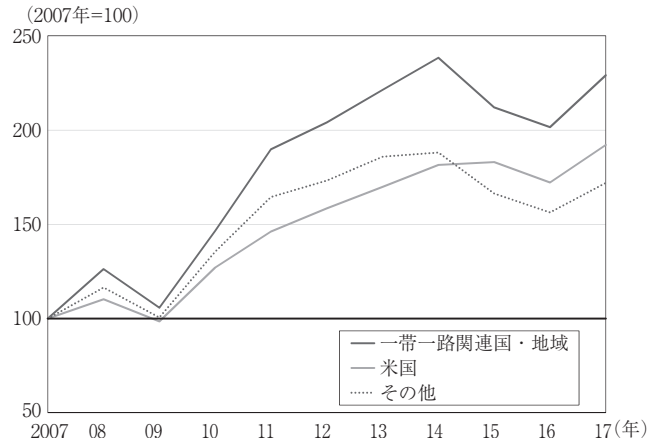
再交渉が進むNAFTAは、カナダとメキシコが域外の各国・地域と貿易多角化を展開する推進力になり、新たな交渉や現代化が行われている。まずカナダは、EUとのFTAの暫定適用を開始した。このほか、太平洋同盟^(注3)との準加盟交渉、メルコスールとのFTA交渉が開始したほか、イスラエルとは2018年5月に現代化協定に署名した。

メキシコもNAFTA依存脱却を図るために、EUやEFTA、さらには中南米諸国との通商協定の拡大・深化に向けて動く。EUとは2016年から再交渉を行っていたが、2018年4月に現代化交渉が合意に至った。ブラジルとは経済補完協定（ACE）53号、アルゼンチンとはACE 6号について拡大・深化に向けた協議を重ねている。農業分野に強いブラジルやアルゼンチンなどにしてみれば、米国に代わってメキシコ向けの農産品輸出拠点となり得るため、NAFTA再交渉はメキシコ市場への接近の好材料になっている。

NAFTA再交渉のほかにも、ブラジルやアルゼンチンの動きが、中南米域内の通商協定締結・見直しの推進力となっている。ブラジルでは、2015年に始まった第2次ルセフ政権が、景気低迷の浮揚策として、通商協定を通じた市場アクセスの確保を輸出振興策の中に盛り込んだ。ルセフ大統領が2016年8月に罷免された後も、テメル政権がこの方針を引き継ぎ、通商協定の拡大・深化に取り組みが続いている。

ブラジルは、メルコスールを通じて、EUとのFTA交渉、さらには中南米諸国との通商協定の深化・拡大を進

図表Ⅲ-27 中国の往復貿易額推移



〔注〕一帯一路関連国・地域は「2016年度中国対外直接投資統計公報」（中国商務部等）の附表11に掲載されている63カ国・地域とした。

〔資料〕中国貿易統計から作成

める。EUとのFTA交渉は2000年に開始されたものの、ルーラ政権による通商交渉方針の変更により2004年に中断。2010年に再開されるも、2012年に再び中断。2016年に改めて交渉が再開された経緯がある。

対中南米諸国では、メキシコとのACE53号の拡大・深化に向けた交渉が続いている。ルセフ大統領（当時）が2015年にメキシコに公式訪問した際、同協定の深化・拡大について協議に入ることが確認された。このほか、メルコスールとコロンビアのACE59号を刷新したACE72号が2017年12月、ブラジルとコロンビア間、またアルゼンチンとコロンビア間で発効した。

アルゼンチンでは、2015年に誕生したマクリ政権が、左派政権による通商政策からの脱却を図り、メルコスールを再び経済的な同盟として捉え直す。アルゼンチンがメルコスールの議長国であった2017年上半期には、EUとのFTA交渉を推進した。

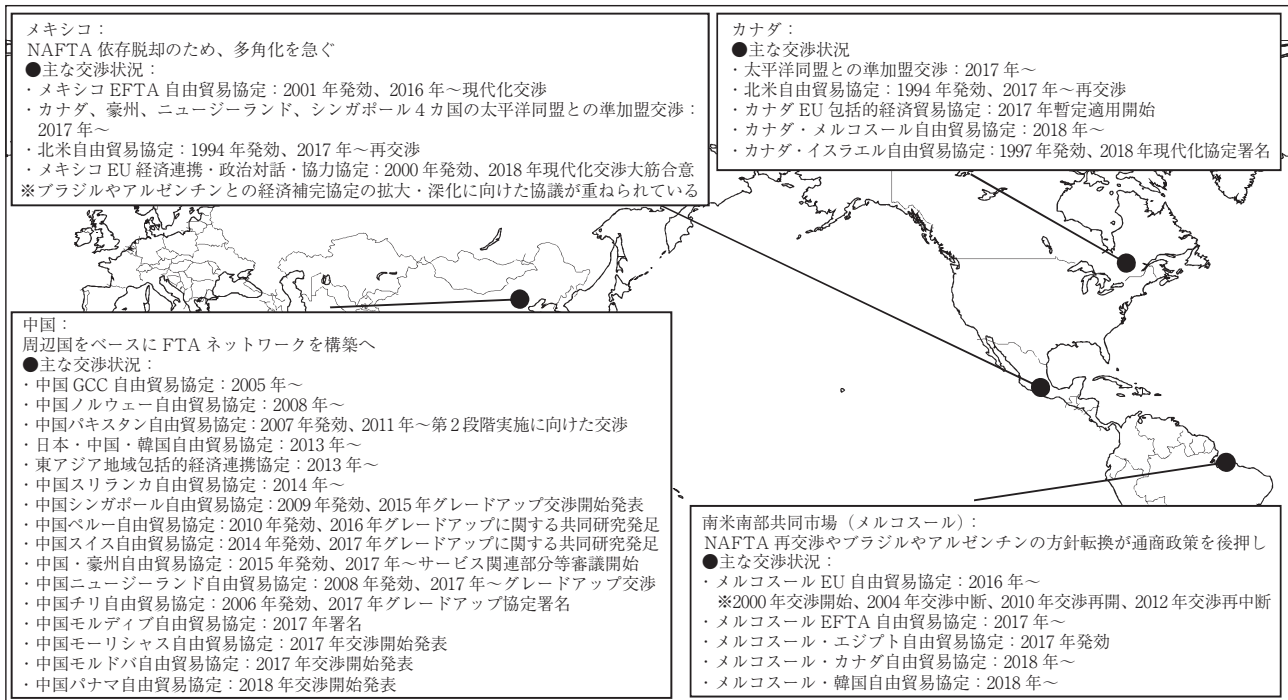
また、太平洋同盟との通商関係の深化を図り、アルゼンチンとチリとの間で2017年11月に新たに貿易協定に署名した。マクリ大統領は2018年4月、チリのピニェラ大統領と会談した際、チリが2018年11月にブエノスアイレスで開催されるG20サミットにアルゼンチンの招待国として参加することを確認した。アルゼンチン政府がCPTPP加盟国とメルコスールとの連携強化の可能性を探っているとの見方が出ている。

■ASEANでは域内関税撤廃が完了

ASEAN域内では、2018年1月からカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV諸国）の関税が原則撤廃された。ASEAN各国では、2010年1月にASEAN物品貿易協定が発効、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイで関税が撤廃され、CLMV諸国についても、原則2015年1月までに（一

(注3) メキシコ、コロンビア、ペルーおよびチリによって構成された、加盟国間の経済的統合を目指す組織。

図表Ⅲ-28 環太平洋諸国の主要 FTA 交渉状況



〔資料〕「世界と日本の FTA 一覧」、「WTO・他協定加盟状況」、および「ビジネス短信」（いずれもジェットロ）等から作成

部2018年まで猶予) 撤廃された。

2018年1月に実施された追加的な関税撤廃措置は、ベトナムにおける輸送機器類など、CLMV 諸国の除外品目以外の関税撤廃猶予品目が対象となった。他方、ベトナムでは関税撤廃を控えた2017年10月、自動車の輸入事業者に対し、輸入検査の際の他国当局による車両認可証の提出など、新たな非関税措置が施行された。自動車業界団体は政府に対して政令見直しを求めていることとなっているなど、影響が出ている。

ASEAN域外国・地域との間では、香港と2017年11月、FTAと投資協定に調印した。物品貿易に加え、サービス、投資などが対象となっている。

対インドでは、2018年1月に開催されたASEANインド首脳会談時にデリー宣言を採択し、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の2018年内締結に向け最大限努力をすることなどを確認した。なお、同宣言では双方の「連結性」にも触れられているが、「アクト・イースト政策」を掲げるインド政府は、北東インドをASEANとの連結性強化の重要拠点と位置付けている。インド北東部におけるインフラ整備、またRCEPなどを通じた制度的インフラ強化による、ASEANとインドとの経済関係深化の加速化が見込まれる。

(4) 主要国・地域 FTA の協定内容の検討

■ データを活用した FTA の分析が進化

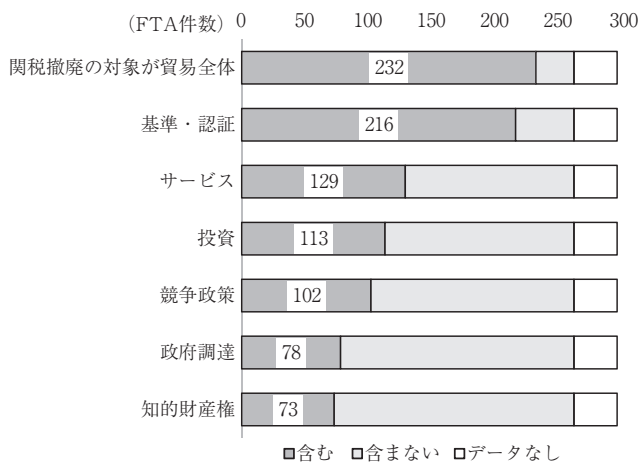
近年 FTA の研究では、協定の条文テキストをデータ

ベース化し、類似する内容の比較や、特定の文言が使われる頻度の集計など、データによる分析が用いられるようになってきた。代表的な研究成果としてスイス・ベルン大学、英オックスフォード大学、オーストリア・ザルツブルク大学など研究グループが2014年に立ち上げた DESTA (Design of Trade Agreements) データベースがある。EU貿易総局が FTA の効果検証に同データベースを活用していることが報告されている。以下では、ジェットロ調べに基づく世界の発効済み FTA 301 件について DESTA データベースの公開情報を活用して、①全体の傾向、②主要国・地域別に見た傾向、③代表的な物品貿易分野のルール(関税、基準認証、貿易救済)について読み取れる傾向、をそれぞれ整理してみたい。

まず、同データベースでは七つの基本項目(①一部の例外を除いて関税撤廃する FTA か、限定された品目を対象にする部分協定か、また、②基準認証、③サービス、④投資、⑤競争政策、⑥政府調達、⑦知的財産権のそれぞれの分野について実体規定を含むか)に基づいて、各 FTA の特徴を整理している(図表Ⅲ-29)。実体規定とは、内国民待遇義務のように、当該国間に発生する権利や義務について規定した条項であり、一般的な目的として自由化や開放を掲げている場合はここでは含めていない。

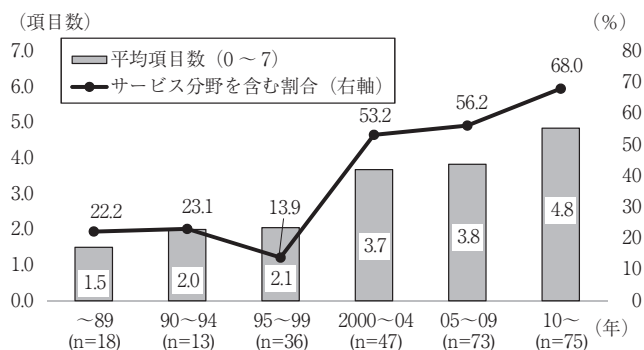
データベースがカバーする262協定のうち、約9割に当たる232協定が、一部の除外品目を除き原則として関税を撤廃する自由貿易地域の創設を目指す FTA、残る30協定

図表Ⅲ-29 世界の発効済みFTAの協定概要



〔資料〕「世界と日本のFTA一覧」(ジェトロ) およびDESTAデータベースから作成

図表Ⅲ-30 FTAのカバー項目数とサービス分野を含む比率(年代別)



〔注〕①項目数は7項目(関税・基準認証・サービス・投資・競争・政府調達・知財)の中でカバーする項目数の平均。
 ②各年代の件数は発効したFTAの中で、DESTAデータベースがカバーする協定の数。
 ③95~99年は、旧ロシアCIS諸国間のFTA(いずれもサービスを含まない)14件を含むため、サービス分野を含むFTAの割合が特に低いと考えられる。
 〔資料〕「世界と日本のFTA一覧」(ジェトロ) およびDESTAデータベースから作成

が品目を限定した部分協定に区分された。基準認証分野に関して何らかの実体的規定を有するFTAも216協定と、対象262協定の8割以上が該当した。大半のFTAが関税削減・撤廃だけでなく、非関税分野のルールをある程度含んでいることが確認された。サービス、投資分野を含むFTAは半数弱であった。

次に、前出の①~⑦の7項目に関して、発効年

代別に平均で何項目をカバーしているかを見ると、最近のFTAほどカバーする項目が多いことが確認できる(図表Ⅲ-30)。例えばサービス分野をカバーする協定の割合を見ても、2000年以前に発効のFTAでは20%前後にすぎなかったが、2000年代以降急上昇し、2010年代に発効したFTAでは68.0%がサービス分野の規定を含んでいる。

政府調達と知的財産権の各分野はいずれも同3割程度にとどまった。政府調達はGDPの1割~2割程度を占めると試算され、貿易投資へのインパクトは大きい。国際ルール化が遅れている分野である。WTO164加盟国・地域のうち、任意加盟である政府調達協定加盟国は先進国中心の47カ国・地域にとどまる。途上国の多くは政府調達の外国企業への開放に消極的である。知的財産権分野を含むFTAは、おおむね、日本、米国、EU、ニュージーランドなど先進国が一方の当事者であるFTAに限られている。

■主要国・地域別に見るFTAの傾向

主要国・地域別に発効済みFTAの特徴を、前出の七つの基本項目の当該国の対象FTAにおける平均項目数を用いて概観する(図表Ⅲ-31)。米国は北米自由貿易協定(NAFTA、1994年発効)以降、いち早く包括的なFTAを志向してきたため平均でも七つの項目の六以上をカバーする。次いで日本、韓国も発効済みFTAの平均カバレッジは広いが、両国に共通して、政府調達分野をカバーする協定が比較的少ない。EUは、相手国に応じたFTA戦略を採っている上、EUの通商権限を大幅に拡充した2010年リスボン条約発効以前のFTAには投資保護の規定を含んでいないことなどが、日米に比べカバーする平均項目数が少ない要因に挙げられる。メキシコは、メルコスール自動車協定など、特定分野に特化した部分協定

図表Ⅲ-31 主要国・地域のFTAの特徴

国・地域	対象協定数	平均項目数(0~7)	項目別カバレッジ(%) (7段階の濃度で表示)							特徴
			関税	基準認証	サービス	投資	競争	政府調達	知的財産	
米国	14	6.1	100	93	100	93	43	93	93	ほぼ網羅的だが競争分野は6協定にとどまる。カバーする分野が狭い(項目数4)のはイスラエルとヨルダンとのFTA。
日本	15	5.6	100	93	93	93	87	33	60	日ASEAN協定を除き、全てサービス・投資分野を含む。政府調達が5協定、知的財産権が9協定にとどまり、比較的少ない。
韓国	15	5.1	87	93	73	73	80	47	60	部分協定を除く13協定では58と米国に次いで高い。カバーが比較的少ない分野は政府調達。
EU	30	4.3	97	90	67	30	57	53	33	周辺国との関係強化(連合協定など)、途上国諸国との経済パートナーシップ協定、グローバル・ヨーロッパ戦略に基づく包括的FTAなどに分けられる。
メキシコ	17	4.0	71	76	59	59	35	47	53	貿易品目を網羅する包括的FTA12協定に限ると5.6と高い。比較のカバーが少ないのが競争で12協定中6協定。
中国	14	3.8	93	86	71	64	21	0	43	近年は協定の包括化が進んでいるが政府調達は、対象14協定の中で一つも含まれていない。競争も3協定にとどまる。

〔注〕①平均項目数は7項目(関税・基準認証・サービス・投資・競争・政府調達・知財)の中でカバーする項目数の平均。全て該当すれば7、いずれも該当しなければ0。
 ②カバレッジは当該国・地域のFTAに占める、各項目が含まれる割合。
 〔資料〕「世界と日本のFTA一覧」(ジェトロ) およびDESTAデータベースから作成

が5協定含まれ、貿易品目を網羅するFTAに限ると平均項目数は5.6と高い。中国は従来物品分野中心であり、政府調達を含む協定はゼロ、競争も3協定にとどまる。

近年の傾向として、既に締結されたFTAの再交渉によって、協定の対象拡大が進む。北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉中、および韓国との一部内容の再交渉をまとめた米国だけでない。例えば2000年に発効したEU・メキシコFTAは物品関税、基準認証、政府調達の3項目をカバーするFTAであったが、現代化交渉が大筋合意している。中国も、2016年以降、ニュージーランド、チリ、ペルー、スイスなどとグレードアップ交渉およびその準備を進めている。その他、中国、韓国、インドなど7カ国が加盟するアジア太平洋貿易協定(APTA)は、従来4,270品目を対象とする特惠関税協定であるところ、2017年1月、対象品目を1万品目超に引き上げることで合意している。

■ FTAはWTOルールを基礎に発展

FTAの協定内容をデータに基づいて見ると、高い割合のFTAで、WTOルールとの整合性を意識していることが読み取れる。以下、物品貿易に関連するFTAの規定(関税、貿易救済措置、基準認証)について概観する。

①関税：各FTAにおいて関税撤廃が完了するまでの移行期間の長さ(各当事国の約束の中で最も長い年数)を見ると、部分協定を除く232件のFTAのうち、移行期間の判明している205件では、移行期間の平均は7.3年である。うち37件は即時撤廃のみで移行期間がない。移行期間がある168件の平均は10.8年であった。WTO発足時に採択された「GATT第24条の解釈に関する了解」では、関税同盟および自由貿易地域を組織するための「妥当な期間」、すなわち関税撤廃の移行期間について、「例外的な場合を除くほか、10年を超えるべきでない」と明記している。10.8年という平均値からは、「解釈了解」で合意された10年という期間がおおむね、移行期間の目安として機能していることが読み取れる。いずれかの当事国で10年超の移行期間をいずれかの品目で設定する協定は78協定で、うち9協定では20年以上の移行期間が設定されている。もっとも、長期に設定された移行期間は通常、各国のセンシティブな品目に設定されるため、自由化率の高いFTA、つまり例外品目が少ない協定では、移行期間が長くなる傾向にある。

部分協定30件では多くの場合、移行期間は0年から5年以内に収まっており、原則

として当事国にとって機微でない品目が協定対象となっていることがうかがえる。ただし、アンデス共同体(CAN)・メルコスール(南米南部共同市場)FTAや、経済協力機構貿易協定(ECOTA)など5協定では15年以上の長期移行期間を設定しており、必ずしもこの原則は当てはまらない。

②貿易救済措置：FTAでは物品貿易に関するルールの一部としてセーフガード措置など貿易救済措置の利用について何らかの規定をそれぞれ置いている場合が多い。

セーフガードに関する規定は235件、アンチダンピングは222件のFTAに含まれる(図表Ⅲ-32)。それぞれ、WTO協定(セーフガード協定、アンチダンピング協定)への何らかの言及(WTO協定上の権利義務が維持されることなど)がある協定は180件、192件に上り、FTA上の貿易救済措置は、原則としてWTOルールを順守した内容だと評価できる。

WTO上のセーフガードが原則として全世界からの輸入を制限するのに対し、二国間セーフガードは当事国のみに対し発動される。FTAに基づく優遇税率の適用に起因して輸入が急増し、輸入国に重大な損害が発生した場合に、一定の条件に基づいて発動可能となる。二国間セーフガードを含むFTAのうち、66件では同セーフガードの適用期間を関税撤廃の移行期間中に制限するFTA。その他、一方の当事国がWTO上のグローバルセーフガードを発動した場合に、FTA当事国がその適用から除外されるという優遇措置を規定した協定が53件あった。

図表Ⅲ-32 基準認証分野(TBT・SPS)および貿易救済措置分野のFTA協定内容

項目	分野	規定内容	協定数
基準 認証	TBT	TBTに関する章または条文を有する	202
		WTO・TBT協定への言及がある	169
		TBTに関する協力または情報交換に関する規定を有する	171
		規格が必要以上に貿易制限的でないことを要求する規定を含む	78
		TBT分野に関する紛争解決手続き規定(協議を含む)を有する	92
		国際規格の採用を奨励する	115
	TBT分野における調和(部分的な調和を含む)の規定を含む	59	
	SPS	SPSに関する章または規定を有する	199
		WTO・SPS協定への言及がある	158
		SPSに関する協力または技術協力に関する規定を有する	136
SPS分野の調和について規定する		59	
貿易 救済	アンチ ダンピング	アンチダンピングに関する規定を含む	222
		GATT・WTO協定のアンチダンピング規定への言及	192
		アンチダンピング措置の利用が協定上認められている	200
		アンチダンピング措置の利用を明示的に禁止	14
	補助金	補助金に関する規定を含む	211
		WTO協定(補助金に関する分野)への言及	178
		補助金に関する共通の政策への言及	21
		禁止される補助金に関する規定	33
		セーフガードに関する規定を含む	235
		WTO協定(セーフガード分野)への言及	180
セーフ ガード	セーフガード措置の明示的な禁止	2	
	グローバルセーフガード措置の対象から締約国を除外	53	
	移行期間のみにセーフガードの適用期間を限定	66	

〔資料〕「世界と日本のFTA一覧」(ジェトロ)およびDESTAデータベースから作成

アンチダンピング措置は特定国企業による不当販売に対応する特別関税であり、FTAでも200の協定でアンチダンピング措置の発動が当事国間においても認められることが確認されている。当事国間でのアンチダンピング措置の発動を明示的に禁止するFTAは14協定に限られる。うち8件はEFTA（欧州自由貿易連合協定）が締結するFTAで、その他スイスを除くEFTA加盟国とEUとの間のEEA（欧州経済領域）でもアンチダンピングの利用を明示的に禁止している。

③**基準認証分野**：データの得られる262件のうち、協定上にTBTに関する章または条文を有するFTAは202件、同じくSPSでは199件で、そのほとんど（186件）はTBTとSPSの両方で章または規定を有する。物品に関する非関税分野をカバーするFTAでは高い割合で、TBT・SPSの両分野をカバーしていることが確認された。

貿易救済措置の場合と同様に、TBT、SPS分野でも、関連するWTO協定への言及が含まれる場合が多い。WTO・TBT協定への言及があるFTAは169件、WTO・SPS協定への言及がある協定が158件とそれぞれ約8割に上った。

TBT分野の規定内容としては、TBTに関する協定締約国間の協力または情報交換に関する規定を有するFTAが171件に達した。各国の規制・規格の差異という非関税障壁に取り組む第一歩として、FTAで当事国間の規制当局間での対話の場を設け、情報の透明性を高める取り組みが浸透していると言える。他方、規制の調和、

例えば自国の規制・規格を相手国の制度に何らかの形で近づける、もしくは相手国の規制・規格を自国の水準に同等とみなすといった段階まで踏み込んだFTAは限られた数にとどまる。国際ルールとの調和推進など「一般的な目的としての調和」を掲げるFTAは59件あったが、実際に規制・規格の調和まで具体的に規定したFTAはうち8協定であり、そのほとんどはEUとその加盟候補国間の協定であった。

SPS分野でも類似の傾向が見られた。136件がSPSに関する協定締約国間の協力または技術協力に関する規定を含んでいる。SPS分野は病害や害虫の侵入といった生命・健康に関わる措置であること、またその対象産品が比較的各国にとって機微な品目が多い農産物を扱う場合が多いことなどが、主に工業製品を扱うTBT分野に比べ、当事国間の協力に関する規定を含む協定がやや少ない理由だと考えられる。SPS分野での調和についての規定は、52件が「一般的な目的としての調和」に言及し、具体的にSPS措置の調和まで踏み込んだ協定はうち7件であった。

FTAの協定内容からは、各分野でWTOルールへの直接的な言及が含まれる、またはWTO諸協定の文言に忠実なFTA内容が多く見られることが分かる。近年、多国間貿易体制を揺るがすような動きが懸念されているが、FTAがWTO多国間貿易ルールを基礎に発展してきたという点は、WTOの重要性を再認識させる事実と言えるだろう。

第3節 多国間貿易体制の現状と課題

(1) WTO交渉の動向

■ ブエノスアイレス閣僚会議への評価とその後の動き

2017年12月の第11回WTO閣僚会議（アルゼンチン：ブエノスアイレス）では、主要な議題で全WTO加盟国間での合意は得られず、通常会議末に公表される閣僚宣言の採択も見送られた。漁業補助金を規制するルールや、農業分野で食糧安全保障目的の公的な食糧備蓄に関する恒久的なルールなどの合意が有望視されたが、継続議題となった。2001年来、未だ完結に至らないドーハラウンドの扱いについても、継続を訴える途上国と、先進国を中心に新しい貿易課題への移行を主張する国々との溝が埋まらず、進展がなかった。

明るい材料としては、新しい貿易課題について、将来の全加盟国での交渉化を目指して、有志国・地域間で先行してルール作りを議論する取り組みが複数立ち上がった。同会議では、①電子商取引、②投資円滑化、③中小零細企業のための作業計画、④サービス分野の国内規制、の4分野で有志国・地域の閣僚宣言が採択された（図表Ⅲ-33）。これらの有志国枠組みはブエノスアイレスでのWTOとしての成果に位置付けられている点で、同じ有志国の取り組みでもWTO枠外であった「新サービス貿易協定（TiSA）」交渉とは異なる。WTOの取り組みとしてドーハラウンド下で進んだ有志国枠組みとしては情報技術協定（ITA）改正と、環境物品貿易交渉があるが、これらは関税交渉に限定されていた。今回の取り組みは将来的な全加盟国での交渉を見据えた初期の段階とはいえ、新しい分野のルール形成に向けWTOが現実的なアプローチに踏み切ったとみることができる。

図表Ⅲ-33 新しいWTO有志国間枠組みの概要

分野	国・地域数 (注)	概要
電子商取引	71	電子商取引の国際貿易に関連する側面の検討。将来的な多国間交渉に向け議論を深める。
投資円滑化	70	発展のための直接投資円滑化（投資規制の透明性・予見性向上など）の多国間枠組みの検討。
サービス国内規制	58	サービス分野規制の透明性向上、規制が必要以上に制限的とならないことなどに関して議論。
中小零細企業（MSMEs）	85	MSMEsの貿易への関与を強めるべくワーキンググループを設置し、既存のWTOの取り組みを強化。

〔注〕 ブエノスアイレスWTO閣僚会議における共同声明採択時点の数。
〔資料〕 WTO事務局資料、各種報道から作成

4分野の中でもとりわけ、電子商取引に関するワーキンググループには、WTOにおけるルール作りとは距離を置いてきた米国が4分野で唯一参加した上、2018年に入り、中国も同グループに加入するなど、前向きな動きが散見された（本章4節（1）参照）。

投資円滑化グループではブラジルが2018年2月、全20条からなる包括的な「投資円滑化協定」の提案を提示した。最恵国待遇、規制の透明性確保など投資の受け入れ国としての途上国の環境整備、国家が正当な目的の下で規制を行う権利の保全、実施における後発途上国への配慮などからなる。投資は国際ルール形成が実現できていない分野であり、将来達成されれば意義は大きい。

■ 米国のWTOに対するスタンス

現在WTOは、極めて困難な局面に立たされている。WTOの三つの機能の中で、これまで最も評価されてきた司法的な紛争解決制度が機能停止の危機に追い込まれている（図表Ⅲ-34）。WTO紛争は、当時国間での協議が不調に終わった場合、紛争解決小委員会（パネル）に付託され、当事国はパネルの報告に不服がある場合、常設の上級委員会（以下、上級委）に申し立てることができる。いわば上級委は二審制の上級審に相当する。上級委は本来7人の委員で構成されるが、2018年7月現在、4人に減少している。米国が、任期を終えた委員の後任選考プロセスを拒否しているためである。表面的な理由として米国は、任期を終えた委員がその時点で所管していた案件を継続して担当する手続きの正当性を疑問視している。しかしより本質的には、上級委がこれまで果たしてきた役割に対する米国の不満があり、米国の意図は上級委の機能をより制限的に見直すことにある。

米国WTO大使に着任したシェイUSTR次席代表は、上級委がWTO諸協定を拡大解釈し、さらにその権限を越えて加盟国の国内法に関して不必要な解釈を加える場合もある、などの点を指摘している。WTO協定の解釈では例えば、米国がアンチダンピング調査において用いてきた、ダンピング・マージンが高く算出されやすい手法（「ゼロイング」）を上級委があらゆる場合において協定違反と判断してきた点に米国は強い不満を持っている。国内法に関する例としては、商標登録に関する米「オムニバス歳出法」211条がフランス企業の商標権を制限するとしてEUがTRIPS協定違反を訴えた事案（2002年上級委報告）で、米国は上級委がWTO協定の範囲を超えて国内法に解釈を加えたと主張している。米国は、こうした長年にわたる紛争解決制度への不信感を解消するべく、上級委員の選任を拒否する強硬手段に訴えている。

2018年9月末にはさらに1人の委員が1期目の任期末を迎え、現状のままでは米国がその再任を拒む可能性が

高いとみられている。上級委の審理は3人の委員によって行われるため、委員の減少は限界を迎えている。残る3人の委員は米国、中国、インド出身となり、これらの国が当事国である紛争に関しては「委員は、直接または間接に自己の利益との衝突をもたらすこととなる紛争の検討に参加してはならない」とするWTO紛争解決了解17.3条への抵触が問題となる可能性がある。

WTOでは本問題を「WTO紛争解決制度の完全な崩壊をもたらしかねない体制的なリスク」と位置付けて、現状の打開を模索している。具体的には、上級委員会審理の迅速化や、上級委の機能に対する、加盟国のコントロールを強化することなど、米国の主張を一部認める形での機構改革を行う対案を非公式に打診したとみられ、米国による上級委員の選任拒否の早期解消を目指している。EUも2018年5月、WTOの機構改革について、条件付きながら米国との対話に応じる方針を示した。

WTO紛争解決と米国をめぐって、WTO紛争における安全保障の扱いがもう一つの大きな懸念となっている。米国通商拡大法第232条に基づく鉄鋼、アルミへの追加関税発動は、これらの輸入が「米国の安全保障を阻害する恐れがある」との認定に基づいている。中国は本件に関して2018年4月、WTO紛争解決手続きに基づく協議要請を行った。中国は、米国のWTO違反内容として最恵国待遇違反や、譲許税率を上回る関税の賦課を挙げている。同5月にインドが、同6月にはEU、カナダ、メキシコなども本件のWTO協議要請を行った。米国の措置がGATTの義務に逸脱する蓋然性は明白である。

しかしWTOでは、ある措置が協定違反でも、例外的に許容される場合を設定している。これまで例外扱いが部分的でも認められた内容としては、「生命または健康の保護のために必要な措置」(GATT第20条b)や「有限天然資源の保存に関する措置」(同g)が代表的である。

そのような例外事由の一つに、「安全保障のための例外」(GATT第21条)がある。WTO発足以前には、米国とニカラグア間の経済制裁をめぐる紛争で、米国が同条を援用した事例があるが、WTO下では、同条に関する解釈の先例はない。現在係争中の事案で、安全保障例外が論点となっている事例としては、ウクライナの貨物通過に対するロシアの制限的措置に関する両国の紛争がある。本件ではロシアが安全保障例外による正当化を主張しており、米国が第三国参加して意見を述べている。米国によれば、紛争解決パネルはGATT第21条に基づく例外を当事国が主張した時点で、それ以上の審理を行うことはできないという。これに対し、EUやカナダなどは同事案で、安全保障例外を援用した当事国は、一定の証明責任を果たす必要があると意見している。

図表Ⅲ-34 WTOの機能とその評価

機能		評価		課題
立法機能	多国間貿易ルール形成と、貿易自由化交渉	△	第11回閣僚会議で、有志国による新しい貿易課題の検討が始動。	全加盟国での意思決定の難しさ。米国のWTOへの関与のつなぎとめ。
監視機能	現行貿易ルールの履行状況の調査・公表による保護主義の抑止	○→△	問題点を可視化するも、保護主義的措置抑制の効果は極めて限定的。	他の国際機関や多国間フォーラムとの協働による実効性の確保。
司法機能	紛争解決機関による貿易紛争の司法的解決および履行確保	◎→△	ルールに基づく紛争解決に貢献してきたが、上級審が機能停止の危機に。	上級委員会の委員選任問題の解決が喫緊の課題。

〔注〕評価の記号は、WTOが置かれている状況のイメージを示す目的で付したものであり、WTOの意義と機能を過小評価するものではない。

〔資料〕各種報道およびヒアリング結果から作成

経済産業省は2018年版不正貿易報告書で「安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念がある」と指摘している。米232条に関する紛争でGATT第21条に関する判断がWTOで出された場合、その内容によっては、安全保障例外が多用され、紛争解決制度が形骸化する恐れがある。反対に、米232条の事案で米国に対し厳しい判断が紛争解決機関によって出された場合、米国をWTO体制から遠ざけるシナリオも予想される。いずれにせよ、本件は上級委員選任問題とは別の側面で、WTO紛争解決制度に厳しい課題を突き付けているといえる。

■英国のWTO約束

英国はEU離脱に伴い、単独のWTO加盟国となる。その際、WTO約束の内容に、他のWTO加盟国と合意する必要がある。現在も英国は一加盟国であるが、関税同盟であるEUとして共通の約束に従う立場にある。英国は原則としてEUの約束を継承する意向であるが、交渉が必要な事項もある。具体的には、農産品でEU全体として輸入割当枠を設定している品目について、離脱後のEUと英国での割当枠の分配方法が論点となっている。実績ベースで分配する案には複数のWTO加盟国が異議を唱えている。加えて、WTOで許容される農業補助金の範囲についても英国・EU間で調整が必要となる。交渉の間は、英国が提示する約束内容が暫定的に適用になるため、離脱に際してビジネス上の問題は発生しない見込みである。またEUは、WTO政府調達協定に加盟しており、英国は単独での同協定加盟交渉を進める必要がある。英国は2018年6月、加盟申請した。離脱時点で加盟条件がまとまらない場合、英国は一時的に政府調達協定加盟国としての地位を失うことになり、物品貿易約束の場合と異なり、ビジネスへの影響が懸念される。

(2) 国際貿易を支える多国間貿易体制の重要性

■付加価値貿易から見える異なる世界

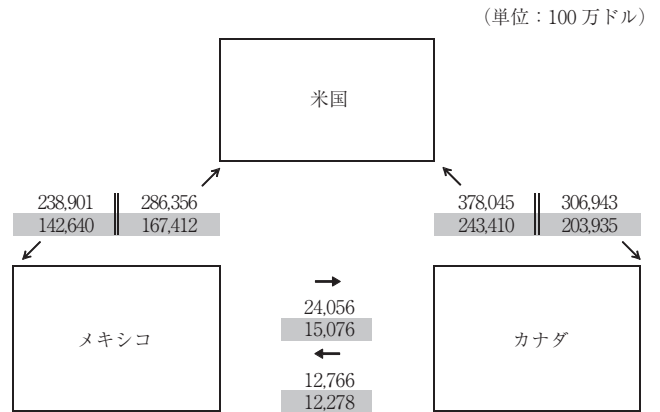
米国はこれまで、貿易赤字国を対象にさまざまな手法で対抗するなど、二国間の貿易赤字に固執している。しかし、取引される財やサービスの原産国・地域に焦点をあてた付加価値貿易の枠組みで国際貿易を捉え直すと、違う姿が見えてくる。付加価値貿易は、財やサービスが出来上がるまでに、どの国でいくらの価値が加わったかを計測する手法で、二国間の財やサービスの移動をベースにした取引額を計測する手法とは異なる。

OECD と WTO が共同で取り組む「付加価値貿易イニシアティブ (Trade in Value-Added Initiative: TiVA)」では、付加価値貿易のデータをウェブサイト上に公開している。2018年6月時点で1995年から2011年分の付加価値貿易のデータのほか、2012年から2014年分が暫定値として公開されている。暫定値はデータの種類などに制約があるものの、ある程度の傾向をつかむことができる。

主要4カ国 (日本、米国、中国、およびドイツ) に焦点をあてて2014年の貿易動向を見ると、例えば米国からみた対中国輸入額は、取引額ベースの貿易統計では5,036億ドルだが、付加価値額ベースでは3,533億ドルへと縮小する (図表Ⅲ-35)。また、対ドイツ輸入額も同様に、1,349億ドルから1,299億ドルへと縮小する。対日輸入額については、わずかながら増加する。

次に、NAFTA加盟国間における2014年の貿易動向を見ると、米国から見た対カナダ輸入額は、取引額ベースでは3,780億ドルだが、付加価値額ベースでは2,434億ドルへと縮小する。対メキシコも同様に、2,864億ドルから

図表Ⅲ-36 NAFTA加盟国間の貿易の流れ (2014年OECD暫定値)



〔注〕① 上段が取引額ベース、下段網掛け箇所が付加価値額ベース。
 ② 取引額は各国の総輸入額と国別構成比から算出。
 ③ 国内最終需要に対する海外付加価値額を付加価値輸入額とした。
 〔資料〕OECD から作成

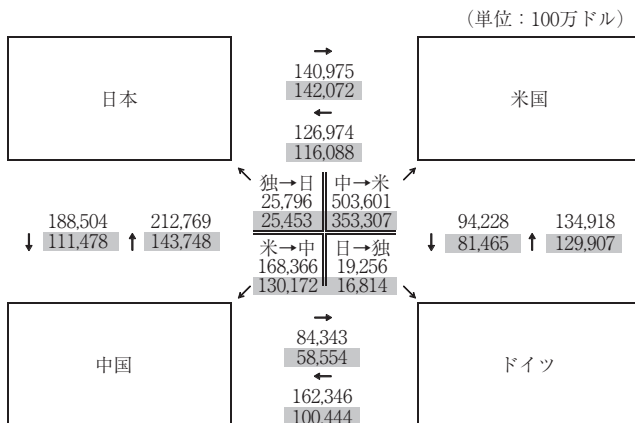
1,674億ドルへと縮小する (図表Ⅲ-36)。

2 国間の取引額が変動することにより、2 国間の収支構造にも違いが生じる。米国の貿易収支を見ると、2014年の付加価値額ベースの対中貿易赤字は2,231億ドルと、取引額ベース (△3,352億ドル) とは1,121億ドルの差が発生する (図表Ⅲ-37)。米国の対中国貿易赤字について、取引額ベースと付加価値額ベースの貿易赤字との差を時系列でみると、1995年の78億ドル (取引額ベースの貿易赤字額: 205億ドル、付加価値額ベースの貿易赤字額: 127億ドル) から2014年に1,121億ドルへ拡大していることがみてとれる (注4)。中国から米国へ輸出される財・サービスは、必ずしも中国にて生産された財・サービスでない取引が多く含まれており、世界大での分業体制が進んでいる姿が垣間見える。なお、中国からみた米国向け付加価値額ベースの輸出額が増加傾向にある。また、中国の総輸出額に占める国内付加価値額も増加しており、中国が従来、輸入に頼っていた財・サービスが国内で生産可能になってきていることを示唆していることから、付加価値額ベースの貿易額の変化には注視していく必要があるだろう。

このほか、対中国と同様に、取引額ベースの貿易統計では多くの貿易赤字を計上する対メキシコについても、付加価値額ベースの貿易赤字の方が、恒常的に小さいことが読み取れる。対日本や対ドイツについては、付加価値額ベースではむしろ赤字額がやや拡大する。

2014年の世界産業連関表データベース (The World Input-Output Database: WIOD) を用いた付加価値額ベースの貿易額の推計でも、米国から見た対中国貿易収

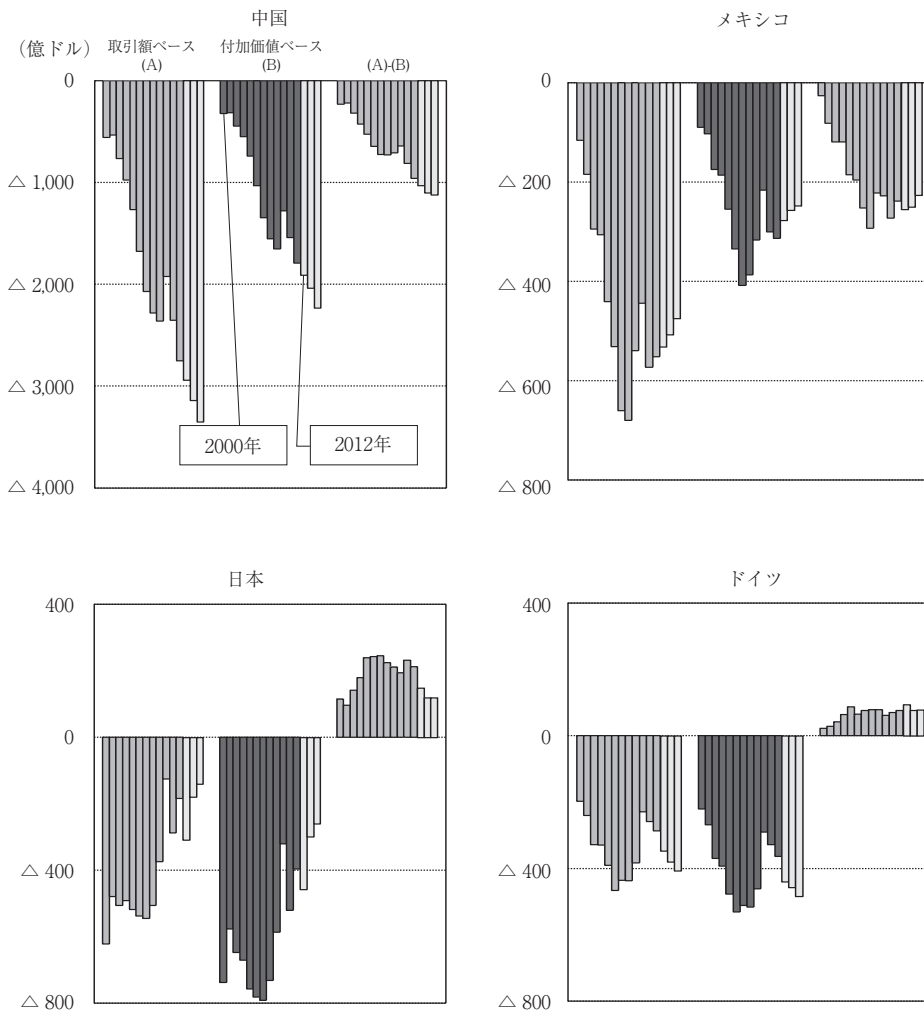
図表Ⅲ-35 日本・米国・中国・ドイツ間の貿易の流れ (2014年OECD暫定値)



〔注〕① 上段が取引額ベース、下段網掛け箇所が付加価値額ベース。
 ② 取引額は各国の総輸入額と国別構成比から算出。
 ③ 国内最終需要に対する海外付加価値額を付加価値輸入額とした。
 〔資料〕OECDから作成

〔注4〕冒頭に言及したとおり、2012年から2014年のデータは暫定値であるため、2011年以前と2012年以降のデータを単純に比較できない点には留意が必要である。

図表Ⅲ-37 米国から見た貿易収支



〔注〕① 2012年から2014年までは暫定値。2011年以前と単純比較できない点に留意が必要。

② 2012年以降の取引額は、各国の輸入総額と国・地域別構成比から算出。

〔資料〕 OECDから作成

支は、付加価値額ベースでは縮小することが確認できる。OECD推計と異なる点として、例えば米国の対日本貿易収支が付加価値額ベースで縮小するなど挙げられるが、いずれにせよ付加価値貿易の分析枠組みをとおして見える世界は、取引額ベースの貿易統計で見える世界と異なることには変わりはないと言えるだろう^(注5)。

■ 多国間貿易体制の再評価を

本節で分析した付加価値貿易データを通じて読み取れるように、物品・サービスの貿易統計が示す貿易収支だけから各国の貿易実態を評価するのは正確ではない。また言うまでもなく、今日の貿易関係は二国間関係のみで完結するものではない。OECDやG20など国際対話の場

(注5) ここではOECDのデータを中心に紹介したが、国連貿易開発会議(UNCTAD)は2018年6月に発表した「世界投資報告2018年版」にて、1990年から2018年(2016年から2018年は暫定値)までの付加価値貿易額等を推計した「UNCTAD-Eora GVC Database」を基に、グローバル・バリュー・チェーン分析を行っている。

で繰り返し確認されているように、多国間貿易体制の意義は過小評価されてはならない。

米国出身のWTOアラン・ウォルフ事務局長は2018年5月の講演で、「貿易戦争に対してどこの国が最も耐久性があるかを突き詰めても、全ての当事者に対する甚大な被害という一つの結論にしかたどり着かない」と述べ、現状へ強い危機感を示した。さらに、ブエノスアイレス閣僚会議での有志国の成果に言及しつつ「(WTO体制の) システミックな失敗は受け入れられない。変化が必要ならば、新しいバランスを築くということだ」として、有志国の取り組みを含めた多国間ルール形成の必要性を訴えている。「新しいバランス」には、危機に直面するWTO紛争解決制度の一定の見直しという要素も含まれる。

仏マクロン大統領も2018年5月、OECDにおけるスピーチで、米・EU・中国を中心と

した主要国・地域間でWTOの改革に向けた対話を進めるべきと呼びかけた。

現状では多国間ルール形成は容易ではないが、WTO漁業補助金交渉において「国連持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を掲げているように、合意が得られやすい緩やかな多国間目標、いわゆる「ソフトロー」を用いるアプローチも有効であろう(本節コラム参照)。

また次節でWTOにおける電子商取引に関するルール形成の議論を取り上げたように、WTOにおける議論が、FTAやその他の国際枠組みが発展する土台となるケースもある。電子商取引の有志国枠組みへの米国、中国ら多くの国々の参加は、難局にある今日の多国間貿易体制の中で、今後の新たな可能性を示す動きである。

2018年には、日本の伊原純一大使がWTO一般理事会議長を務めている。全WTO加盟国の意見を調整して、合意形成に導くかじ取り役を担っており、加盟国間の緊張関係が高まる中、その役割は一層重大である。

Column III

●SDGsのインパクト

■SDGsの登場と主流化の動き

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの国際的な長期目標である。2001年に策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、開発途上国のみならず先進国自身も取り組むことが約束されている。貧困撲滅を主たるテーマとしたMDGsに対し、SDGsは「包摂性」を掲げ、持続可能性、環境、システム分野を加えたより広範かつ多面的に社会課題解決を目指す。

SDGsは17の目標と、それに付随する169のターゲットから構成されているが、加盟国を法的に拘束するものではなく、企業や市民社会の動員を図りながら、各国が国内枠組みを自主的に確立し、実行していくことを求めている。2016年のG20上海サミットでは加盟各国のアクションプランを採択、2017年のハンブルグ・サミットにおいて進捗を確認している。また、2018年7月に行われた国連のSDGsに係るハイレベル政治フォーラムにおいて、46カ国が自国の取り組み状況を伝える自発的レビュー報告書を提出している。

SDGsに対しては、日本政府や経済界も積極的貢献を表明している。2016年5月に、首相を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置、2017年12月には日本政府の関連施策をまとめたアクションプランを発表した。女性活躍、働き方改革、地方創生など主要な政策課題を実現するツールとして、政府はSDGs重視を打ち出している。また経団連は、2017年11月にSDGsの達成を柱とした企業行動憲章を改定し、持続可能な社会実現に向けた民間企業の役割を明確化した。

こうした日本におけるSDGsの実践は、諸外国と比べても先進的であり、国連のシンクタンクSDSNが2018年7月に発表したSDGs目標達成進捗ランキング

で、欧州諸国が上位を占める中、日本は157カ国中15位となった（表1）。アジアでは、韓国が19位、中国が54位、マレーシアが55位、ベトナムが57位となっている。

■ソフトローの国際標準として認識

拘束力のない努力目標であるにも関わらず、なぜ、施行から2年余りのSDGsがこれほどまで各国に影響を与えるのか。国連機関等による大々的なキャンペーン効果もあるが、その背景には、近年同時に起きている二つの潮流が考察される。

一つは、急速なグローバル化によってもたらされた、国際経済秩序の揺らぎだ。世界経済を押し上げてきた自由貿易の拡大は、一方で格差の拡大や不公平感の蔓延など、負の側面を露呈させている。これは経済基盤が脆弱な途上国においてだけでなく、先進国にとっても大きな問題となっており、その反射効果として保護主義的な動きを拡散することとなった。従来の国際経済秩序に代わるものとして、近年存在感を高めつつあるのが、普遍的価値に基づく規範意識の規格化・ルール化だ。具体的には、ISO26000（社会的責任）やISO20400（持続可能な調達）などの国際標準から、国連の責任ある投資原則（PRI）やEUの非財務情報・多様性情報開示指令といった規則が挙げられる。こうした一連の動きを包摂する上位概念として位置付けられているのがSDGsだ。

もう一つは、IoT、ビッグデータ、AI等の社会実装がもたらす第4次産業革命の進展である。技術革新によって次々と発生する新型ビジネスは、既存のルールの枠では収まりきらず、内外のステークホルダーと利害調整を図りながらのルール形成が必要となる。その前提条件となるのが、解決すべき社会課題を特定するアプローチだ。世界経済フォーラム（WEF）が第4次産業革命の目指すところとして明確に位置付けているとおり、広範な社会課題への関わり方を示したSDGsは、包括的な国際標準として今後も存在感を高めていくと考えられる。

■ビジネス界の反応

企業活動への影響に目を転じると、SDGs貢献を経営戦略や意思決定に取り込む経済合理性の議論は十分煮詰まっているとは言えない。しかし、WBCSD（持続可能な開発のための経済人会議）やWEFなどが積極発信することで、多国籍企業中心に急速に関心が高まっている。企業を重要な貢献主体と位置付けるSDGsは、ビジネスに幾つかの重大なインセンティブが働く構造をもつ。

まずは、SDGsに足並みを揃える国が増えるにつれ、関連する公共政策と資金がかつてない規模で動き始めていることだ。WBCSDの試算では、2030年までに、世界で少なくとも年間12兆ドルの市場機会を生み出し、3億8,000万人の雇用を新たに創出するとしている。デロイトトーマツコンサルティングは、2017年12月に発

表1 主要国のSDGs取り組み状況

国（順位）	SDGs目標の概要																
	1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 成長・雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段
ドイツ (4)	◎	△	○	○	△	○	○	○	△	○	○	●	●	●	△	○	△
英国 (14)	○	△	○	○	△	○	△	○	△	○	○	●	●	●	●	○	△
日本 (15)	○	○	○	◎	●	○	△	○	△	△	△	●	●	●	△	○	●
米国 (35)	△	△	△	○	●	○	△	○	○	●	△	●	●	△	△	●	●
中国 (54)	◎	△	●	○	△	○	△	◎	△	●	△	△	●	●	△	△	△
インド (112)	○	●	●	△	△	△	●	△	●	●	△	△	△	△	△	●	△

〔注〕①カッコ内の順位は、国連シンクタンクの評価に基づくSDGs目標達成進捗ランキング。

②記号は各国・各目標の達成状況を示すもので、◎>○>△>●の順で達成している。

〔資料〕"SDSN SDG Index & Dashboards Report 2018"から作成

表したレポート『SDGsビジネスの可能性とルール形成』の中でSDGsの17目標毎の世界市場規模を算出しており、71兆円（教育）から803兆円（エネルギー）と見積もっている。企業はSDGsが定めた領域にビジネスを寄せていくことで、今後大きな収益を期待できる。

他のインセンティブとしては、SDGsが提供するコミュニケーション・ツールとしての機能だ。世界の運用残高の3割を超えたとされるESG（環境・社会・企業統治）投資の主流化は、非財務情報の開示や無形資産投資を实践する企業への経済的インセンティブへと転換されている。ビジネスによる社会課題解決を発信し、企業価値を高めていくための手段としての役割は大きい。SDGsは大手企業と投資家との対話だけに止まらず、多様なステークホルダーとのパートナーシップ構築にも一役かっている。オープン・イノベーションのカギとなる「異業種・異分野との出会い」は、目的主義のSDGsが共通言語として媒介することで一層促進されている。例えばUNDP（国連開発計画）が手掛ける『ビジネス行動要請（BCtA）』には、貧困撲滅に寄与する技術やサービスを有する企業が参加している。日本企業も自動車解体・リサイクルを手掛ける中小企業の会宝産業（本社：石川県金沢市）など11社が参加認定されている。

■ SDGs型ルールへの対応

他方、企業にとってSDGsはリスクマネジメントの観点からも重要性を増している。地球規模の社会課題解決に根差した多国間協定、規制、規格、認証など、いわゆるSDGs型ルールの増加には十分注意を払っていく必要がある。ジェットロが2018年6月に発表したレポート「企業のサステナビリティ戦略に影響を与えるビジネス・ルール形成」によると、直近5～10年でSDGs型ルール形成が進み、SDGsがスタートした2016年以降、その数が急増している（表2）。多くは、国連や有志国、有志グループ（企業、NGO/NPO等）が形成した強制性の低い、いわばソフトローであるが、既存のビジネス実践に高い規律を求めているため、これまでとは異なる次元で事業評価のハードルを上げられる可能性が増す。

持続可能なパーム油生産の規律を定めた「RSPO認証」や漁業のあり方を規定した「MSC認証」などは、それぞれ任意のプライベート・スタンダードながらも、当該企業に対して環境資源保全への関与を強く迫っており、無為や無関心による潜在的な風評リスクを認識しておかなければならない。

また、米ウォルマートは自社の影響力をテコにした独自の調達基準を設け、サプライヤーに環境配慮や女性活用など社会課題への対処を求めている。生産現場やサプライチェーンへの配慮だけでなく、最近注目されているフードロス問題などは、消費のされ方にも企業配慮を求める世論を生む可能性がある。これまで品質や機能に重点を置いてきた日本企業は、こうした動きを見据え、

表2 SDGs型ルール形成の例

レベル・主体	名称	発効年
マルチ (多国間)	パリ協定（気候変動抑制・適応に関する国際枠組み）	2016年
	TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）	2017年
国・地域	EU非財務情報・多様性情報開示指令	2014年
	英国現代奴隷法（サプライチェーンの労働・人権規律）	2015年
	AUモデル法（アフリカにおける医療品規制の調和）	2016年
国連機関	カリフォルニア州ZEV規制（無公害車促進策）	2017年
	国連責任投資原則（PRI）	2006年
	ビジネスと人権に関する国連指導原則	2011年
国際機関	世界健康安全保障アジェンダ	2014年
	Science Based Targets（企業版2℃目標）	2015年
	食品ロス・食品廃棄物の測定・報告基準	2016年
	ISO37001（贈収賄防止マネジメント規格）	2016年
民間組織	ISO20400（持続可能な調達手引き）	2017年
	SA8000（人権、労働に関する企業倫理規格）	1997年
	RBA（電気電子業界の社会・環境・倫理認証）	2004年
	SASB（米国のサステナビリティ会計基準）	2011年
NGO/ NPO	社会資本プロトコル（企業と社会の関わり評価手法）	2017年
	MSC（天然水産物に対するエコラベル）	1997年
	SEDEX（企業の倫理情報共有プラットフォーム）	2001年
	RSPO（持続可能なパーム油生産と利用認証）	2004年
	RE100（再生可能エネルギー100%調達）	2014年

〔資料〕「企業のサステナビリティ戦略に影響を与えるビジネス・ルール形成」（ジェットロ、2018年）から作成

差別化の新たな軸足を築いていくべきだろう。

SDGs型ルールへの対応において日本企業が最も留意しておかなければならないポイントの一つが、人権やジェンダーといった、日本と海外（主として欧米）の認識に差がある分野で形成されるルールである。2011年に国連が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」は、欧米諸国が国内法整備という形で呼応している。欧米企業はサプライチェーン監督責任を明確化した規則を設けることで、調達先監査の実施やコンプライアンス方針の開示などを求め始めているが、サプライヤーの日本企業にも高い管理基準を要求してくることを予期しなければならない。また、ジェンダー問題でも、子供向け玩具に対象性別を付与するかという、感性を求める機運が高まりつつある。このような潮流は、労働衛生、公害抑制、CO₂低減などの分野に比べ、日本企業の認識や対策は手薄である。企業にとって、地球規模の社会課題への先見的な対応が今後、重要な経営課題になってくるだろう。

SDGs型ルールのもう一つの特徴が、あるべき姿（ビジョン）を目標に掲げ、バックキャストでビジネスを動かそうというものだ。企業に再生可能エネルギー100%を約束させる国際イニシアティブであるRE100（The Climate Group）や、海洋生物を危機にさらすマイクロ・ビーズ（微小プラスチック）の使用を制限させる欧米諸国の動きなどは、恒常的な善行の積み上げによるより良い社会実現を標榜してきた日本企業にとって、異なる価値観で形成されたルールであることを認識すべきだろう。

第4節 デジタル分野におけるルール形成

(1) デジタル貿易関連ルール

■有志国間のEC 議論検討枠組みが発足

ブエノスアイレスでの第11回WTO閣僚会議（MC11）は、加盟国の合意に基づく閣僚宣言ではなく、議長宣言が採択されるなど、今後のWTOでの交渉に不安が残された一方で、いくつかの分野では有志国による議論の開始が宣言された（詳しくは3節（1）「WTO交渉の動向」参照）。

電子商取引（EC）に関するルール形成がその一つだ。米国、日本、EUを含む71カ国・地域は、ECの貿易関連の側面について、将来のWTO交渉立ち上げに向けた検討作業を開始する共同声明を発表した（図表Ⅲ-38）。

WTOにおけるECの議論はこれが初めてではない。当時のWTO加盟国は、1998年5月にスイス・ジュネーブで開催された第2回閣僚会議にて「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」を採択した。同宣言に基づき一般理事会は、サービス貿易理事会、物品貿易理事会、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）理事会、貿易および開発に関する委員会に対し、それぞれの担当分野における関連規制（サービスであればGATS、物品であればGATTなど）がどのようにECに適用されるのかなどを検証するよう指示した。また同宣言では、第3回閣僚会議までの間、加盟国は電子送信に対する関税を賦課しない旨も記載された。

これまでのWTO閣僚会議では、閣僚宣言あるいは議長宣言にて、1) 上記四つの理事会・委員会が各々の作業を継続すること、2) 加盟国は電子送信に対して関税不賦課の慣行を継続すること、の2点が確認されるにとどまり、ECルール作りについては具体的な進展が待たれていた。WTOでの交渉に進展が見られなかったこと、そして昨今のECを含むデジタル貿易の急速な拡大を受け、WTO加盟

国のうち上記71カ国・地域は有志国間でのECに関する議論の開始を宣言した。

MC11にて発表された共同声明では、第1回の有志国会合を2018年第1四半期までに開催することが確認された。これを受け、2018年3月に第1回会合が開催され、上記71カ国・地域のほか、中国などを加えた約80カ国・地域が参加している。以降、2018年6月末現在までに4回の会合が行われている。日本は、オーストラリア、シンガポールとともに共同議長国を務めるほか、4月に開催された第2回会合前には今後議題とされるべき項目について提案を提出するなど、議論の前進に向けて存在感を示している。

図表Ⅲ-38 EC有志国会合のための共同声明参加国・地域

地域	国・地域名
アジア	オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、香港、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、シンガポール、台湾
米州	アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、米国、ウルグアイ
欧州・ロシアCIS	アルバニア、EU、アイスランド、カザフスタン、リヒテンシュタイン、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ノルウェー、ロシア、スイス、ウクライナ
中東・アフリカ	バーレーン、イスラエル、クウェート、ナイジェリア、カタール、トルコ

〔注〕EUの全28加盟国を含む。

〔資料〕WTO文書（WT/MIN(17)/60）から作成

図表Ⅲ-39 MC11以降にWTOに提出された提案に見られるEC議論の議案

項目	主な内容
プライバシー保護	各国・地域内で個人情報保護などに関する規制を整備することで、消費者やビジネスがより安心してECなどのデジタル貿易に従事することのできる環境を整える。
消費者保護	各国・地域において、オンラインビジネスでの詐欺被害などに対する適切な消費者保護の法整備を行う必要がある。
スパムメール	正式には「要求されていない商業上の電子メッセージ」を指す。消費者のオンライン取引に対する信頼構築のためにより健全なネットワーク環境を整える上で、スパムメールの取り決めに関する議論の進展への関心は高い。
電子署名・認証	電子認証は貿易円滑化のみならず、オンライン取引の拡大を促す要素と位置付けられる。国内法で電子署名・認証制度の整備や相互承認を定める必要のある国も存在しており、国際的な議論による枠組みの形成が期待される。
電子決済	デジタル貿易のさらなる拡大のために、安全にデジタル決済が利用できる環境整備が望まれる。デジタル決済は各国・地域の国内規制が大きく影響するため、健全な国内規制の枠組みを模索する国際的な議論が必要。
電子送信への課税	電子的な送信に対して関税を賦課しないとする現行のWTOのモラトリアムに関する項目。先進国のみならず途上国からも議論について高い関心が寄せられる。
電子情報の越境移動	データの越境移動はデジタル貿易の根幹をなす。米国は提案の中で、貿易ルールは消費者やビジネスが差別的な制約を受けることなくデータを越境移動することができるようにすべきだと主張する。
公共政策の適用範囲	デジタル貿易推進のためにデータ移動はある程度自由化されるべきである一方で、国・地域の公共政策や安全保障に必要と思われる規制を政府が設けることができる権利について、その「適正」範囲を議論する必要がある。
貿易に関わる文書の電子化	通関手続きに必要な情報や書類を電子的にアクセス可能とするほか、必要書類の提出についても電子媒体を受け付けるなどして、貿易の円滑化を図る。
マーケットアクセス	GATTやGATSなど既存のWTO貿易関連ルールにて貿易自由化を進めるほか、どのように既存のルールや枠組みがデジタル貿易に適用されるかなどについての議論の必要がある。
開発・協力	デジタル貿易の発展は途上国の開発と密接な関係があるとし、開発の観点を国際的な議論に盛り込むべきとする項目。

〔注〕上記項目は一部であり、全ての項目を網羅したものではない。

〔資料〕WTOへの提案（JOB/GC/174～182、188～190）から作成

MC11以降、2018年6月末までに有志国会合のためにWTOに提出された提案を基に、参加国が関心を寄せる項目(図表Ⅲ-39)を見ると、特にネットワーク環境やオンライン取引の信頼に関わる規制の整備についての項目が多く見られた。個人情報保護に関連するプライバシー保護に加え、詐欺被害からの消費者の保護、要求されていない商業上の電子メッセージ、いわゆるスパムメールに関する議論の提案などがそれに該当する。このほか、さらなるデジタル貿易の発展を促進する環境作りに向けた提案も見られた。現在、ECの決済方法で利用率が上昇している電子決済について、日本は提案(JOB/GC/177)の中で、各国の国内規制が電子決済の信頼性に大きく影響するとし、各国は適切かつ柔軟な国内規制の制定を検討すべきと主張する。WTOの閣僚会議ごとに延長が確認されている電子的送信に対する関税不賦課については、ブラジル(JOB/GC/176)は、必ずしも全面的に賛同していないアフリカ諸国など、途上国の主張も考慮して議論されるべきと唱える。途上国関連では、アルゼンチン、コロンビア、コスタリカの共同提案(JOB/GC/174)やブラジルなどが、デジタル貿易は途上国の開発と密接な関係にあり、インターネットアクセスの向上や国・地域間の格差なども重要だと主張する。

上記のように、各国・地域が共通して関心を寄せる分

図表Ⅲ-40 主要国・地域のデジタル貿易政策の概観

国・地域	特徴
米国	<ul style="list-style-type: none"> 競争力の高い自国企業の国外展開をサポートするため、他国のマーケットアクセス改善を通じたデジタル貿易の自由化を推進する。 他国・地域に先んじてFTAにてルールの浸透を図るほか、越境データ移動の促進など自由化水準の高いルールについてもWTOでの議論を促す。 主要国・地域間での越境データ移動の円滑化の観点から、EUとデータ移動に関する枠組み協定を締結。
EU	<ul style="list-style-type: none"> EU域内のデジタル経済における企業競争力低下への危機感を背景に、デジタル単一市場(DSM)構想を発表。域内の貿易障壁を撤廃しながら市場の統一を図る。 電子商取引(EC)に関する条項を持つFTAは多いものの、デジタル貿易のさらなる自由化には慎重な姿勢。
中国	<ul style="list-style-type: none"> デジタル保護主義とも指摘されるほど、多くの関連国内規制を設け、外国企業の参入には障壁が多い。 韓国、豪州とのFTAではECに特化した章を設けるも、マーケットアクセス拡大やデジタル貿易の自由化には慎重。
アフリカ諸国	<ul style="list-style-type: none"> 地場デジタル企業や自国のデジタル経済の成長のためには、産業政策が必要であると主張。デジタル貿易の高度な自由化は各国の産業政策実行の余地を狭めるとして、反発する声も聞かれる。
日本	<ul style="list-style-type: none"> TPP交渉参加を機に、自由化水準の高いルール形成に積極的な姿勢を見せている。2016年6月に発効したモンゴルとのFTAや2018年7月に署名したEUとのFTAでも、一部TPPに見られた規定が盛り込まれている。 2016年7月、2018年4月にWTOに提出された提案を見ると、TPPに盛り込まれた越境データ移動の自由やデータ・ローカリゼーションの禁止、ソースコードを含む機密情報開示要求の禁止のほか、電子決済に関してなどさまざまな分野についての議論の重要性を主張する。

〔資料〕各種資料から作成

野でのルール形成の必要性が認識される一方で、デジタル貿易に関する規制については意見が対立する場面も少なくない。デジタル貿易は情報の移動を伴うため、各国・地域はそれぞれが「適正」と認める範囲で規制を設けている。デジタル貿易関連規制では、この「適正」の範囲を巡り議論が停滞することもある。国・地域内のさまざまな要因から、国際ルール形成の場では主要国間で異なる姿勢が見受けられる(図表Ⅲ-40)。

■主要国のデジタル貿易政策

(1) デジタル貿易自由化を推進する米国

①国内事情

世界で最も精力的にデジタル貿易の自由化を推進している国の一つが米国である。米国の自由化推進へのスタンスは、自国企業の強大な競争力に起因する。電子的な送信への関税賦課やデータサーバー設置義務などデジタル貿易の障害となりうる規制は、世界的に競争力の高い米国企業にとって新規市場への進出の妨げとなる。米国政府がFTAやその他の国際的なルール整備を通じて他国へのマーケットアクセスを確保することが、自国企業の国外展開で重要となる。

②FTA・WTOなどの対外政策

米国は、FTAを通じてEC関連のルール形成を進めてきた。2001年に発効したヨルダンとのFTA(同FTA第7条)は、世界で初めてECを明示的に扱ったFTAとなった。その後、2004年1月に発効した米シンガポールFTAならびに米チリFTAで初めてECを独立した章として取り扱って以降、現在まで全てのFTAに電子商取引章を設ける。2017年5月までにWTOに通報された275件のFTAを検証した研究によると、米国はシンガポールに次いで2番目にECの条項を持つFTAが多い国となっている(注6)。また同研究によると、米国と豪州のFTAに見られる条文は他のFTAにも共通して見られる項目が多いという。これは、米国や豪州が結ぶFTAのEC章の影響が大きいことを意味する。

米国のFTAのうち、ECを独立した章として扱う11のFTAを、最も先進的とされるTPPの条項と比較すると、2004年のチリあるいはシンガポールとのFTA以降、対象とするルールの範囲が少しずつ拡大していることが分かる(図表Ⅲ-41)。WTOでの議論に高い関心が寄せられる電子的な送信に対する関税について、米国は2004年のFTA以降、一貫して不賦課とする条文を全てのFTAに設けている。さらに、ビデオ、音楽ファイルなどのデジ

(注6) “Provisions on Electronic Commerce in Regional Trade Agreements” (Monteiro, Jose-Antonio, and Teh Robert. 2017年, WTO Economic Research and Statistics Division, WTO Working Paper ERSD-2017-11)

図表Ⅲ-41 米国締結済FTAのEC章、WTOへの提案における記載事項

項目	米国の締結済FTA													WTO	
	チリ 2004年 1月	シンガポール 2004年 1月	豪州 2005年 1月	モロッコ 2006年 1月	CAFTA 2006年 3月	バーレーン 2006年 8月	オマーン 2009年 1月	ペルー 2009年 2月	韓国 2012年 3月	コロンビア 2012年 5月	パナマ 2012年 10月	TPP(参考) 離脱 (2016年 2月署名)	2016年 7月	2018年 4月	
定義	○(6)	○(4)	○(8)	○(4)	○(6)	○(5)	○(5)	○(8)	○(9)	○(8)	○(6)	○(1)			
適用範囲及び一般規定(重要性の確認)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(1.2)	○(2)			
電子的な送信に対する関税不賦課	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(1)	○(3)	
デジタル・プロダクトの無差別待遇	○(4)	○(3)	○(4)	○(3)	○(3)	○(4)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(3)	○(4)	○(2.12)	○(3)	
国内の電子的な取引の枠組み												○(5)			
電子認証及び電子署名			○(5)					○(6)	○(4)	○(6)		○(6)	○(9)		
オンラインの消費者の保護			○(6)				○(4)	○(5)	○(5)	○(5)		○(7)			
個人情報の保護												○(8)			
貿易に係る文書の電子化			○(7)					○(7)	○(6)	○(7)		○(9)			
インターネットへの接続および インターネット利用に関する原則									○(7)			○(10)	○(4)	○(2)	
情報の電子的手段による国境を超える移転									○(8)			○(11)	○(3)	○(2)	
インターネットの相互接続料の分担交渉の認可												○(12)			
コンピューター関連設備の設置要求の禁止												○(13)	○(5)	○(2)	
要求されていない商業上のメッセージに対する措置												○(14)			
協力	○(5)				○(5)						○(5)	○(15)			
サイバーセキュリティに係る事項に関する協力												○(16)		○(5)	
ソースコード開示要求の禁止												○(17)	○(7)	○(4)	
紛争解決												○(18)			
透明性(法の公開など)					○(4)			○(4)		○(4)	○(4)				

〔注〕 年月は発効時期を指す。括弧内の数字は、該当項目が当該FTAの電子商取引章のうち何番目の条項に当たるかを示す。

〔資料〕 米国の各FTA協定ならびにWTOへの提案(JOB/GC/178、JOB/GC/94)から作成

タル・コンテンツを、同じ内容の物理的な物品などと同様の待遇をとること、すなわちデジタル・コンテンツの無差別待遇についても全てのFTAで設けてきた。豪州、ペルー、韓国、コロンビアとのFTAでは上記条項に加え、電子認証および電子証明、貿易に関わる文書の電子化など貿易円滑化に関わるルールや、オンライン取引における消費者の保護についても規定する。さらに、韓国とのFTAでは情報の越境移動が貿易円滑化のために重要であり、個人情報保護に留意しながらも不必要な規制を設けるべきでないと定める。

WTOへの提案では、米国がデジタル貿易のさらなる自由化を進めたい意向が垣間見える。2016年7月(JOB/GC/94)、2018年4月(JOB/GC/178)に提出された提案を見ると、電子的な送信への関税不賦課やデジタル・コンテンツの無差別待遇に加え、自由で開かれたインターネット環境の確保のために無作為にウェブサイトなどへのアクセスを規制しないこと、越境データ移動に対して差別的な障害を設けないことなど、従来のFTAではあまり見られなかった項目について国際的な議論が重要と主張する。TPPで明文化されたデータサーバーの国内設置義務の禁止やソースコードの開示要求の禁止についても同様に、話し合いの必要性を説く。このほか、技術の強制移転の禁止や、使用する技術(使用する機器や暗号化技術など)の選択の自由、より迅速で透明性の高い通関手続きなどにつき、二つの提案を基に議論を促す。

③その他：地域的な枠組みへの参加

米国のデジタル貿易の自由化促進は、FTAやWTOでのルール形成にとどまらない。その他の地域的な枠組みとして、最大の貿易パートナーであるEUとは「プライバシー・シールド」と呼ばれる情報移管に関する枠組みに合意している。同枠組みは、原則的に個人情報の域外移動を禁止しているEUから、米国企業が自国内に個人情報を移管できる仕組みを設ける。プライバシー・シールドでは企業が順守すべき項目が定められ、米国企業がそれらの項目を順守しているか否かを自社で申請する形をとる。同枠組みに参加していれば、2018年5月に運用が開始されたEUの一般データ保護規則(GDPR)下でもデータ移動が許可される。2016年7月に適用が開始され、2018年6月21日現在、3,215の米国企業が登録している。

多くの企業に利用されるプライバシー・シールドだが、懸念点も挙げられる。同枠組みの発足は、2015年まで15年にわたって米EU間で利用されていた「セーフ・ハーバー」という情報移管の枠組みがEU司法裁判所で違法と認定されたことに起因しており、プライバシー・シールドに対してもその合法性に疑問を呈する声が聞かれる。その上、プライバシー・シールドの米国オンブスマン等を担う経済成長・エネルギー・環境担当次官が現政権下で未だ任命されていないこと、システムに対する欧州側の認知度が低いことなども懸念とされる。

米国はアジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールールシステム(CBPR)にも参加する。CBPR

は、アジア太平洋地域において、個人情報に配慮しながら地域内の越境データ移動を円滑化するために設立された。企業や組織は、情報保護に関する社内ルールや体制の自己審査の後、認定された中立的な認証機関の審査を受けて、越境データ移動のための認証を得る。CBPRの2011年の策定を受け、日本も2014年より参加している。地域大のデータ移動を可能とする枠組みとして期待のかかるCBPRだが、これまでの運用実績は豊富とはいえない。2018年6月末現在、CBPRに参加する国は米国、メキシコ、カナダ、韓国、シンガポール、日本の6カ国に限られる上、認定機関は情報保護のコンプライアンスなどに関するサービスを提供する米TrustArc社と一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の2団体のみに限られる。また、システム自体の認知度の低さも問題視されている。他方で、豪州、フィリピン、台湾などがCBPRへの参加に関心を寄せていると報道されており、今後、参加国の増加が活発な運用につながるかが注目される。

（2）域内のデジタル市場統一を図るEU

①域内事情

対外的にデジタル貿易の自由化を推進する米国に対し、EUは域内のデジタル貿易の自由化を優先する。欧州委員会は2015年5月にデジタル単一市場（DSM）設立の構想を発表した。EU域内のデジタル貿易の障壁撤廃や域内の関連ビジネスの促進をとおして、欧州のデジタル市場統一を図る（詳しくは本節（2）「デジタル分野の非貿易関連ルール」を参照）。

DSM構想の背景には、EU自身のデジタル経済における競争力に対する危機感がある。欧州委員会は2015年当時、オフラインにおける単一市場の障壁が域内のデジタル貿易にも影響を与えており、一例として中小企業でEU域内の越境ECに従事する企業の割合が7%にとどまることを挙げた。加えて、当時の域内におけるデジタル市場の54%を米国企業が占めることもDSMが必要とされる理由に挙げた。実際に米国の主要デジタル企業はいずれも欧州に進出しており、多くのEU市民や企業が米国企業のサービスを利用する。競争力に対する危機感は中間レビューでも垣間見える。欧州委員会はレビューの中で、より計算能力の高い機能を兼ね備えた「ヨーロッパ・オープン・サイエンス・クラウド」整備の必要性を説く。同レビューは、EUの第三国への依存の増加、ひいては域外へのイノベーション逃避を防ぐため、欧州内で創出された研究や産業データが高い計算能力を求めて域外で分析、処理されるという事態は避けられるべきと主張する。

②FTA・WTOなどの対外政策

FTA やWTOにおけるEUの対外的なデジタル貿易自

由化に対する姿勢は米国ほど積極的ではない。EUがこれまでに結んだFTAを見ると、ECに関する条項を盛り込んだFTAは2008年に発効したEU・CARIFORUM・FTAをはじめとして件数は比較的多い。しかし、他国・地域のFTAがECを独立した章として扱う傾向にある一方、EUはECを「サービス貿易、設立、電子商取引章」として扱うことが多い。さらにEUは、他国のマーケットアクセス拡大を見据えたデジタル貿易の自由化について、慎重な姿勢を見せる。例えば2017年9月に暫定適用が開始されたEUカナダFTAを見ると、個人情報保護についてはデータ保護に関する「関連国際機関の国際的な水準を考慮に入れる」として、FTAでのルール形成まで踏み込んでいない。デジタル貿易の環境整備に関する条項をみても、電子署名やスパムメールなどに関しては対話を継続すること、などの言及にとどまる。EUのFTAは規制に関する対話に重点を置くことが多く、TPPなどに見られたデジタル貿易自由化を推進するような項目は少ないと指摘される。

EUが2018年5月にWTOに提出した提案（JOB/GC/188）を見ると、上記WTOのEC議論に関する有志会合で議題としてEUが挙げたのは、電子上の契約、電子認証、消費者保護、スパムメッセージ、事前認証（提供するサービスが電子的であるという理由のみでサービス提供の認証を必要とすること）の禁止、電子的な送信に対する関税不賦課などにとどまった。

③その他：欧州規制の他地域への影響

上記DSM構想など域内のデジタル貿易環境整備に注力するEUだが、その市場の大きさから間接的に域外のデジタル貿易関連の規制に影響を与えうる可能性がある。2018年5月より適用が開始された一般データ保護規則（GDPR）がその例だ。GDPRは、個人情報を適切に守る環境整備という観点でDSM構想の中でも重要な柱である。他方、原則的にEEA（欧州経済領域）外あるいはデータ保護に関して十分な水準を満たしているという認定（十分性認定）を受けた国でなければ個人情報移管を認めないなど、域外国企業にとって厳しい規制を設ける。日本は十分性認定を受けていなかったが、2017年5月にはGDPRも考慮しながら策定された改正個人情報保護法が施行された。2018年7月には、約2年の交渉の末、相互にデータ保護システムの十分性を認定することに合意した。日本はGDPRのデータ保護水準に合わせるため、人種もしくは民族的素性、宗教的信条などを含む「特別カテゴリーの個人データ（Sensitive Personal Data）」の日本の規制上での定義の拡大、EU市民の個人データを第三国へ移管する際の条件、あるいはEU市民などからの訴えに対応するシステムの構築など、追加的な措置を

講じることも確認された。2018年秋ごろの十分性認定の運用開始を目指し、EUと日本はそれぞれ必要な国・域内手続きを進める。

GDPRの前身であるEUデータ保護指令も他国・地域に与えた影響は大きかった。UNCTADによると、モーリシャスや南アフリカ共和国で施行されているデータ保護規制はEUの同指令を基にしたとされる。ほかにも、2010年に合意に至った東アフリカ共同体のデータ保護に関する枠組みや、同年に策定された西アフリカ諸国経済共同体の個人データ保護に関する法令、2014年に策定されたアフリカ連合のサイバーセキュリティと個人データ保護に関する法的枠組みなど、多くの枠組みがEUのデータ保護指令の影響を受けている。EU域内の規制がアフリカ諸国に大きな影響を与える一因は、強い経済的な結びつきである。アフリカ諸国ではBPOビジネスの獲得などのために、EUと同様の法整備を行うことがビジネス機会に直結する。日本やアフリカ諸国の例のように、EUの統一化されたデータ保護に関する規制は、EU市場やビジネス機会により他国・地域に影響を及ぼす可能性がある。

(3) デジタル保護主義で地場企業の成長をもたらした中国

①国内事情

中国は、欧米と比較するとインターネット利用率はそれほど高くなく、インフラの整備も先進国に後れを取る。しかし、2016年にはインターネット利用者が全人口の半数を超え、今では国別のインターネット人口が世界最大となった。B2CのEC市場規模は米国を抜いて世界最大であり、主要企業のアリババの時価総額はアジア企業で最も高い。その上、デジタル企業が多く含まれるユニコーン（未上場で企業評価額が10億ドルを超える）企業の数も米国に次いで世界で2番目に多い。こうした企業の成長は国内市場が大きいことに加え、中国がデジタル保護主義的な政策をとることに起因すると指摘される。

図表Ⅲ-42 中国国内の主なデジタル貿易関連規制

大分類	小分類	規制例
税制とマーケットアクセス	政府調達	特定のソフトウェアやIT製品（マイクロソフト社のWindows 8やアップル社の一部製品を含む）の調達が禁じられる。また、国内産品の調達を促す、いわゆる「Buy Chinese」の規定も定められるなど、外国企業が不利となる規制が散見される。
	投資	通信事業やオンラインメディアの分野における外資参入には特に厳しい規制が設けられるほか、共同出資による設立でも工業・情報化部の事前の許可が必要となる。このほか、M&Aの場合は安全保障に関するスクリーニングなどが必要とされることもあり、関連機関が安全保障などを理由に投資を止めることができるシステムを採る。
会社設立	知的財産権	国内イノベーション促進政策の影響から、中国に法人登録のない企業は政府から製品の認証を得ることができず、代理人を立てる必要があるなど、さまざまな規制が設けられる。また公安部は全てのITシステムをセキュリティの観点から5段階（5が最も機密）に分類しており、レベル3以上に分類されるITシステムについては、その主要な要素には中国製を使用することが義務付けられる。
	データ政策	2017年6月より施行が開始されたサイバーセキュリティ法は、「重要情報インフラの運営者」が収集した個人情報やその他「重要な」データは中国国内に保存されるべきと定めるほか、これらの情報を国外へ移管する際にはセキュリティ評価が行わなければならない。加えて、その他の規制により金融、医療、地図などさまざまな業種でデータを国内のサーバーに保管する義務が課せられる。
データ取り扱い	媒介人の義務	検索エンジンのようなインターネット・サービス・プロバイダーなどの企業は、著作権侵害の通知があった場合にそのコンテンツを取り下げる必要がある。また、テロ行為に対する対策として情報のモニタリングなども義務付けられる。
	インターネット・アクセス	中国国内ではウェブページへのアクセスブロックやモニタリングが行われ、フェイスブックやツイッターなどのSNSやユーチューブなどのビデオ共有プラットフォームのほか、少なくとも14万の検索ワードがフィルターにかけられているという。また海外ウェブサイトはアクセススピードが遅くなるシステムが採られているという報告もある。
貿易制限	数量制限	輸出では、安全保障の観点からドローンやスーパーコンピューターなどの輸出が制限されるほか、スマートフォンやバッテリーに使われる一部の原材料にも数量制限などが課せられる。また、一部の電気機器の輸入には自動更新ではないライセンスが必要と言われる。
	技術標準	暗号化技術の開発を独自に進め、一部の通信回線では国内基準の採用を優先していたことが確認されている。また、国家の秘密事項に当たらない情報を暗号化する製品や技術の輸入・生産・販売などを行う場合、国の許可を得ることが義務付けられるが、審査の具体的な要件などは不明確な部分が多い。
	オンライン取引	中国国内のサーバーにてウェブサイトを開設する際には、インターネット・コンテンツ・プロバイダーとしてのライセンス取得が必須。ライセンスのない企業のウェブサイトは通知なしに遮断される。

〔注〕中国国内における全ての規制を網羅したものではない。

〔資料〕ECIPE「デジタル貿易制限インデックス (Digital Trade Restrictiveness Index)」, 経済産業省「2018年版不公正貿易報告書」、各規制の調達、各種関連資料から作成

デジタル貿易は個人情報を含むデータの移動を伴うこともあるため、「適正」な水準の国内規制はデジタル貿易推進のために奨励される。しかし、中国の規制はこの「適正」な度合いを超えているとの指摘がある。欧州国際政治経済研究所 (ECIPE) によるデジタル貿易関連規制の検証によると、対象となった64カ国中、中国が最も規制の厳しい国として挙げられた。検証の対象となった4分野のうち、会社設立、データ取り扱い、貿易制限の3分野で中国は最も厳しい規制を設けているとされた。残りの分野である「税制とマーケットアクセス」でも、中国は3番目に厳しいとされた。国内規制を細かく見ると、デジタル貿易に関連の強い分野で外国企業の資本や製品の参入が極めて困難となるような規制も存在する (図表

Ⅲ-42)。投資や政府調達への機会、知的財産権、データ規制、貿易数量制限や技術標準など、広範にわたり海外企業が中国国内で行うビジネスや権利が制限されている。規制の検証を行ったECIPEの研究者は別のレポートにて、中国が課す国内規制は他国・地域にも見られるものだが、それらを同時に、不透明な形で施行する国はほかにはないとした。

②FTA・WTOなどの対外政策

中国のFTAを見ると、国内規制を緩和してマーケットアクセスの拡大を目指すという姿勢は見えない。ECが独立した章として扱われる中国・韓国FTAや中国・豪州FTAを見ると、電子的な送信に対する関税不賦課については現行の慣習の継続に言及する一方で、WTOでの議論によっては必ずしも不賦課を継続する必要がないことをFTAに盛り込む。中国・豪州FTAではオンライン消費者の保護（第12条7項）やデータ保護（第12条8項）に触れている。消費者保護ではそれぞれの国が適切と考える程度に保護規制を設けること、データ保護については国によって異なる規制が存在するが、それぞれの国は自国に適切で必要と思われる個人情報保護の措置を行うべき、とする。どちらも国ごとに「適切」な規制を設ける権利の確認に主眼を置く条文となっている。

中国の対外的な姿勢はWTOに対しても一貫している。MC11に向けて2017年10月に中国がWTOに提出した提案（JOB/GC/142）で提案された六つの項目を見ると、最も主張が強かったのは中国が自国で進める越境ECのための保税区や保税倉庫の導入に関するものだった。その他も、貿易書類の電子化や電子認証、EC関連規制の透明性の向上など、EC利用の円滑化を促す項目が挙げられた一方、各国・地域の市場開放に関する提案は限定的であった。

（4）デジタル化をとらして経済成長を目指すアフリカ諸国

デジタル貿易で先進国や中国に後れを取る途上国は、自由化に全面的な賛同をしていない国が少なくない。先述のECIPEのデジタル貿易関連規制の検証を見ると、ロシアは中国に次いで2番目に規制が厳しく、インド（3位）、ブラジル（6位）、南アフリカ共和国（17位）とBRICS諸国が上位に挙げられた。一般的な貿易制限にも共通するが、デジタル保護主義的な制限を設けることで地場企業の成長を促そうとする国も少なくない。経済のデジタル化は通信業やECの成長だけでなく、さまざまな産業の効率化、ひいては国の経済競争力向上につながるという観点から、途上国の中にはデジタル貿易を開発課題の一部と位置付ける国も見られる。

インターネット環境など基盤インフラで他地域と差が

あるアフリカ諸国では特にその傾向が強い。2017年7月にアフリカ諸国が主催したパネルディスカッションの報告（JOB/GC/133）では、他国がデジタル経済の促進のためにとってきた政策はデータ・ローカリゼーションやインターネット上のフィルタリング、技術移転などさまざまだが、国による積極的な政策実行が行われたとの共通認識が示された。WTOにおける議論でも、それぞれの国が適切と考える政策をとれるように「政策実行の余地（Policy Space）」が確保されるべきだと主張する。アフリカ諸国は2017年11月にWTOに提出した提案（JOB/GC/155）の中で、デジタル産業発展のために必要な規制を課す権利は加盟国に認められるべきと主張した。また、電子的な送信に対する関税についても、多くの物品やサービスがデジタル化されてきたことから関税収入への影響などを検討しており、これまで継続されてきた関税不賦課のモラトリアムは自動的に更新されるわけではないとした。

2017年9月にWTOで開催されたパブリックフォーラムでも同様の主張が聞かれた。デジタル貿易を大きなテーマの一つとした同会議では、自由化を推進する声が聞かれた一方で、途上国からは貿易の自由化は各国が実行する産業政策の妨げになると主張する声も聞かれた。南アフリカ共和国のWTO政府代表部参事官はデジタル貿易の自由化を求めるルールは「反開発（Anti-Development）」であり、地場産業の成長を妨げると発言した。国際的な枠組みが必要であるという共通認識はあるが、デジタル貿易に関連する具体的なルールの議論では、加盟国間で大きな隔りがあることがうかがえる。

（2）デジタル分野の非貿易関連ルール

■ デジタル経済への対応を急ぐEU

米国大手企業がデジタル経済において圧倒的な存在感を示す中、ルール形成および積極的なルールの運用によって対処するEUの独自の取り組みが際立っている。EUでは現欧州委員会が10大優先政策の第2に「デジタ

図表Ⅲ-43 EUにおけるデジタル分野のルール形成概略

欧州委員会「デジタル単一市場」戦略 (2015年5月発表、2017年5月中間見直し)	
三つの柱	取り組み例
① 消費者と企業のデジタル商品・サービスへのアクセス向上	競争総局による、EU競争法のデジタル分野への適用強化
② デジタルネットワークとサービスのための適正な環境創設	デジタル課税制度の提案 オンライン・プラットフォーム規則の提案
③ デジタル経済の潜在成長力の最大化	ICT分野の標準化強化を含むEU標準化政策の現代化

[注] 取り組み例はルール形成の観点で特徴的な内容を例示した。
[資料] 欧州委員会資料から作成

ル単一市場」の創設を掲げ、戦略立案と政策実施を進めてきた(図表Ⅲ-43)。

EUは特に2018年に入り、米国企業を中心とするデジタル大手を主要ターゲットにした斬新な政策案を矢継ぎ早に打ち出し、国際的な議論を呼び起こしている。欧州委員会は2018年3月、「デジタル課税」に関する新提案を公表した。欧州委員会によれば、デジタル関連企業は、平均で法人所得に対し9.5%の税を負担するにとどまり、これは従来型のビジネスモデルに基づく企業の税負担(平均23.2%)の半分以下である。デジタル企業は、企業の所在地に関わらず、利用者へのサービス提供、資本の移動と管理、知的財産権の発生と回収といった企業活動が複数の国をまたいで行われるため、創出される付加価値がどの国で課税されるべきか特定が困難であることが多い。

EU提案ではかかる現状に対し、抜本的な課税方式の見直しが必要だとする。同提案では、企業の活動がEU域内において「顕著なデジタル・プレゼンス」(年間700万ユーロ超の売り上げ、10万人以上のユーザー数、年間3,000件超のオンライン上のビジネス契約、のいずれか)が認められる場合、各加盟国で法人税を課税することができる。ただし、この方式は中長期的な解決策と位置付け、当面の暫定案として、一定以上の売上規模の企業による特定のオンライン上の活動から得られた売り上げに対して3%を課税する売上税(間接税)を導入する、という二段階の提案となっている。

企業の租税回避の行為は、OECDの「税源浸食と利益移転(BEPS)」プロジェクトで検討されてきた。OECDではデジタル経済下の税制問題について2018年3月、中間報告書を公表した。しかし110カ国以上が参加した議論では、現時点では一致した方向性を示すことはできていない。EU案は、国際的に収れんしていない国際課税の在り方の議論を先取りする提案として注目される。

さらに欧州委員会は2018年4月、オンライン・プラットフォーム企業の透明性や公平性に関する基準をルール化した「オンライン・プラットフォーム規則」案を提案した。規則案は、50人以上の従業員を有し、売上が1,000万ユーロを超えるプラットフォーム事業者に対し、入手した情報の扱いや検索エンジンの表示結果に関する順位

図表Ⅲ-44 デジタル分野におけるEU競争法に関する主な事案

件名	決定者	決定年月	テーマ	結果・判決
マイクロソフトによるリンクトイン買収	欧州委員会	2016年12月	企業結合	5年間の履行監視の下、確約の順守を条件に、買収を承認。
フェイスブックによるWhatsApp買収審査への対応	欧州委員会	2017年5月	企業結合	フェイスブックに1.1億ユーロの制裁金。
アマゾンによる電子書籍出版社との契約	欧州委員会	2017年5月	支配的地位の濫用	アマゾンが競争上の懸念を解消する確約を採択。
グーグルの検索エンジン同社のモバイル基本ソフト	欧州委員会	2017年6月 2018年7月	支配的地位の濫用	グーグルに24.2億ユーロ、43.4億ユーロの制裁金。
クアルコムによるスマートフォン・タブレット用通信チップ(LTEベースバンドチップセット)のアップルへの独占的供給	欧州委員会	2018年1月	支配的地位の濫用	クアルコムに約10億ユーロの制裁金。
リトアニアにおけるオンライン旅行予約システム	EU司法裁判所	2016年1月	カルテル	カルテルを認定。リトアニア競争当局が制裁金賦課。
高級化粧品インターネット販売制限	EU司法裁判所	2017年12月	地理的制限(ジオ・ブロッキング)	一定要件を満たす場合、EU競争法に違反しないと認定。
オンラインビデオゲームの配信プラットフォーム	欧州委員会	職権調査中	地理的制限(ジオ・ブロッキング)	-

[注] リトアニアのカルテル事案は、同国の最高行政裁判所、化粧品販売制限の事案はフランクフルト上級地方裁判所がそれぞれ、EU司法裁判所にEU法の解釈に関する先決的裁定を付託したもの。

[資料] 欧州委員会、公正取引委員会、その他各種報道を参考に作成

付けポリシーの明確化といった透明性の向上と、苦情申し立て制度など、紛争が生じた際の効率的な解決策の準備などを義務付ける。公表に際して欧州委員会は、主要な米国事業者の名前を挙げて、デジタル単一市場の機能においてはルール化が必要との見方を示した。

■ デジタル時代の競争法の論点

EUは税制改革やプラットフォーム規則案といった新しいツールだけでなく、競争法の厳格な適用を通じて大手デジタル企業の活動に一定の制約を課そうと試みてきた(図表Ⅲ-44)。しかし、デジタル経済はいくつかの観点で、従来の競争法では十分に検討されてこなかった新しい問題点を提起している。

第1の点は、データに対する評価である。従来の競争法は、商品の「価格」を競争における中心的な要素に置いてきた。今日、「データ」が急速に価値を高め、データに関して市場支配力を有する企業が単独で、またはM&Aを通じてその地位を濫用する可能性が高まっていると指摘される。

第2に、人工知能(AI)の進化が競争に与える影響がある。競争法では、第一の点でも挙げた市場支配的な地位の濫用という企業の単独行為と並んで、価格カルテルに代表される企業間の協調行為を通じた競争制限を規制してきた。しかしAIの発展により、競合関係にある企業間での協調的行為はもろろんのこと、物理的接点を全く持たなくても、コンピューターの計算プログラム(アルゴリズム)により、実質的な価格等のすり合わせを行える可能性が出てきた。企業間協調を前提とした従来のカルテル概念が適用できない可能性が想定される。

図表Ⅲ-45 「データと競争政策に関する検討会」報告書概要

論点	状況認識
データの価値の変化	IoT等によって、データの大量生成・収集・集積が技術的、経済的に容易になったこと、また、その後、人工知能関連技術の著しい発達によって、データを事業に活用できる現実性が向上し、その範囲も拡大したことという二つの大きな技術的变化が生じている。このような状況の下、データの獲得競争ともいい得る状況が生まれている場合もあるとの指摘もある。
データと競争の関係	多様なデータを収集し、集積・解析することを通じて、新たなイノベーションが生まれる可能性が高まる。価値のあるデータが第三者から不当に収集されたり、またはデータが不当に囲い込まれたりすることによって、競争が妨げられるような事態を避けなければならない。
データを活用する事業者	データを大量に集積し、活用している事業者として、いわゆるデジタル・プラットフォーム事業者が指摘される。これらの事業者が運営するプラットフォームは、いわゆる多面市場（異なるタイプの複数の需要者層が存在する市場）を構成し、特に、ある市場ではSNSをはじめとする金銭的対価を伴わない「無料」サービスが消費者等に提供される一方で、他の市場（例えば、オンライン広告市場）においては、金銭的対価を得ている場合が多い。
「無料」サービスの競争	競争は、本来価格のみでなく、商品の品質、数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等の競争手段により行われる。当該競争が阻害される可能性が認められるのであれば、金銭的対価を伴わない「無料」サービスの取引が行われる場を、「市場」として考えることが適切な場合がある。
デジタル・プラットフォームが競争に及ぼす影響	デジタル・プラットフォームなど、ネットワーク効果が発生する商品の使用から得られるデータについては、当該商品の性能向上によって、更に多くの顧客が当該商品を使用するようになる結果、「データの集積→商品の機能向上→更なるデータの集積→更なる機能の向上」、というメカニズムが働く可能性がある。同時に、このプロセスを通じて市場における寡占化が進行する可能性もOECD等において指摘されている。
従来の競争法の適用可能性	(検討会を通じて) データの収集、利活用に伴う競争上の懸念の多くは、従来の独占禁止法の枠組みにより対処できることが確認された。
データと競争政策の課題	・「デジタル・カルテル」(注)：今後、その実態を注視し、必要に応じて「不当な取引制限」の解釈における「意思の連絡」についての考え方の関係でも、論点を整理していくことが望ましい。 ・デジタル・プラットフォーム：人々の生活に大きな利便性がもたらされる一方で、独占化、寡占化を危惧する指摘が多い。

〔注〕 報告書によれば、「デジタル・カルテル」とは、国際的に確立した定義はないものの、同じ価格アルゴリズムを企業間で共有したり、利潤を最大化する人工知能を利用して、その人工知能が価格に関する共謀を達成するといった行為を指すことが多い。

〔資料〕 公正取引委員会競争政策研究センター資料から作成

その他、競争の存在を測る尺度として不可欠な概念である「市場」も、オンライン環境では固有の特徴がある。オンライン市場においては、地理的な概念としての市場の制約がほとんど存在しない。この点に関し、欧州では、本来存在しないオンライン販売の地理的範囲を人為的に規制する行為（ジオ・ブロッキング）と、欧州単一市場との関係が問題になっている。つまり、EU域内では、本来物品やサービスの自由な移動が保障されるべきところ、ジオ・ブロッキング行為によって加盟国をまたいだオンライン上での商品購入が不当に妨げられているという問題である。

特に、「データ」と「AIとカルテル」という二つの論点は、国・地域を問わず、今日の競争政策上、高い関心を集めるテーマになっている。「データ」に関して日本では公正取引委員会が2017年6月、「データと競争政策に関する検討会報告書」を発表した（図表Ⅲ-45）。

報告書からは、データが及ぼしうる影響の大きさへの危機意識が読み取れる。もっとも、同報告書では結論として、「データの収集、利活用に伴う競争上の懸念の多くは、従来の独占禁止法の枠組みにより対処できることが

確認された」と述べており、現在の競争法が、デジタル化がもたらす社会の変化に対応できていないという見方には否定的である。しかし同時に、今後注視すべき課題として、「デジタル・カルテル」すなわちAIとカルテルの問題と、「デジタル・プラットフォーム」による独占化、寡占化を挙げている。これらの問題が継続的な課題であることが読み取れる。

AIとカルテルに関しては、これまでアルゴリズムの活用が問題となった欧米の事案では、いずれも価格プログラムそのものではなく、関係した企業間の合意といった、当事者の「意思」がカルテルを認定する基準になっており、従来のカルテルの定義に収まっている。今後、当事者間の意思、人為性が全く確認できない場合で、価格アルゴリズムが作用して結果的に価格が高

止まりして消費者が不利益を被る事態の場合、競争法を適用できるのだろうか。この点、欧州委員会競争総局ヴェステアー委員は、2017年3月のスピーチで次のように述べている。「自動化されたシステムを用いる場合に、システム上、アルゴリズムがどのように作用して意思決定を行うかを企業が完全に把握することは難しい。他方、企業にできること、そしてしなければならないことは、システムの設計上（by design）、競争法の遵守を確保することである。」この指摘は、価格アルゴリズムを設計する場合、共謀が行われないことをあらかじめ確保することが、企業としての責任であることを意味する。つまり、プログラム上AIが、価格が高止まりする調整を行うことを積極的に回避する措置を事業者が取っていなかった場合、その不作為自体にカルテルの要件である当事者の意思の存在を認めることが可能だとする。この考え方は学界においても支持が得られている。

■標準化分野における必須特許問題の新たな展開

競争法と同様に、国際ルールの取れんが進んでいないものの企業の経済活動への影響が大きいルール分野として「標準化」が挙げられる。そして標準化分野でもまた、

デジタル等技術の発展が国際的な議論を喚起している。

注目される論点として、標準化必須特許の問題がある。2000年代、技術の高度化に伴い、国際規格をはじめ各種規格には多くの「必須特許」が組み込まれるようになった。必須特許を用いなければ規格に適合できないため、当該特許は無償または「合理的かつ非差別的（RAND）条件」や、「公平、合理的、非差別的（FRAND）条件」と呼ばれる安価なライセンス条件で使用許諾されることを、規格を所管する標準化機関が推奨してきた。しかし必須特許の特許保有企業が、自らが要求するライセンス条件に合致しない場合にはライセンス供与を認めない、いわゆる「ホールドアップ」行為が問題となってきた。代表事例としては、クアルコム（モバイル通信規格）、ラムバス（DRAM規格）、N-DATA（データ送信規格）など米国におけるホールドアップ事案がある。

ホールドアップ行為は裁判紛争化すると長期化し、企業体力を奪うため、標準必須特許の使用許諾に際して、特許権者によるRANDまたはFRAND条件の付与が徐々に定着していった。「標準必須特許のライセンス料で大きな利益を上げることは困難になりつつあり、標準必須特許の役割は、標準化された製品を製造するために必要な特許を安価にするツール」（一橋大学江藤学教授）であるとの認識が企業に広がっていると評される。

これに対して、米司法省のデラヒム反トラスト局長が2017年11月、標準必須特許問題への競争当局のアプローチの転換を主張したことが注目される。司法省はホールドアップ問題が議論される中で、今日「より深刻な」問題である「ホールドアウト問題」に対する認識が欠如しているとする。ホールドアウト問題とはすなわち、標準化機関側が要求するライセンス条件に合致しない限り、当該特許に対して過小なライセンス料を支払う、もしくはライセンスを取得しないと脅迫する行為である。

RAND条件等の付与は協調的行為を伴う場合があり、司法省は標準化機関に参加する企業による反競争的行為に該当する可能性を指摘する。このような主張の背景として司法省は「標準化機関に参加する技術者に便宜を図りすぎて、革新的な技術によって適正な報酬を得ることが認められている知財権者のインセンティブが損なわれている危険性を懸念する」と述べている。今後デジタル技術の発展において、知的財産権と標準化、さらに競争法という三分野間のバランスの行方を見極める必要がある。

■ FTAにおける標準化ルールの進展

国際標準化分野では、国際規格への各国規格の取れんに積極的な欧州と、伝統的に自由な企業活動を通じた事実上のスタンダードを重視する米国との間で意見の相違がみられ、米司法省が主張する前出のホールドアウト問題も欧米間のテンションが具体化したテーマといえる。

国際ルール形成が進みにくい中でも、FTAを通じた標準化分野のルール化が一定程度みられる。日EU・EPAのTBT章における国際規格に関する規定が最も先進的である。同協定では、WTO・TBT協定でも定義されていない国際標準化機関8機関の具体名を列挙しているほか、近年問題となっている、さまざまな国際規格間の重複という問題を回避するよう関係機関に奨励することを規定している。さらに日EUが、双方の標準化機関同士が国際規格策定、とりわけ新領域の製品や、新技術において協力を進めるよう奨励することと規定している。

欧州委員会はデジタル単一市場戦略の中でも標準化政策として、「情報通信技術分野の標準化形成では（日本など）主要な国際的パートナーと歩調を合わせていく必要がある」と述べている。日EU・EPAにみられる標準化関連規定はこうした戦略の一環ともみることができよう。